

「吹田市立地適正化計画」新旧対照表

令和3年12月17日現在版

旧版

はじめに.....	1
1 立地適正化計画策定の意義等.....	2
1.1 立地適正化計画の概要.....	2
1.2 吹田市都市計画マスタープラン(改定版)の概要.....	7
2 吹田市のまちづくりに関する特長と課題.....	13
2.1 本市の概要.....	13
2.2 土地利用.....	14
2.3 人口.....	21
2.4 公共交通.....	26
2.5 各種都市機能.....	32
2.6 災害ハザード.....	58
2.7 財政.....	64
2.8 特長と課題のまとめ.....	65
2.9 吹田市の都市構造の評価.....	68
3 立地適正化の基本的な方針.....	71
3.1 立地の適正化に関する基本的な方針.....	71
3.2 区域の基本的な考え方.....	72
4 居住誘導区域.....	73
4.1 居住誘導区域.....	73
4.2 居住誘導の施策.....	77
5 都市機能誘導区域・誘導施設.....	78
5.1 都市機能誘導区域.....	78
5.2 誘導施設.....	80
5.3 都市機能誘導区域及び誘導施設.....	83
5.4 都市機能誘導の施策.....	101
6 届出制度.....	103
6.1 居住誘導、都市機能誘導に係る届出.....	103
6.2 届出の手順.....	105
7 進捗管理及び評価指標.....	106
7.1 進捗管理.....	106
7.2 評価指標.....	107
用語一覧.....	110

新版

はじめに.....	1
1 立地適正化計画策定の意義等.....	2
1.1 立地適正化計画の概要.....	2
1.2 吹田市都市計画マスタープラン(改定版)の概要.....	9
2 吹田市のまちづくりに関する特長と課題.....	15
2.1 本市の概要.....	15
2.2 土地利用.....	16
2.3 人口.....	23
2.4 公共交通.....	28
2.5 各種都市機能.....	34
2.6 災害ハザード.....	60
2.7 財政.....	66
2.8 特長と課題のまとめ.....	67
2.9 吹田市の都市構造の評価.....	70
3 立地適正化の基本的な方針.....	73
3.1 立地の適正化に関する基本的な方針.....	73
3.2 区域の基本的な考え方.....	74
4 居住誘導区域.....	75
4.1 居住誘導区域.....	75
4.2 居住誘導の施策.....	79
4.3 防災指針.....	80
5 都市機能誘導区域・誘導施設.....	111
5.1 都市機能誘導区域.....	111
5.2 誘導施設.....	114
5.3 都市機能誘導区域及び誘導施設.....	117
5.4 都市機能誘導の施策.....	137
6 届出制度.....	138
6.1 居住誘導、都市機能誘導に係る届出.....	138
6.2 届出の手順.....	140
7 進捗管理及び評価指標.....	141
7.1 進捗管理.....	141
7.2 評価指標.....	142
用語一覧.....	145

平成 26 年（2014 年）にはこの特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を作成することができることとなりました。この立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導するものであり、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村都市計画マスタープラン<sup>※</sup>に即し、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク等の観点からより踏み込んだ内容を定めるものです。

本市では、社会経済情勢や市民のライフスタイルの変化、関連する様々な計画や施策の進捗等を踏まえ、平成 16 年（2004 年）に策定した「吹田市都市計画マスタープラン」を平成 27 年（2015 年）に改定し、より一層魅力ある都市空間の実現をめざして取り組んでいます。

今般、この吹田市都市計画マスタープランに位置づけた理念や将来像の実現に向けた施策をより一層推進するために、「吹田市立地適正化計画」を策定することとしました。

本計画では、本市の特長や課題等を踏まえ、医療、子育て、文化等の都市機能を増進させる施設の立地を誘導する都市機能誘導区域やその誘導に必要となる施策等を定めており、今後、社会経済情勢や各施策の進捗等を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直しを行っていくこととしています。

本計画の推進にあたっては、市民の皆様や各種関係機関等のご理解やご協力が必要不可欠です。目標年次である平成 47 年（2035 年）に向けて、市民の皆様により身近に感じていただけるよう、全市を挙げて本計画を推進していきます。

平成 26 年（2014 年）にはこの特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を作成することができることとなりました。この立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導するものであり、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村都市計画マスタープラン<sup>※2</sup>に即し、**コンパクト・プラス・ネットワーク**等の観点からより踏み込んだ内容を定めるものです。

本市では、社会経済情勢や市民のライフスタイルの変化、関連する様々な計画や施策の進捗等を踏まえ、平成 16 年（2004 年）**3 月**に策定した「吹田市都市計画マスタープラン」を平成 27 年（2015 年）**3 月**に改定し、より一層魅力ある都市空間の実現をめざして取り組んでいます。

**この吹田市都市計画マスタープランに位置づけた理念や将来像の実現に向けた施策をより一層推進するため、平成 29 年（2017 年）3 月に「吹田市立地適正化計画」を、平成 30 年（2018 年）3 月に「吹田市立地適正化計画（改定版）」を策定しました。**

本計画では、本市の特長や課題等を踏まえ、医療、子育て、文化等の都市機能を増進させる施設の立地を誘導する都市機能誘導区域やその誘導に必要となる施策等を定めており、社会経済情勢や各施策の進捗等を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直しを行っていくこととしています。

**令和 3 年度（2021 年度）の見直しでは、主に平成 29 年（2017 年）3 月の計画策定以降の制度変更等への対応と、都市機能誘導区域の設定の考え方の再整理を行っています。**

**制度変更等への対応については、令和 2 年（2020 年）の都市再生特別措置法改正への対応が主なものであり、例えば、居住誘導区域に残存する災害リスクに対し、立地適正化計画に「防災指針」の追加等を行っています。**

**また、都市機能誘導区域については、都市計画マスタープランの本市のめざすべき「都市空間の将来像」として掲げている「地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」、「都市間・拠点市街地間のネットワーク形成」を重視した範囲設定を区域設定の考え方の基本として再整理し、区域の見直しを行っています。**

本計画の推進にあたっては、市民の皆様や各種関係機関等のご理解やご協力が必要不可欠です。目標年次である**令和 17 年（2035 年）**に向けて、市民の皆様により身近に感じていただけるよう、全市を挙げて本計画を推進していきます。

**令和 4 年（2022 年）3 月**







### SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、持続可能でより良い世界をめざすための国際目標です。

令和 12 年（2030 年）までの目標で、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを誓っています。SDGs は、先進国、発展途上国に関わらず、将来にわたって持続的な発展が可能な社会の実現に向けた共通の指標として国際的な広がりを見せています。



本計画では、SDGs の 17 のゴール（目標）のうち、以下の 6 つのゴール（目標）が関連していますが、本計画を着実に取り組むことで、これらの目標達成に寄与することになります。

また、本計画で掲げる居住誘導・都市機能誘導の施策及び都市機能誘導のターゲットにおいては、関連するゴール（目標）との関係を表示することで、各施策やターゲットがどのゴール（目標）の達成に寄与するものであるかについても示しています。

	目標 3  すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	目標 4  質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 9  産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ <sup>*11</sup> 構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標 11  住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 13  気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 17  パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 2050 年カーボンニュートラルとの関わり

コンパクトシティに関する最近の動向の 1 つとして、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ<sup>(※)</sup>にする、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが活発化していることが挙げられます。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の地方公共団体実行計画（区域施策編）において、コンパクト・プラス・ネットワークに関連する「都市機能の集約」、「公共交通の確保・利用促進」が位置づけられるなど、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、市町村単位でのコンパクトシティの推進も重要な役割を担っています。

このような動向を踏まえ、本計画では、令和 3 年度（2021 年度）の改定において、都市機能誘導区域を吹田市都市計画マスタープランの拠点市街地のまちづくり方針に、より合致するよう見直しを行うとともに、同区域内に誘導を図る個々の誘導施設等に対する環境配慮も重要であるとの認識に立ち、「5.3(3)都市機能誘導における配慮事項(P136)」において「都市の環境性能の向上」を掲げています。



出典：国土交通省「コンパクトシティに関する最近の動向（令和 3 年（2021 年）10 月）」

※「温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量(人為的なもの)」から、植林、森林管理などによる「吸収量(人為的なもの)」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。その達成には、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

なし



## (5) 吹田市立地適正化計画の目標年次

立地適正化計画の目標年次は、おおむね 20 年後の平成 47 年（2035 年）とし、おおむね 5 年ごとに、計画の進捗状況に関する調査・分析・評価を行います。また、本市の都市計画マスタープランの目標年次が平成 36 年（2024 年）となっていることを踏まえ、マスタープランをはじめとした上位計画の改定や、新たな制度への対応等の見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら適宜見直しを行うものとします。

5

## (7) 吹田市立地適正化計画の検討フローとスケジュール

本市では、立地適正化計画を以下の流れのとおり、平成 28 年度（2016 年度）に、現状分析等を踏まえて立地適正化計画の基本的な方針を検討した上で、都市機能誘導区域及び区域内への誘導施設を設定した計画を策定し、平成 29 年度（2017 年度）には、居住誘導区域の設定を含めた計画に改定します。

6

## (5) 吹田市立地適正化計画の目標年次

立地適正化計画の目標年次は、おおむね 20 年後の令和 17 年（2035 年）とし、おおむね 5 年ごとに、計画の進捗状況に関する調査・分析・評価を行います。また、本市の都市計画マスタープランの目標年次が**おおむね令和 6 年（2024 年）**となっていることを踏まえ、マスタープランをはじめとした上位計画の改定や、新たな制度への対応等の見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら適宜見直しを行うものとします。

7

## (7) 吹田市立地適正化計画の策定経過

本市では、平成 28 年度（2016 年度）に、現状分析等を踏まえて立地適正化計画の基本的な方針を検討した上で、都市機能誘導区域及び区域内への誘導施設を設定した計画を策定し、平成 29 年度（2017 年度）には、居住誘導区域の設定を含めた計画に改定しました。また、平成 30 年度（2018 年度）には、居住誘導区域において、防災対策や災害リスクを踏まえた改定版の変更を行いました。令和 3 年度（2021 年度）には、おおむね 5 年ごとに実施すべきとされている評価を行うとともに、法改正に対応した居住誘導区域への防災指針の追加や都市機能誘導区域の見直し等により、再度の変更を行いました。

8

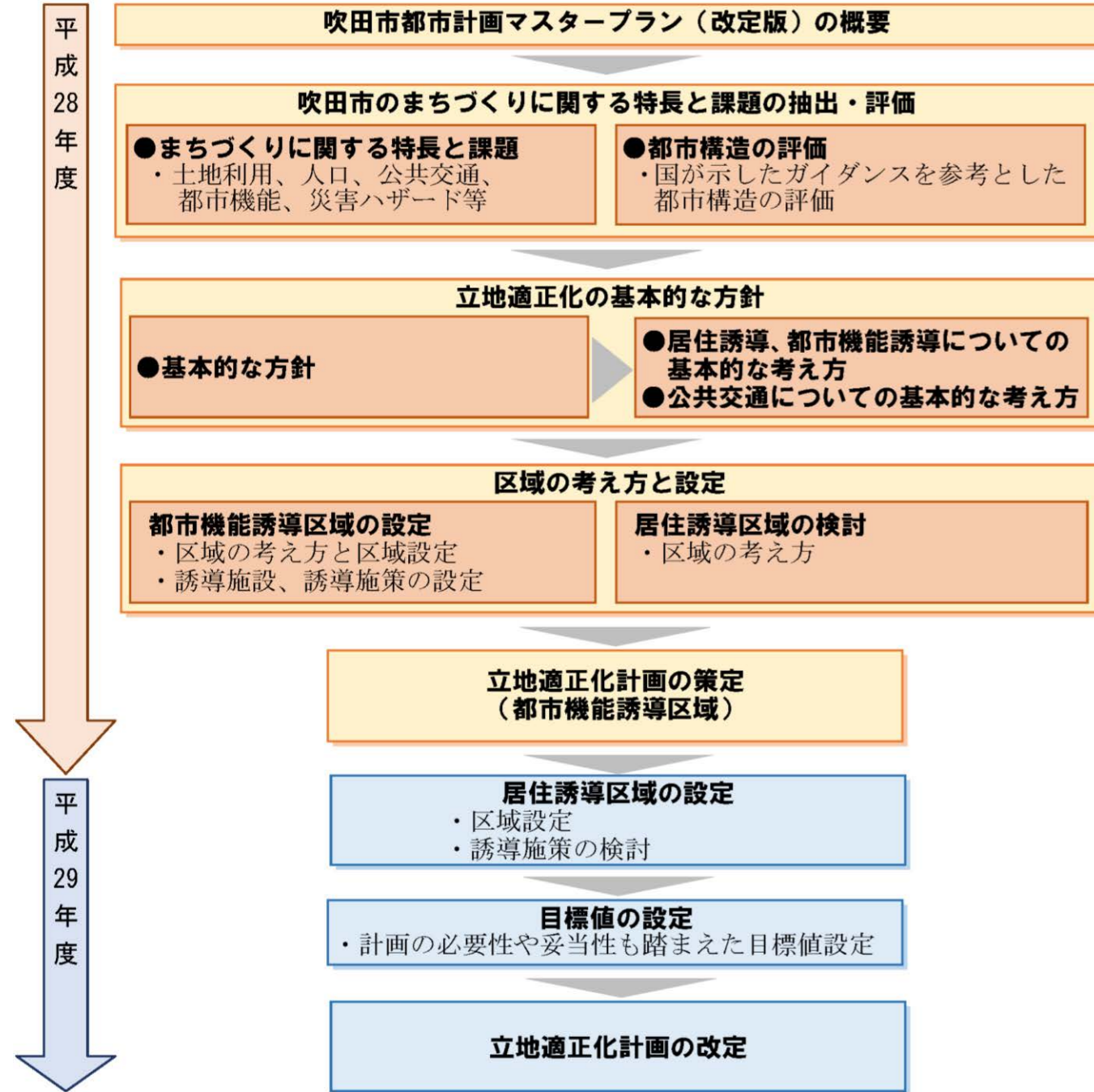


図 1.3 立地適正化計画の検討フロー

## (2) 計画期間

平成 16 年度（2004 年度）～平成 36 年度（2024 年度）

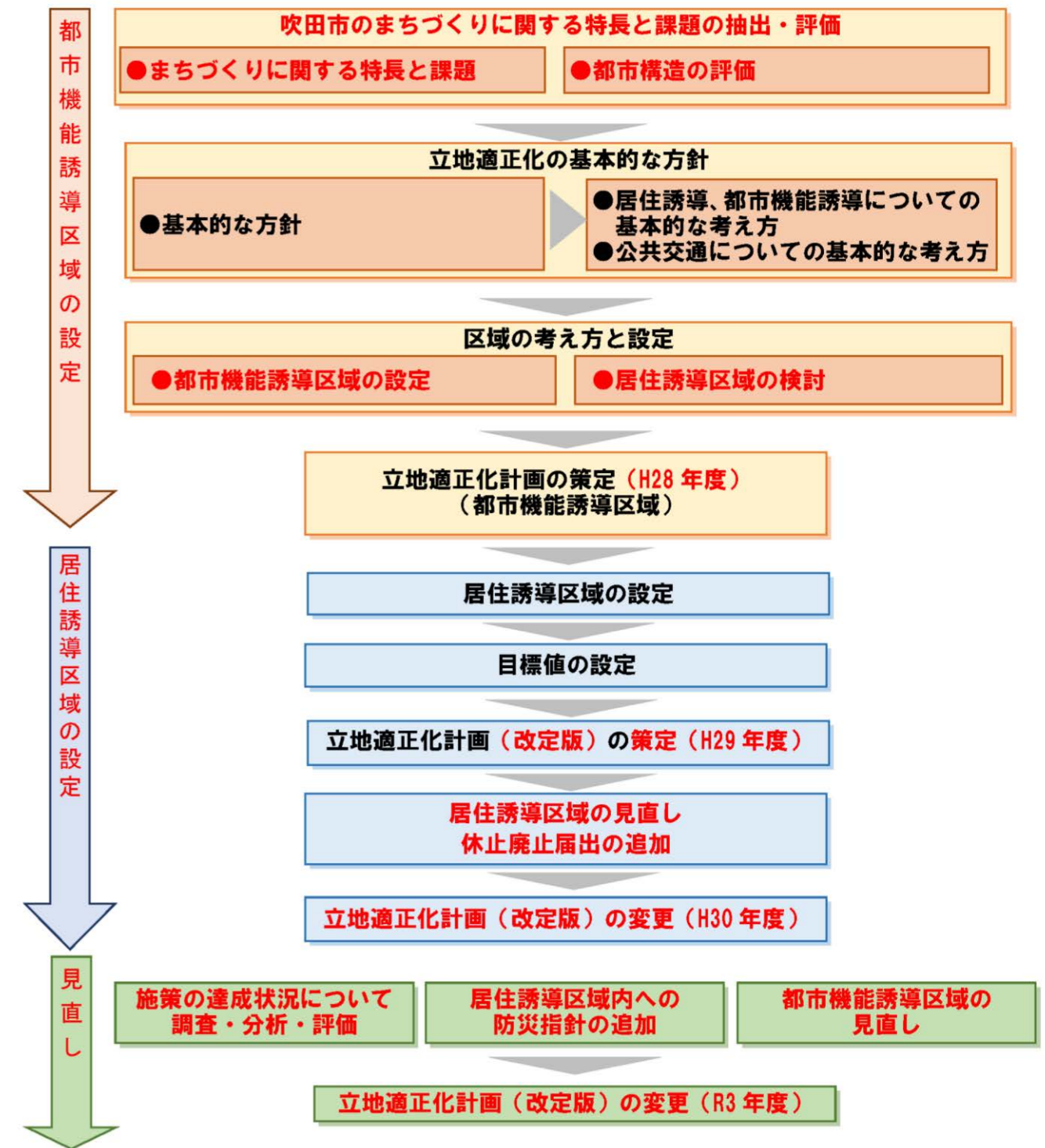
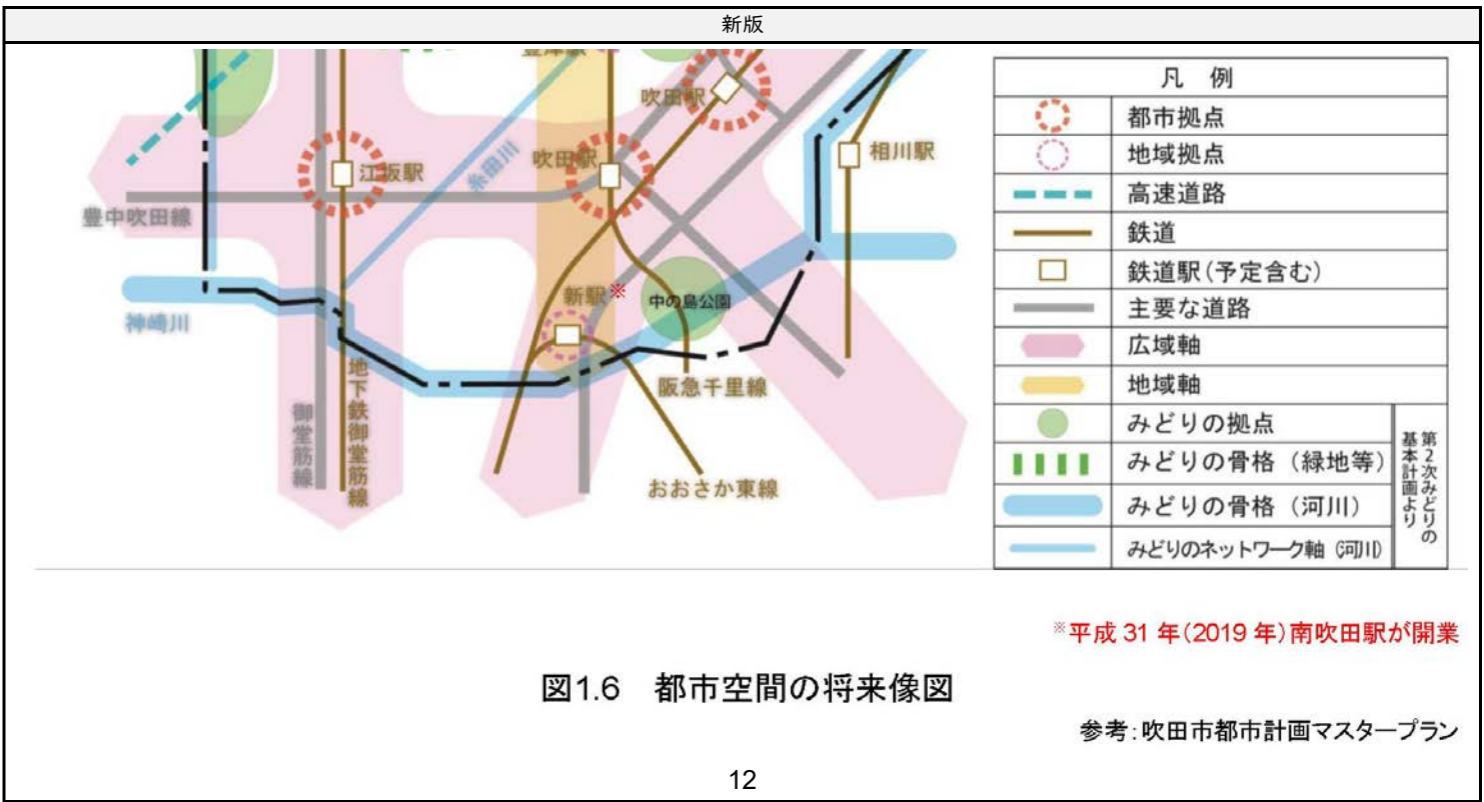
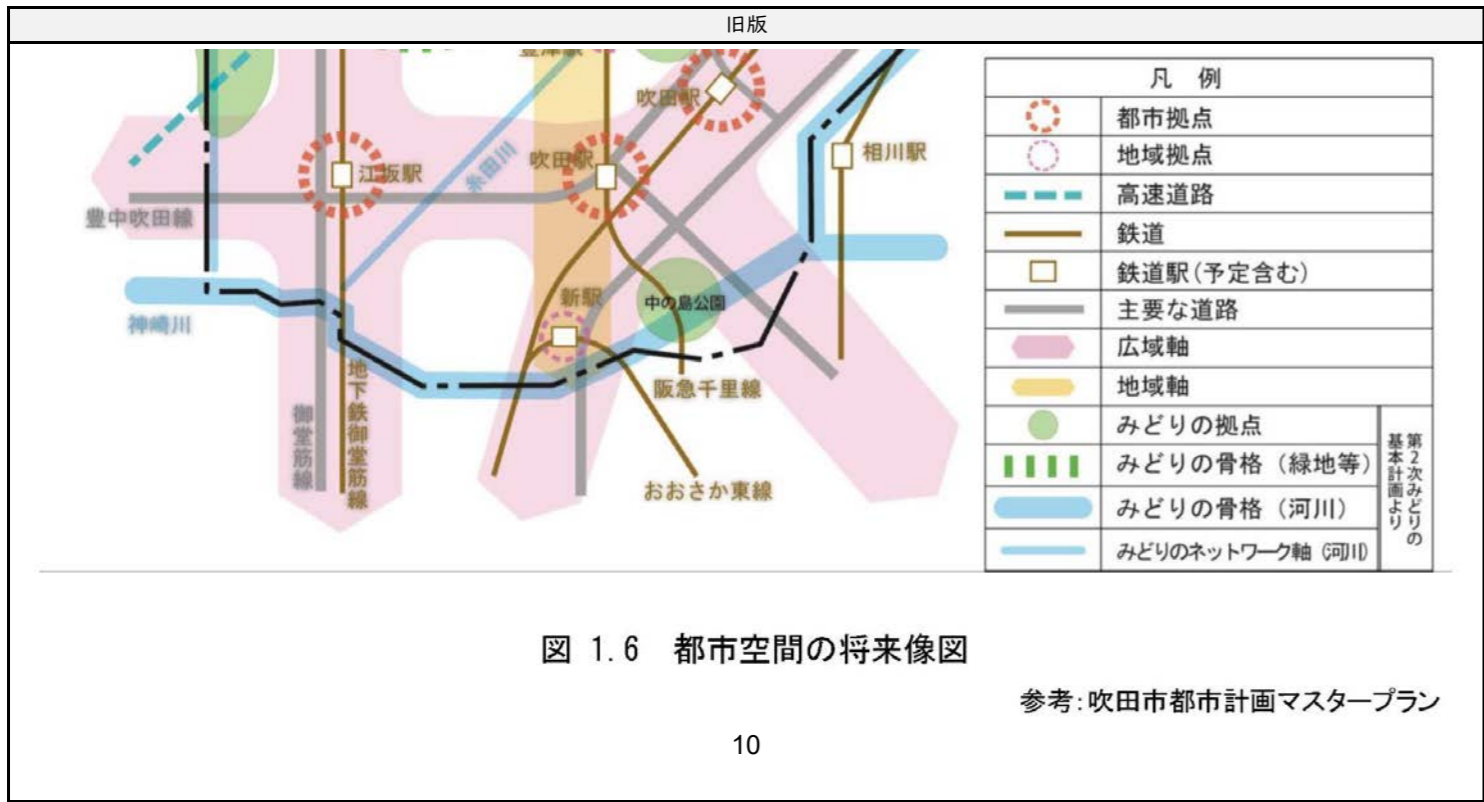


図1.3 立地適正化計画の策定経過

## (2) 目標年次

おおむね令和 6 年（2024 年）





おおさか東線新駅 周辺(南吹田地域)	おおさか東線*18 新駅周辺は、駅の設置とあわせて利便性の高い市街地環境の整備を進め、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成をめざします。
-----------------------	--

参考: 吹田市都市計画マスタープラン

12

おおさか東線新駅 周辺(南吹田地域)	おおさか東線*18 新駅周辺は、駅の設置*とあわせて利便性の高い市街地環境の整備を進め、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成をめざします。
-----------------------	---

参考: 吹田市都市計画マスタープラン

14

## 2 吹田市のまちづくりに関する特長と課題

### 2.1 本市の概要

13

吹田市第4次総合計画\*22 策定に係る人口推計(案)では、平成42年(2030年)に人口のピーク(約39.1万人)をむかえ、本計画の目標年次である平成47年(2035年)においては、約38.8万人の人口を見込んでいます。

21

## 2 吹田市のまちづくりに関する特長と課題

※本章の記載内容は、令和3年度(2021年度)の見直しが主に防災指針追加等の制度改正対応であったことを踏まえ、平成28年度(2016年度)の計画策定当初の記載を基本としています。ただし、見直し時の状況を注釈等で記載している箇所もあります。

### 2.1 本市の概要

15

吹田市第4次総合計画\*22 策定に係る人口推計(案)では、令和12年(2030年)に人口のピーク(約39.1万人)をむかえ、本計画の目標年次である令和17年(2035年)においては、約38.8万人の人口を見込んでいます。

23



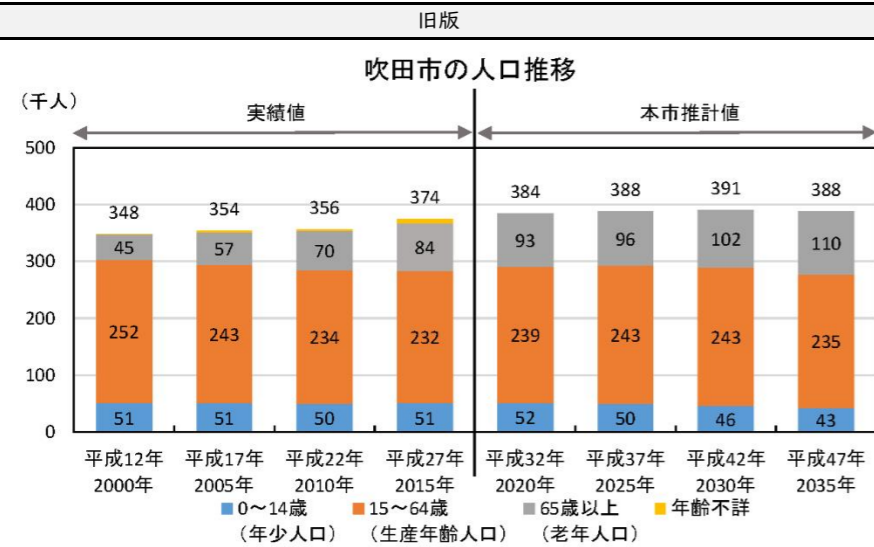


図 2.11 人口の推移 (将来予測)

資料: 国勢調査、吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計(案)

## (2) 人口の分布

目標年次の平成47年(2035年)は、ピークの平成42年(2030年)と比べ、人口は若干減少しますが、それでも、全国的に見ても高い水準の人口密度となることが予測されます。また、大規模な共同住宅の建設が進んだ地域等、人口が増加する地域も存在することが予測されます。

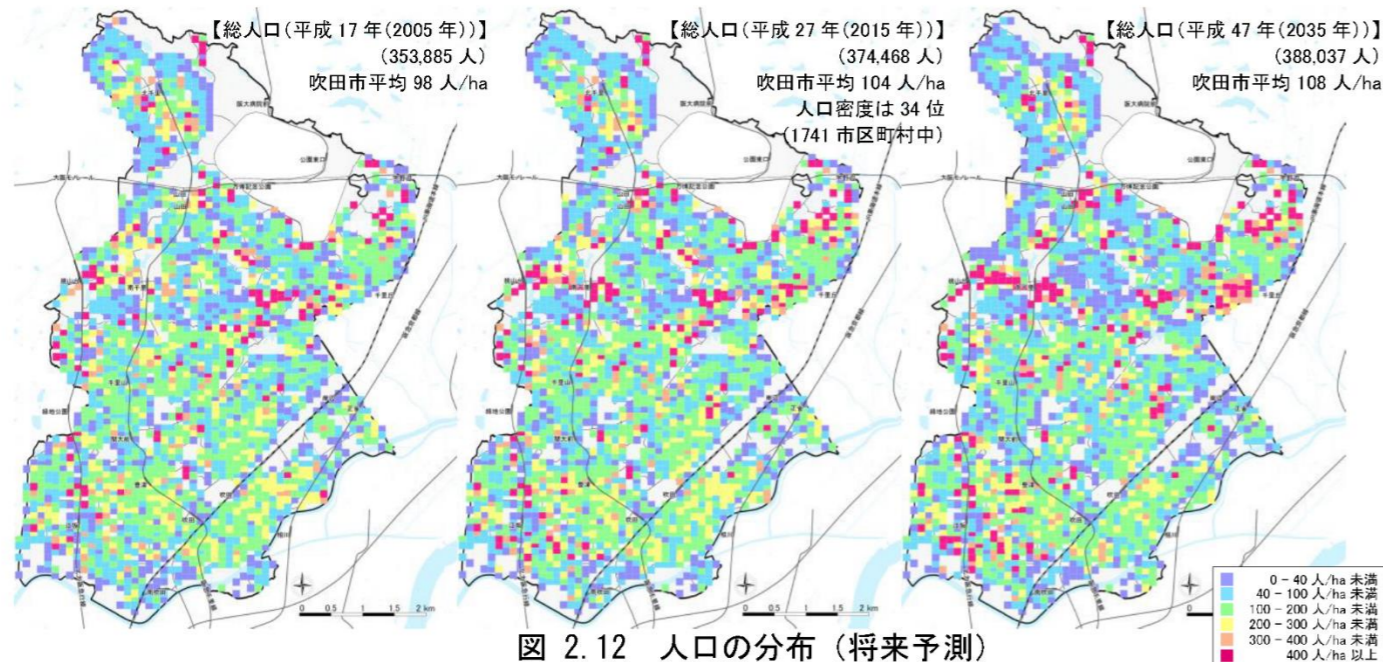


図 2.12 人口の分布 (将来予測)

資料: 国勢調査(500mメッシュをもとに電話帳データで100mメッシュに分割) 平成47年(2035年)については住民基本台帳の変化率を用いて推計

今後、大阪府や全国の推移と同様に、本市においても高齢化率\*23は高くなっていき、平成47年(2035年)時点で28.4%まで上昇すると予測されます。特に、後期高齢者(75歳以上)の増加により高齢化率が高くなることが予測されます。

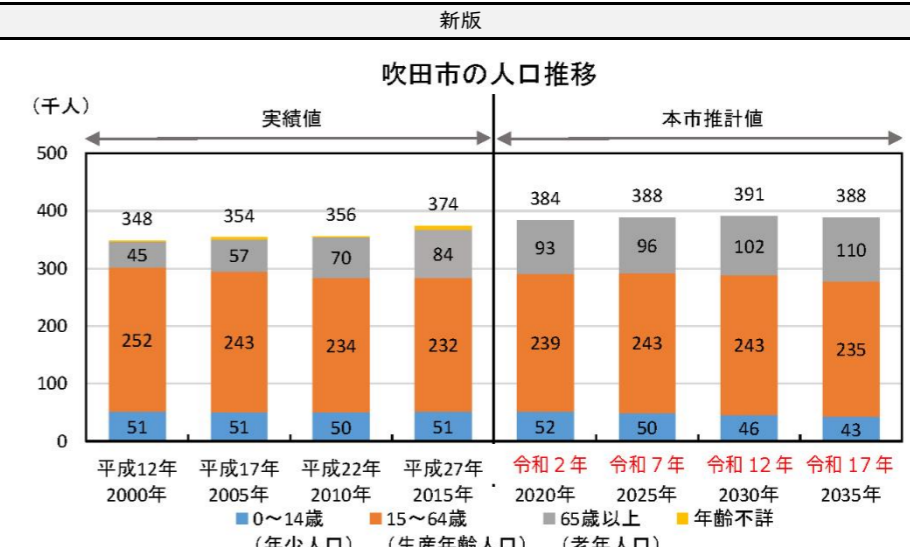


図2.11 人口の推移 (将来予測)

資料: 国勢調査、吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計(案)

## (2) 人口の分布

目標年次の令和17年(2035年)は、ピークの令和12年(2030年)と比べ、人口は若干減少しますが、それでも、全国的にみても高い水準の人口密度となることが予測されます。また、大規模な共同住宅の建設が進んだ地域等、人口が増加する地域も存在することが予測されます。

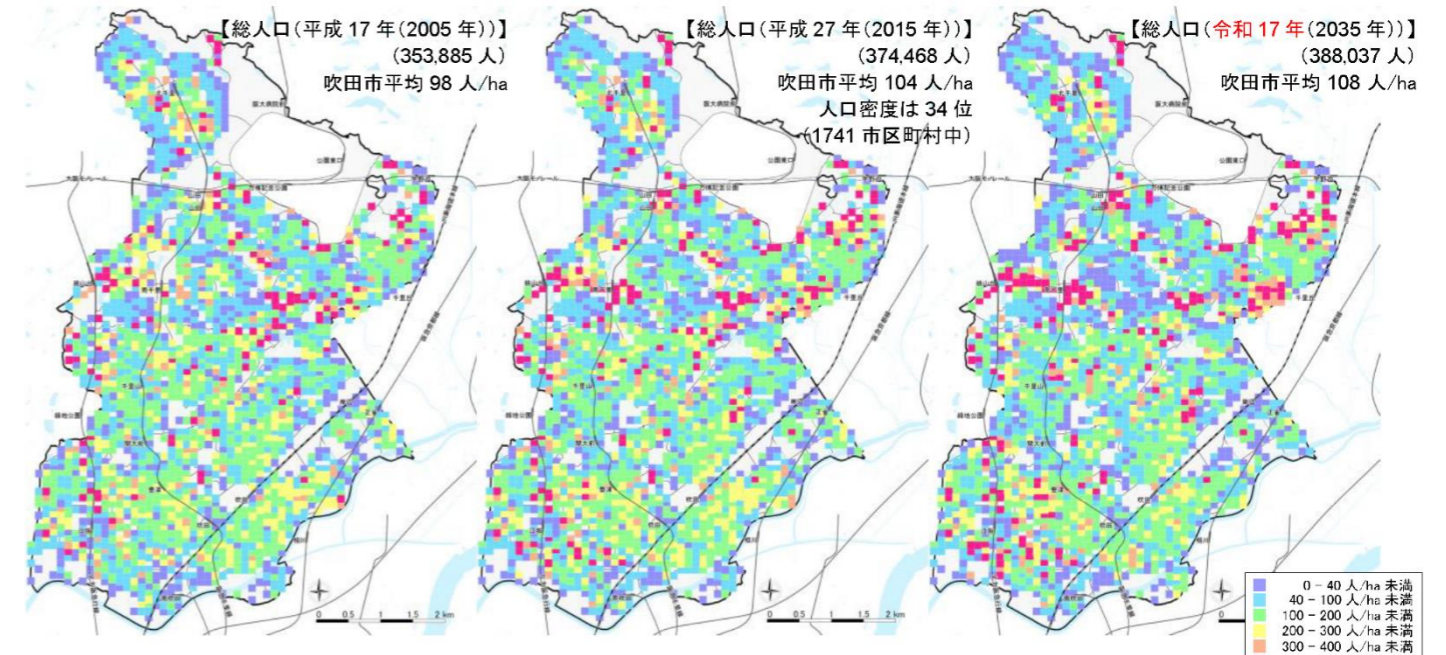


図2.12 人口の分布 (将来予測)

資料: 国勢調査(500mメッシュをもとに電話帳データで100mメッシュに分割) 令和17年(2035年)については住民基本台帳の変化率を用いて推計

今後、大阪府や全国の推移と同様に、本市においても高齢化率\*23は高くなっていき、令和17年(2035年)時点で28.4%まで上昇すると予測されます。特に、後期高齢者(75歳以上)の増加により高齢化率が高くなることが予測されます。



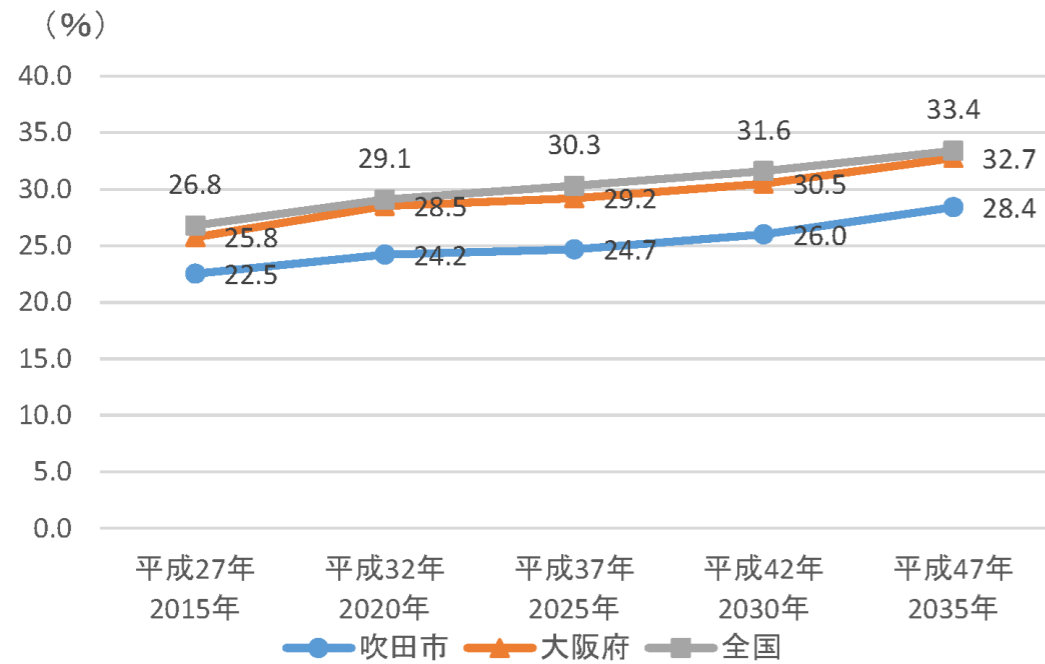
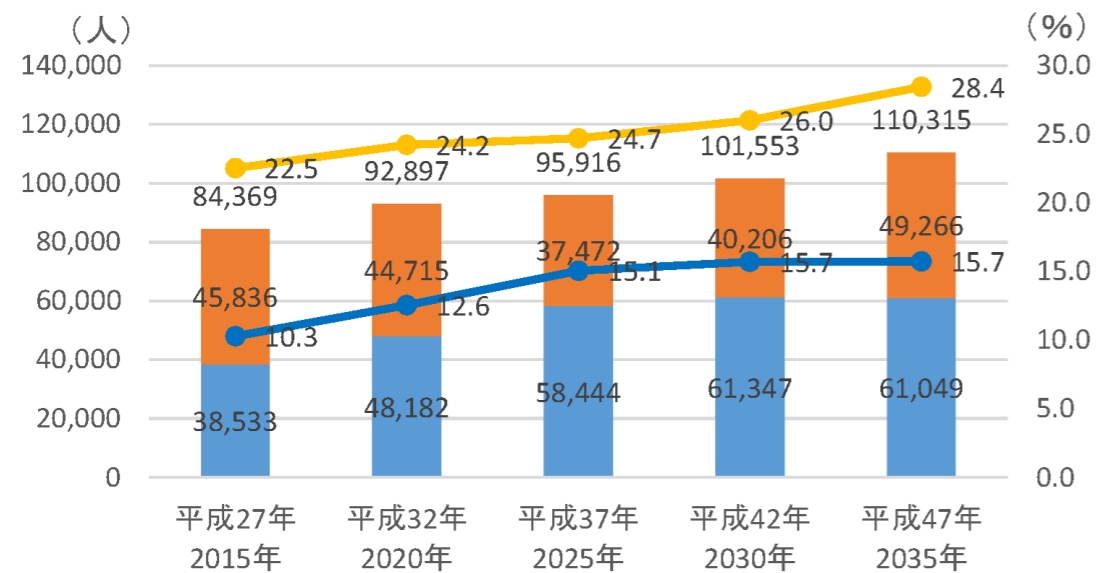


図 2.13 高齢化率の推移

資料: 国勢調査、吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計(案)



将来(平成47年(2035年))の高齢化率の予測をみると、市全体において高齢化が進行し、現在の千里ニュータウン地域やJR以南地域以上の高齢化率となる地域が、大幅に増えることが予測されています。将来的に、高齢化は局所的なものではなく、市全体の問題となることが懸念されます。

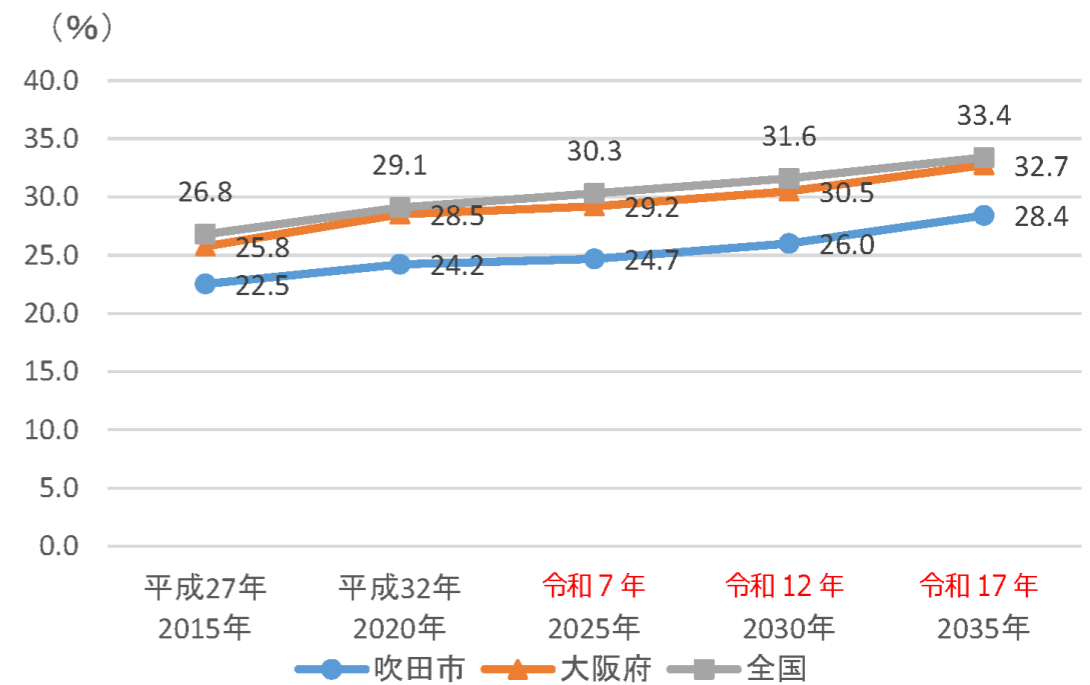
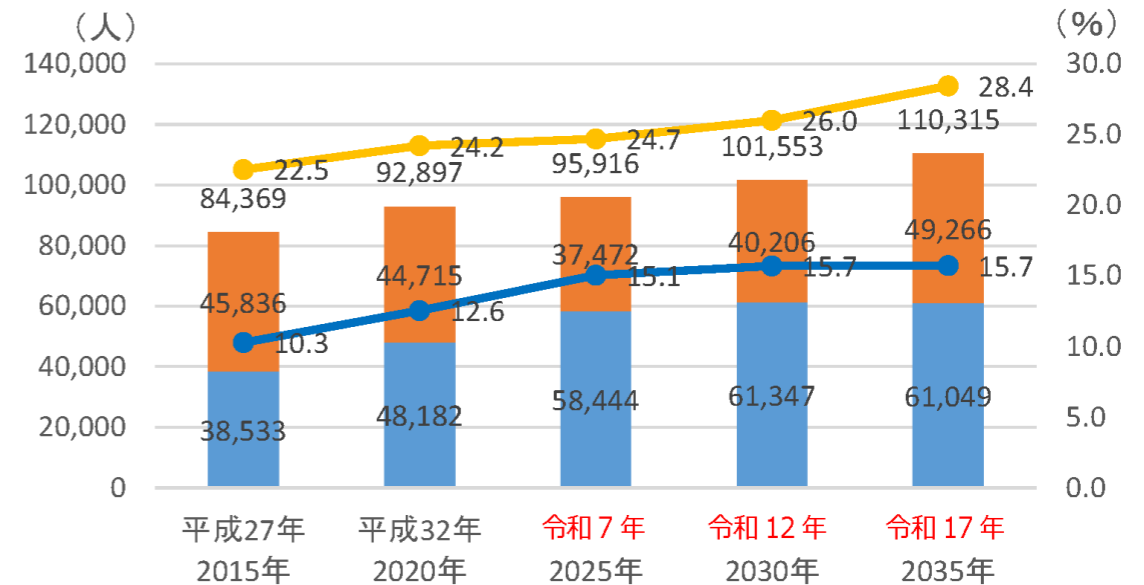
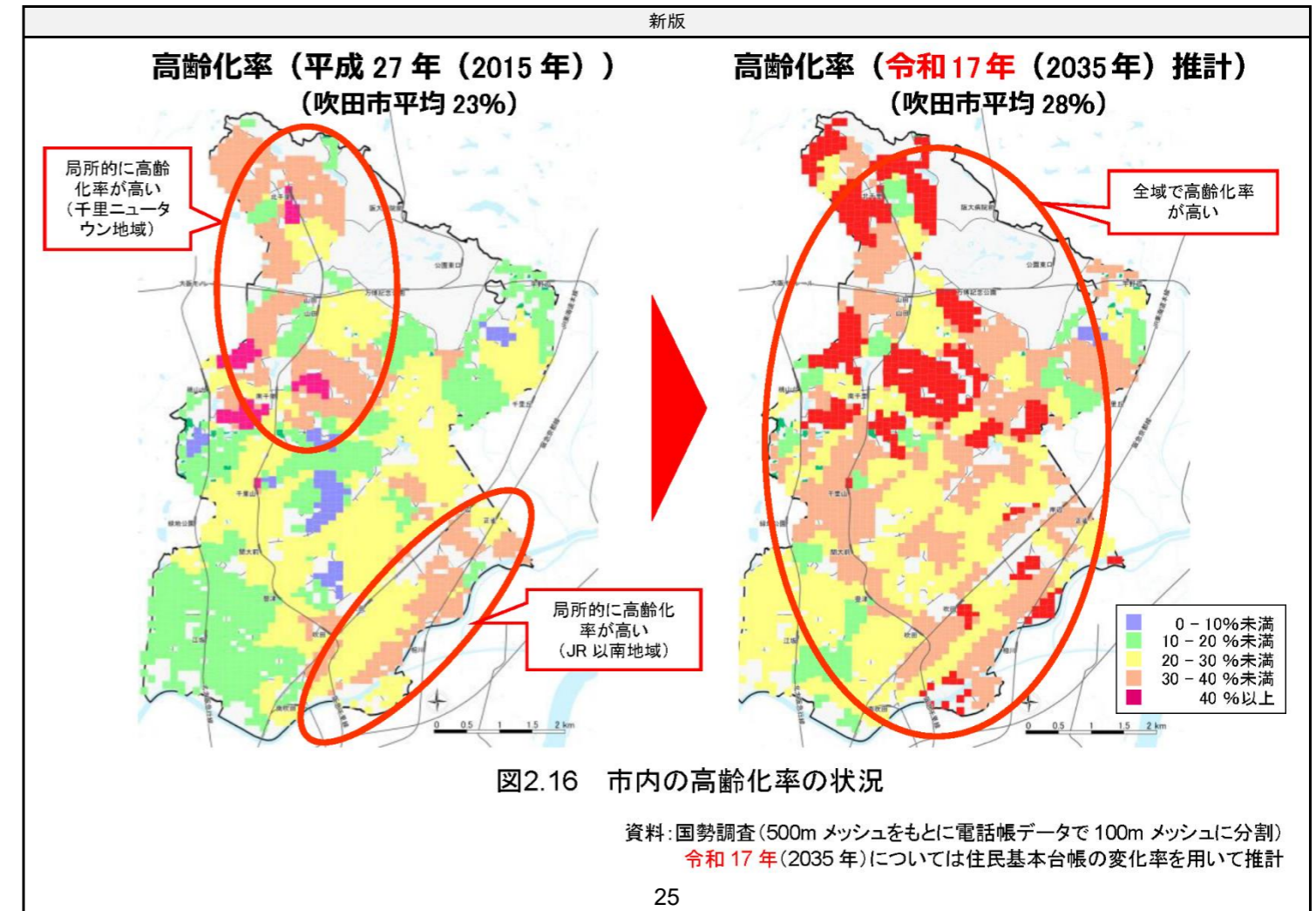
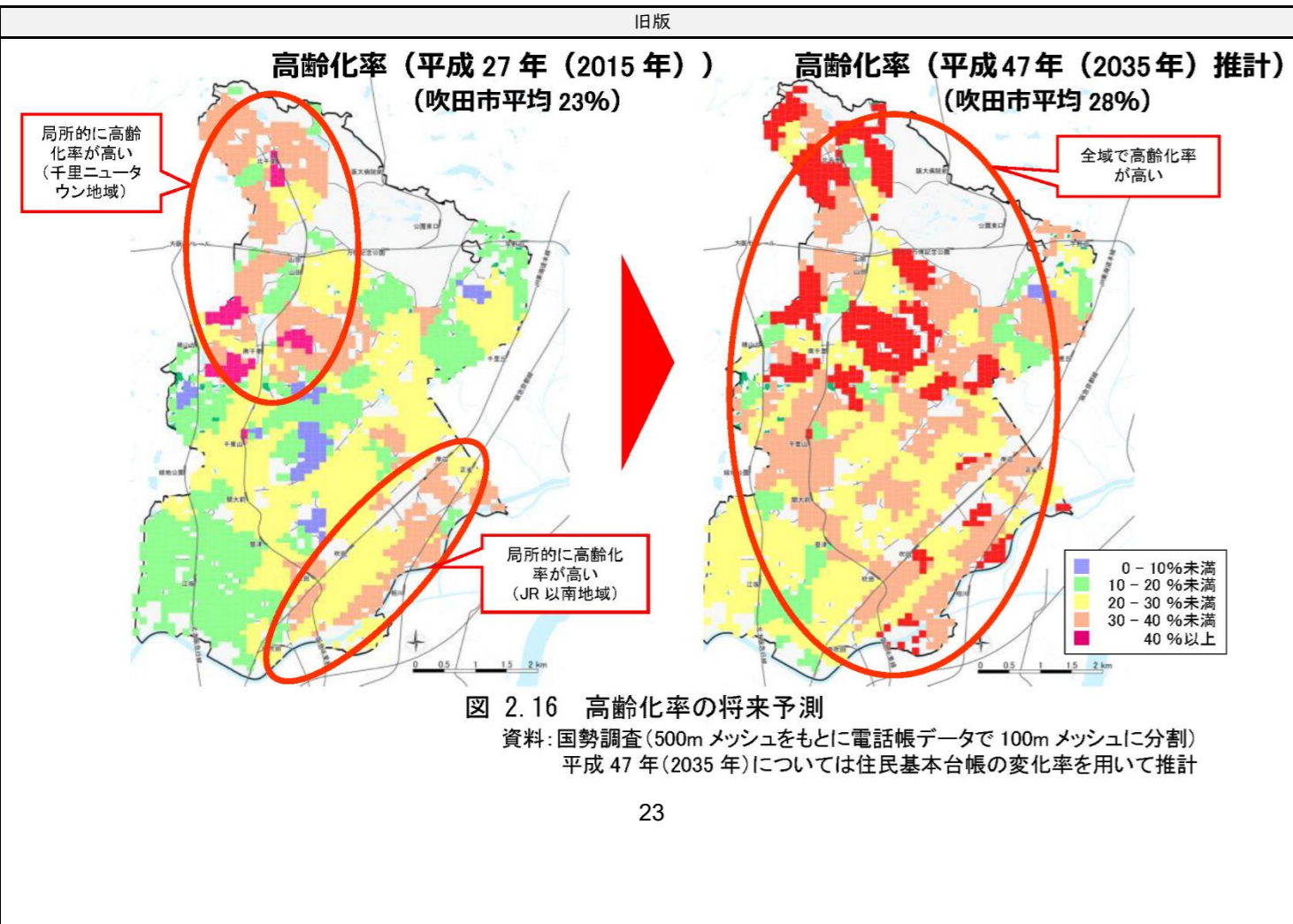


図2.13 高齢化率の推移

資料: 国勢調査、吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計(案)



将来(令和17年(2035年))の高齢化率の予測をみると、市全体において高齢化が進行し、現在の千里ニュータウン地域やJR以南地域以上の高齢化率となる地域が、大幅に増えることが予測されています。将来的に、高齢化は局所的なものではなく、市全体の問題となることが懸念されます。



## (5) 人口の特長と課題

本市の人口は今後も緩やかに増加し、平成42年(2030年)の約39.1万人をピークとして、その後緩やかに減少することが予測されています。

高齢化の状況としては、市全体では平成47年(2035年)時点においても28.4%程度と、全国平均に比べ比較的低い水準で推移することが見込まれています。ただし、千里ニュータウンを中心に市域北部において40%を超える地域が生じることが予測されます。

とりわけ、75歳以上人口の増加により医療、介護ニーズが増加することが大きな課題であり、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を控え、この課題を踏まえた施策展開が重要となります。

25

## (5) 人口の特長と課題

本市の人口は今後も緩やかに増加し、令和12年(2030年)の約39.1万人をピークとして、その後緩やかに減少することが予測されています。

高齢化の状況としては、市全体では令和17年(2035年)時点においても28.4%程度と、全国平均に比べ比較的低い水準で推移することが見込まれています。ただし、千里ニュータウンを中心に市域北部において40%を超える地域が生じることが予測されます。

とりわけ、75歳以上人口の増加により医療、介護ニーズが増加することが大きな課題であり、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)を控え、この課題を踏まえた施策展開が重要となります。

27

## (1) 公共交通網の現状

本市には、鉄道駅が15駅(南吹田駅を含む)、バス停は150箇所以上あり、鉄道・路線バス網はおおむね市全体に広がっています。鉄道のない範囲では、バスの運行頻度は1日30本以上(おおむねピーク時片道3本以上に相当)となっています。

そのため、公共交通の利用圏域<sup>\*</sup>は市内をおおむねカバーしていますが、東西方向の公共交通に関しては、一部脆弱な部分が残っています。

26

## (1) 公共交通網の現状

本市には、鉄道駅が15駅、バス停は150箇所以上あり、鉄道・路線バス網はおおむね市全体に広がっています。鉄道のない範囲では、バスの運行頻度は1日30本以上(おおむねピーク時片道3本以上に相当)となっています。

そのため、公共交通の利用圏域<sup>\*</sup>は市内をおおむねカバーしていますが、東西方向の公共交通に関しては、一部脆弱な部分が残っています。

28



特定機能病院である国立循環器病研究センターについては、北大阪健康医療都市（健都）<sup>\*29</sup>への移転建替を進めています。

北大阪健康医療都市（健都）では、この移転建替の決定を契機として、「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定し、循環器病に関する予防医療や健康づくりの取組の推進、市民参加型の循環器病予防の取組モデルの創成等をめざし、様々な取組を進めています。これらを通じて、市民の健康寿命の延伸を図り、高齢者等の生きがいつくりや地域の活性化を進めるなど、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を示し、世界をリードする健康都市をめざしています。

また、地方独立行政法人市立吹田市民病院は、急性期医療<sup>\*30</sup>や高度医療、救急医療を中心に、地域の中核病院としての役割を担っています。国立循環器病研究センターと同様に建替時期を迎えており、同センターが立地する北大阪健康医療都市（健都）への移転建替を行うことで、両病院ならではの連携した医療提供体制といった医療の質の向上、研究・研修等の連携、共同運用による効率化等が期待されています。

さらに、駅前にふさわしい魅力的な生活利便機能や医療・健康増進機能等の導入が期待される駅前複合施設の建設も予定されています。

このように北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードとする様々な施設の立地や整備が予定されています。各事業者が有機的に連携し、効果的な取組が展開されることで、北大阪健康医療都市（健都）ならではの先駆的な健康づくりや生きがいつくりの機会等の創出により、市民の健康寿命の延伸が期待されています。

図 2.37 児童館位置図

資料:吹田市子育て支援課 HP

市民が日常的に利用する文化・教育施設の一つである図書館は、市民が豊かな生活をする上で重要な施設です。「吹田市図書館基本構想」では、図書館は岸部地域で未整備となっていますが、北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）を新たに整備する予定です。この図書館整備により、おおむね市内全域が図書館の奉仕圏<sup>\*35</sup>によりカバーされます。

図 2.43 図書館の立地状況

資料：吹田市図書館基本構想

特定機能病院である国立循環器病研究センターについては、北大阪健康医療都市（健都）<sup>\*29</sup>への移転建替を進めています<sup>\*1</sup>。

北大阪健康医療都市（健都）では、この移転建替の決定を契機として、「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定し、循環器病に関する予防医療や健康づくりの取組の推進、市民参加型の循環器病予防の取組モデルの創成等をめざし、様々な取組を進めています。これらを通じて、市民の健康寿命の延伸を図り、高齢者等の生きがいつくりや地域の活性化を進めるなど、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を示し、世界をリードする健康都市をめざしています。

また、地方独立行政法人市立吹田市民病院は、急性期医療<sup>\*30</sup>や高度医療、救急医療を中心に、地域の中核病院としての役割を担っています。国立循環器病研究センターと同様に建替時期を迎えており、同センターが立地する北大阪健康医療都市（健都）への移転建替を行うことで、両病院ならではの連携した医療提供体制といった医療の質の向上、研究・研修等の連携、共同運用による効率化等が期待されています<sup>\*2</sup>。

さらに、駅前にふさわしい魅力的な生活利便機能や医療・健康増進機能等の導入が期待される駅前複合施設の建設も予定されています<sup>\*3</sup>。

このように北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードとする様々な施設の立地や整備が予定されています。各事業者が有機的に連携し、効果的な取組が展開されることで、北大阪健康医療都市（健都）ならではの先駆的な健康づくりや生きがいつくりの機会等の創出により、市民の健康寿命の延伸が期待されています。

<sup>\*1</sup> 令和元年(2019年)に国立循環器病研究センターが開業  
<sup>\*2</sup> 平成30年(2018年)に市立吹田市民病院が開業  
<sup>\*3</sup> 平成30年(2018年)に駅前複合施設が開業

図2.37 児童館位置図

資料:吹田市子育て支援室 HP

市民が日常的に利用する文化・教育施設の一つである図書館は、市民が豊かな生活をする上で重要な施設です。「吹田市図書館基本構想」では、図書館は岸部地域で未整備となっていますが、北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）を新たに整備する予定です<sup>\*</sup>。この図書館整備により、おおむね市内全域が図書館の奉仕圏<sup>\*35</sup>によりカバーされます。

図2.43 図書館の立地状況

<sup>\*</sup>令和2年(2020年)に健都ライブラリーが開業

資料:吹田市図書館基本構想

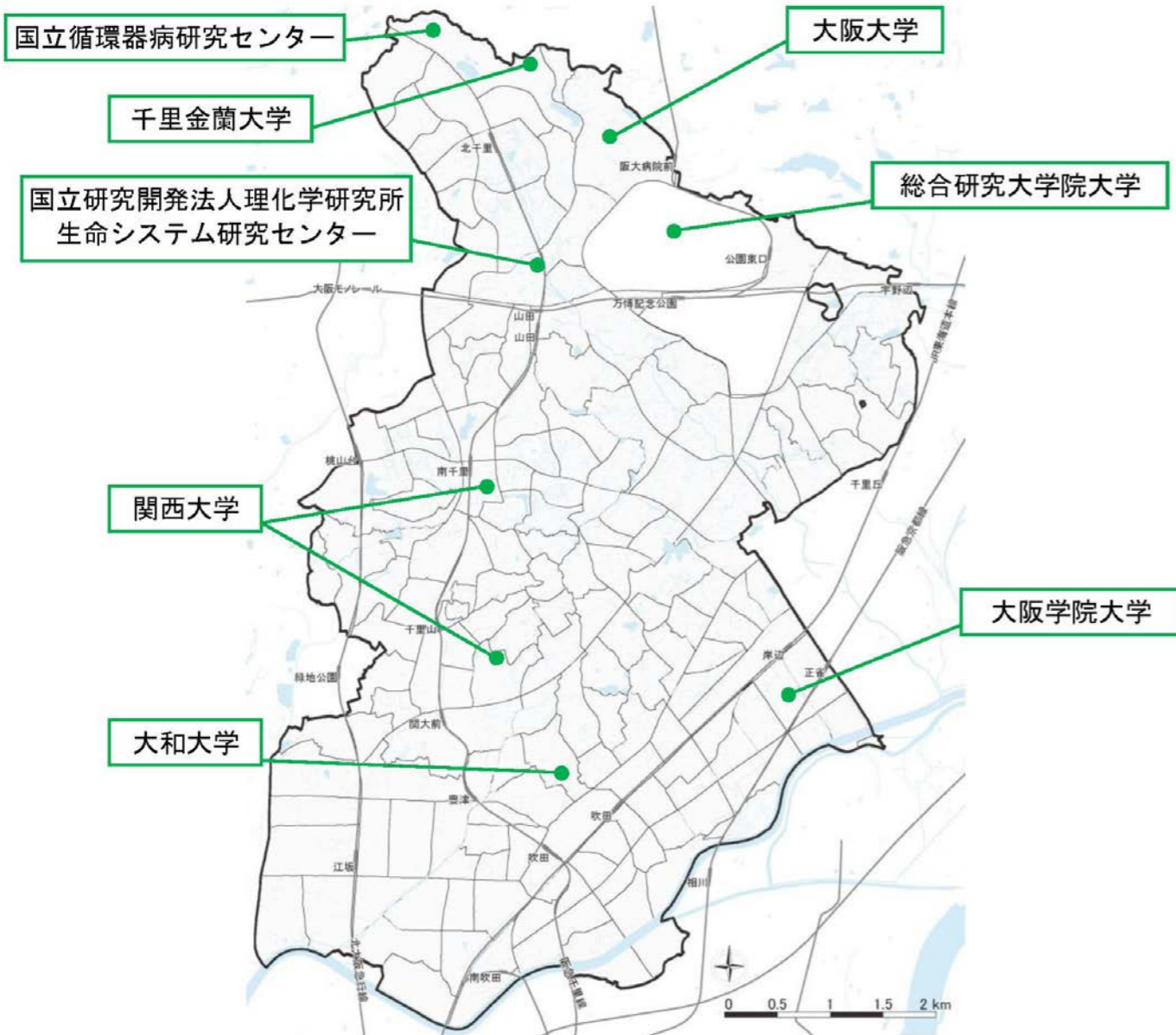
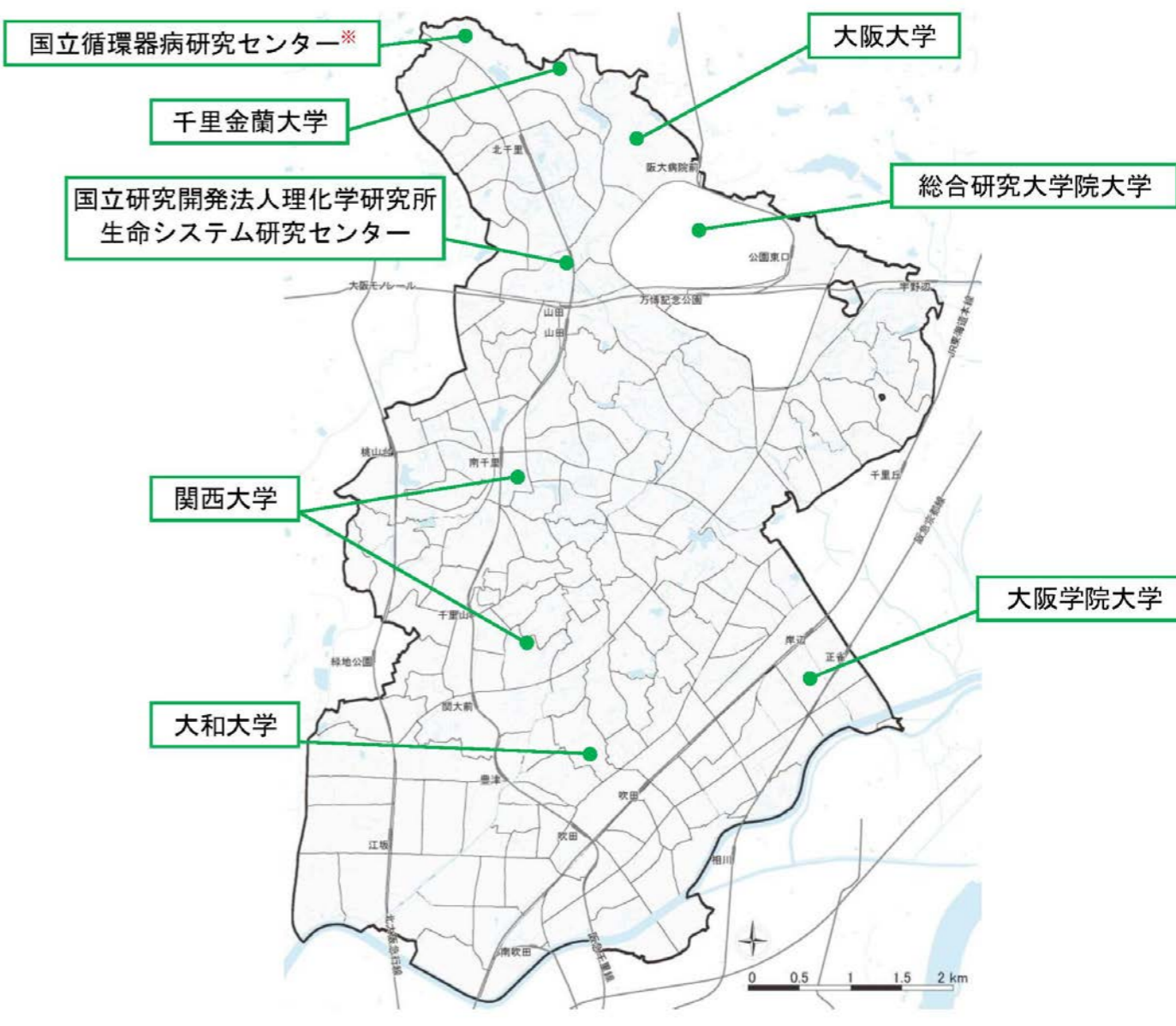


図 2.46 大学等学術・研究機関の位置図

資料:吹田市資料

## 2.6 災害ハザード



\*令和元年(2019年)に国立循環器病研究センターが健都に移転・開業

図2.46 大学等学術・研究機関の位置図

資料:吹田市資料

## 2.6 災害ハザード

※本項の記載は、平成 28 年度(2016 年度)の計画策定当初の内容ですが、(1)及び(2)の最新のハザードについては「4.3 防災指針(P80)」に記載しています。



旧版	
人口	<p>人口は今後も緩やかに増加し、約 39.1 万人をピークに、その後緩やかに減少する予測となっています。市全体の高齢化率は平成 47 年(2035 年)時点でも 28.4% 程度で、全国平均と比べると比較的低い水準で推移します。</p> <p>地域別では、千里ニュータウンを中心に市域北部で高齢化率が 40%を超える地域が生じる予測となっています。</p> <p>とりわけ、75 歳以上人口の増加が見込まれており、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年(2025 年)を控え、この課題を踏まえた施策展開が重要です。</p>
65	

このような高密度な人口集積を背景に、市内に 15 箇所ある鉄道駅(南吹田駅を含む)とそれを補完するバス停利用圏域により市内全域がほぼカバーされ、公共交通にも恵まれた環境です。

71

公共交通のネットワークについては、これまでの公共交通に関する取組のマスタープランとなっている「吹田市地域公共交通総合連携計画\*45」や国の「交通政策基本計画」等に基づき、引き続き良好なネットワークの形成をめざします。

72

**(2) 都市機能誘導区域**

都市機能誘導区域は、居住者の医療・福祉・商業等の利便性向上に資する都市機能を誘導し、各種サービスを効率的に提供するとともに、一定の集積を図ることにより、都市の活力を維持又は向上させることを目的に設定するものです。

本市では、都市計画マスタープランに位置づけられた都市拠点、地域拠点といった拠点市街地を基本として一定の範囲を設定することとします。

72

新版	
人口	<p>人口は今後も緩やかに増加し、約 39.1 万人をピークに、その後緩やかに減少する予測となっています。市全体の高齢化率は令和 17 年(2035 年)時点でも 28.4% 程度で、全国平均と比べると比較的低い水準で推移します。</p> <p>地域別では、千里ニュータウンを中心に市域北部で高齢化率が 40%を超える地域が生じる予測となっています。</p> <p>とりわけ、75 歳以上人口の増加が見込まれており、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年(2025 年)を控え、この課題を踏まえた施策展開が重要です。</p>
67	

このような高密度な人口集積を背景に、市内に 15 箇所ある**鉄道駅**とそれを補完するバス停利用圏域により市内全域がほぼカバーされ、公共交通にも恵まれた環境です。

73

公共交通のネットワークについては、これまでの公共交通に関する取組のマスタープランとなる「吹田市公共交通維持・改善計画\*45」や国の「交通政策基本計画」等に基づき、引き続き良好なネットワークの形成をめざします。

74

**(2) 都市機能誘導区域**

都市機能誘導区域は、居住者の医療・福祉・商業等の利便性向上に資する都市機能を誘導し、各種サービスを効率的に提供するとともに、一定の集積を図ることにより、都市の活力を維持又は向上させることを目的に設定するものです。

本市では、都市計画マスタープランで**本市のめざすべき「都市空間の将来像」として掲げている「地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」及び「都市間・拠点市街地間のネットワークの形成」を重視した範囲設定**を基本として、一定の範囲を設定することとします。

74

## (1) 居住誘導区域の設定の考え方

居住誘導区域は、前述の「区域の基本的な考え方」で示したとおり、市内のほぼ全域を基本として、設定することとします。具体的には、以下に示す「都市計画運用指針」に記載されている居住誘導区域の考え方などを踏まえて設定します。

### <居住誘導区域に設定することが考えられる区域>

#### ① 都市機能や居住が集積している拠点及びその周辺の区域

都市機能の集積状況及び利用圏域から、日常生活の利便性が一定確保されているかを十分検証し、設定します。

#### ② 公共交通により、拠点や都市機能へ比較的容易にアクセスすることができる区域

公共交通（鉄道・バス）の運行状況及び利用圏域から、公共交通が極めて著しく不便な箇所がないかを十分検証し、設定します。

### <居住誘導区域に原則として含めない、または慎重に判断すべき区域>

#### ③ 土砂災害の懸念がある区域

土砂災害特別警戒区域については、原則として居住誘導区域には含めないこととし、土砂災害警戒区域については、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

#### ④ 浸水が想定され、防災上の懸念がある区域

浸水想定区域について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

#### ⑤ 津波が想定され、防災上の懸念がある区域

津波想定区域について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

#### ⑥ 生産緑地として指定されている区域

生産緑地地区について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

#### ⑦ 特別用途地区等により居住に関する制限がされている区域

特別用途地区等により居住を制限する区域等について、慎重に検討し、設定します。

## (1) 居住誘導区域の設定の考え方

居住誘導区域は、前述の「区域の基本的な考え方」で示したとおり、市内のほぼ全域を基本として、設定することとします。具体的には、以下に示す「都市計画運用指針」に記載されている居住誘導区域の考え方などを踏まえて設定します。また、居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、『防災指針』を定めます。

### <居住誘導区域に設定することが考えられる区域>

#### ① 都市機能や居住が集積している拠点及びその周辺の区域

都市機能の集積状況及び利用圏域から、日常生活の利便性が一定確保されているかを十分検証し、設定します。

#### ② 公共交通により、拠点や都市機能へ比較的容易にアクセスすることができる区域

公共交通（鉄道・バス）の運行状況及び利用圏域から、公共交通が極めて著しく不便な箇所がないかを十分検証し、設定します。

### <居住誘導区域に含めない、又は慎重に判断すべき区域>

#### ③ 土砂災害の懸念がある区域

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域については、居住誘導区域に含めないこととします。

#### ④ 浸水が想定され、防災上の懸念がある区域

浸水想定区域について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

#### ⑤ 生産緑地として指定されている区域

生産緑地地区について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

#### ⑥ 特別用途地区等により居住に関する制限がされている区域

特別用途地区等により居住を制限する区域等について、慎重に検討し、設定します。



- ① 前述の「2.5 各種都市機能」のとおり、医療、福祉、保育、商業の各都市機能の利用圏域は、市内全域をカバーしており、日常生活の利便性は一定確保されています。また、20年後においても、人口増加を見込んでおり、人口密度の低下による都市機能の減少は起こりにくいと想定されることから、市内全域を基本として居住誘導区域とすることとします。
- ② 前述の「2.4 公共交通」のとおり、公共交通の利用圏域は一部の地域を除き市内をおおむねカバーしており、公共交通の利便性は一定確保されています。また、20年後においても、人口増加を見込んでおり、極めて著しく不便な箇所は存在しないことから、市内全域を基本として居住誘導区域とすることとします。
- ③ 前述の「2.6 災害ハザード」のとおり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は市内に点在しています。土砂災害特別警戒区域とあわせて、土砂災害警戒区域についても、適切な地形の改変（宅地の造成等）が行われ、区域指定の解除がされるまでは、区域の指定状況を鑑み、居住誘導区域に含めないこととします。

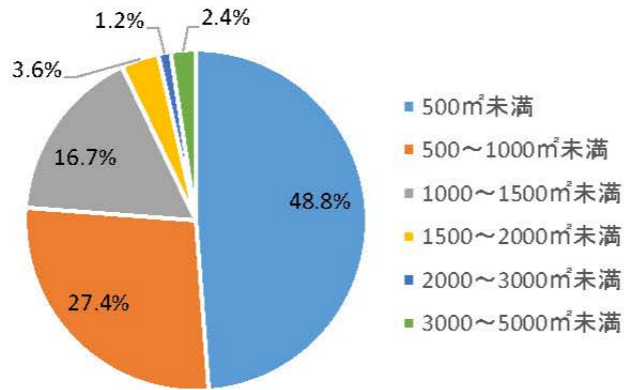


図 4.2 土砂災害特別警戒区域の規模別割合

- ④ 前述の「2.6 災害ハザード」のとおり、浸水想定区域は市城南側で予測されますが、安威川ダム等の整備が進められ、浸水被害を未然に防止する取組が図られていることや、降雨量や水位の観測、吹田市避難勧告等の判断・伝達マニュアルでの情報提供等により、事前の避難体制の構築が図られていることから、居住誘導区域に含めることとします。
- ⑤ 前述の「2.6 災害ハザード」のとおり、内陸直下型地震等による被害の懸念はあるものの、南海トラフ巨大地震による大規模な津波被害はないと想定されていることから、居住誘導区域に含めることとします。
- ⑥ 前述の「2.2 土地利用」のとおり、生産緑地地区は比較的小規模なものが多数あり、かつ住居に取り囲まれるような立地がみられることから、居住誘導区域に含めることとします。
- ⑦ 特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区「万博記念公園地区」）として、万博記念公園南側の第2種住居地域を対象に、住宅等に関する土地利用を制限していることから、居住誘導区域に含めないこととします。  
また、居住誘導区域は用途地域が指定されている箇所を対象としていることから、用途地域が指定されていない万博記念公園及び神崎川沿いは、居住誘導区域に含めないこととします。



図 4.3 特別用途地区

- ① 「2.5各種都市機能 (P34)」のとおり、医療、福祉、保育、商業の各都市機能の利用圏域は、市内全域をカバーしており、日常生活の利便性は一定確保されています。また、20年後においても、人口増加を見込んでおり、人口密度の低下による都市機能の減少は起こりにくいと想定されることから、市内全域を基本として居住誘導区域とすることとします。
- ② 「2.4公共交通 (P28)」のとおり、公共交通の利用圏域は一部の地域を除き市内をおおむねカバーしており、公共交通の利便性は一定確保されています。また、20年後においても、人口増加を見込んでおり、極めて著しく不便な箇所は存在しないことから、市内全域を基本として居住誘導区域とすることとします。
- ③ 「2.6災害ハザード (P60)」「4.3防災指針 (P80)」のとおり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は市内に点在しています。土砂災害特別警戒区域とあわせて、土砂災害警戒区域についても、適切な地形の改変（宅地の造成等）が行われ、区域指定の解除がされるまでは、居住誘導区域に含めないこととします。

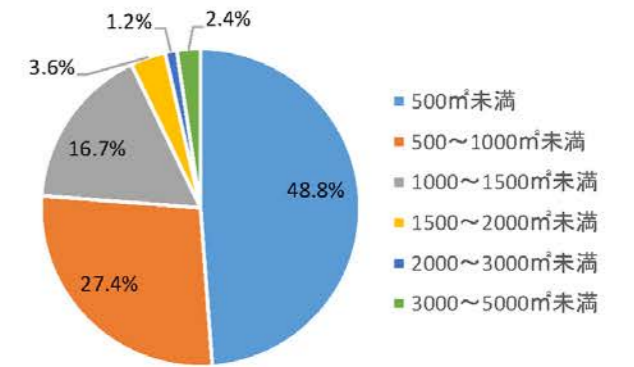


図4.2 土砂災害特別警戒区域の規模別割合

- ④ 「2.6災害ハザード (P60)」「4.3防災指針 (P80)」のとおり、浸水想定区域は市城南側で予測されますが、安威川ダム等の整備が進められ、浸水被害を未然に防止する取組が図られていることや、降雨量や水位の観測、吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアルでの情報提供等により、事前の避難体制の構築が図られていることから、居住誘導区域に含めることとします。
- ⑤ 「2.2土地利用 (P16)」のとおり、生産緑地地区は比較的小規模なものが多数あり、かつ住居に取り囲まれるような立地がみられることから、居住誘導区域に含めることとします。
- ⑥ 特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区「万博記念公園地区」）として、万博記念公園南側の第2種住居地域を対象に、住宅等に関する土地利用を制限していることから、居住誘導区域に含めないこととします。  
また、居住誘導区域は用途地域が指定されている箇所を対象としていることから、用途地域が指定されていない万博記念公園及び神崎川沿いは、居住誘導区域に含めないこととします。

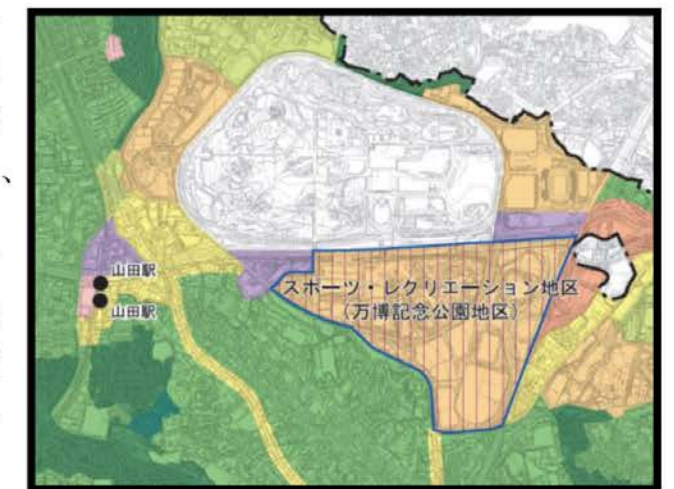


図4.3 特別用途地区



## 1) 浸水想定区域での十分な安全性の確保

浸水想定区域では、安威川ダム等の整備により、浸水災害に対する安全性の確保に向けた取組みが行われています。また、吹田市地域防災計画においては、風水害時に対する応急復旧対策が定められており、併せて、吹田市避難勧告等の判断・伝達マニュアルでは、災害時における住民の迅速な避難方法が定められています。これらに加え、防災ハンドブックや吹田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）では、避難場所、避難方向等の情報を提供しており、引き続き安全性の確保といったことに配慮する必要があります。

### ■ 良好な住環境の形成

- 定住を促進するため、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

### ■ 子育てしやすい環境の整備

- 子どもが生まれても安心して働き続けられるよう、保育所の待機児童を早急に解消するとともに、子育ての負担や不安等を解消し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、地域の子育て支援の一層の充実を図ります。

### ■ 「住みたいまち」としての魅力発信

- 定住・転入を促進するため、特に、学生などの若者や子育て世代に対して、万博公園南側エリアの市立吹田サッカースタジアムや民間の大規模集客施設、北大阪健康医療都市（健都）などの新たな魅力の発信を強化します。

## 1) 浸水想定区域での十分な安全性の確保

浸水想定区域では、「4.3防災指針（P80）」に記載の取組項目を推進することにより、十分な安全性の確保を行う必要があります。

### ■ 良好な住環境の形成

- 定住を促進するため、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

関連する SDGs の目標



- 生活の安全性や利便性の維持、向上を図る観点から、既に整備された都市計画道路、都市計画公園等の都市計画施設は、老朽化の状況を考慮した上で、都市計画事業として計画的な改修を進めます。

なお、具体的な「老朽化した都市計画施設の改修に関する事業」については、本市ホームページ内の吹田市立地適正化計画のページにおいて、掲載することで公表します（令和4年（2022年）3月時点において、該当する事業はありません）。

### ■ 子育てしやすい環境の整備

- 子どもが生まれても安心して働き続けられるよう、保育所の待機児童を早急に解消するとともに、子育ての負担や不安等を解消し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、地域の子育て支援の一層の充実を図ります。

関連する SDGs の目標



### ■ 「住みたいまち」としての魅力発信

- 定住・転入を促進するため、特に、学生などの若者や子育て世代に対して、万博公園南側エリアの市立吹田サッカースタジアムや民間の大規模集客施設、北大阪健康医療都市（健都）などの新たな魅力の発信を強化します。

関連する SDGs の目標





## 4.3 防災指針

### (1) 防災指針の概要

#### 1) 防災指針作成の背景

令和2年(2020年)の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、防災指針を定めることが位置づけられました。

防災指針の作成にあたっては、災害リスクの高い地域の有無を把握し、高リスクの地域には居住を誘導しないことを原則としながら、居住を誘導する区域においては、災害リスクに応じた防災・減災対策を検討し、記載することが求められています。

また近年、特に水災害<sup>※</sup>が頻発・激甚化の傾向を見せていることから、国の「立地適正化計画作成の手引き」において、水災害に関する具体的な検討の考え方が示される等が行われています。

このような制度改正等の動きを受け、本市においても居住誘導区域における水災害等のリスクを抽出し、リスクに対応した対策についてとりまとめた防災指針を作成するものです。

※水災害は、水害(洪水、内水、津波、高潮)と土砂災害を指すものです。

#### 2) 防災指針の位置づけ

本市においては、市域の防災・減災対策等についてとりまとめや記載が行われている「吹田市地域防災計画」や「吹田市強靱化地域計画」、「吹田市公共下水道事業計画」のほか、大阪府が策定している「淀川水系神崎川ブロック河川整備計画」等の既往計画との整合を図ることを基本とし、これらの既往計画において、特に居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災に関する事項等を抽出し、整理したものを防災指針として位置づけます。

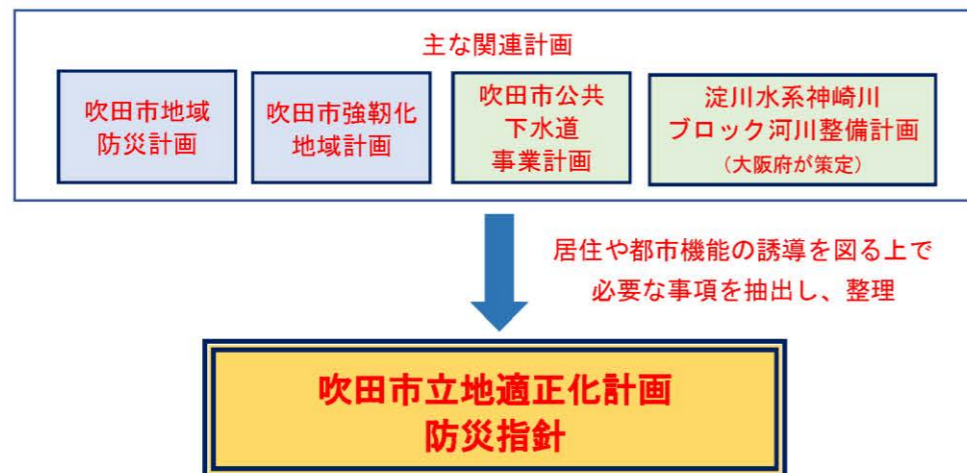


図4.4 防災指針と関連計画・事業との関係

### 3) 対象とする災害

上記1)に記載のとおり水災害等を対象としますが、具体的には、法令等に基づきハザードマップが公表されている等、災害ハザードエリアの特定が可能であるか、という視点も踏まえ、「洪水」、「内水」、「高潮」、「土砂災害(大規模盛土造成地の滑動崩落含む)」とします。

なお、本市においては、津波の被害が想定されていないことから、対象外とします。

### 4) 災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定の考え方

災害ハザードエリアについては、後述の各災害ハザードの分析結果を踏まえて、高いリスクを有するエリアは居住誘導区域に含まないことが原則ですが、本市においては、都市構造、人口分布等を勘案し、都市再生特別措置法施行令において、災害時に人命・財産上の被害に直結するおそれが高いエリア(いわゆる災害レッドゾーン)の1つとして位置づけられている土砂災害に関する区域に限り、居住誘導区域に含めないものとします。

その他の災害ハザードエリアについては、本防災指針に記載の取組を推進することにより、減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含めることとします。



## (2) 災害リスク分析と課題等の抽出

上記(1)3)で対象とした災害について、大阪府及び本市において作成している情報をもとに、居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題等を抽出します。

表 4.1 分析対象の災害リスクの概要

項目	災害リスク	定義等
水災害	想定最大規模降雨(L2)時の浸水想定区域	おおむね 1,000 年に 1 回程度の降雨を想定
	想定最大規模降雨(L2)時の浸水深	
	想定最大規模降雨(L2)時の浸水継続時間	
	想定最大規模降雨(L2)時の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)	
	計画規模降雨(L1)時の浸水想定区域	おおむね 100 年に 1 回程度の降雨を想定
	計画規模降雨(L1)時の浸水深	
内水	想定最大規模降雨時の浸水想定区域	おおむね 1,000 年に 1 回程度の降雨(時間雨量 147 mm)を想定
	想定最大規模降雨時の浸水深	
高潮	最大想定規模時の浸水想定区域	下記の台風を想定 ・中心気圧: 910hPa ・最大旋衝風速半径: 75km ・移動速度: 73km/h
	想定最大規模時の浸水深	
	想定最大規模時の浸水継続時間	
土砂災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩落)の指定状況	
	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落)の指定状況	
	大規模盛土造成地の分布状況 <sup>※</sup>	

※ 大規模盛土造成地の分布状況については、国の立地適正化計画作成の手引きにおいて、土砂災害のハザード情報の収集等の際に、併せて確認することが必要とされていることから、土砂災害の1つに位置づけた上で、別途、その分布状況等について整理する。

なし

## 1) 洪水のリスク及び課題等

### ① 想定最大規模

#### ①-1 浸水想定区域

おおむね 1,000 年確率の降雨により浸水が想定される区域は、大阪高槻京都線や阪急千里線以東においてはおおむね JR 東海道本線より南側のエリア、以西においては丘陵地の手前まで達しています。

#### ①-2 浸水深

浸水想定区域のうち、JR 東海道本線や川岸町、吹東町、川園町などの一部において 4~5m の浸水深となることが想定されています。また、南正雀の安威川左岸の一部では 5m を超える浸水深が想定されており、阪急千里線を横断するアンダーパス周辺においても一部 5m を超える浸水深となっています。その他、阪急千里線の東側の広いエリアなどで 3~4m が浸水すると想定されています。

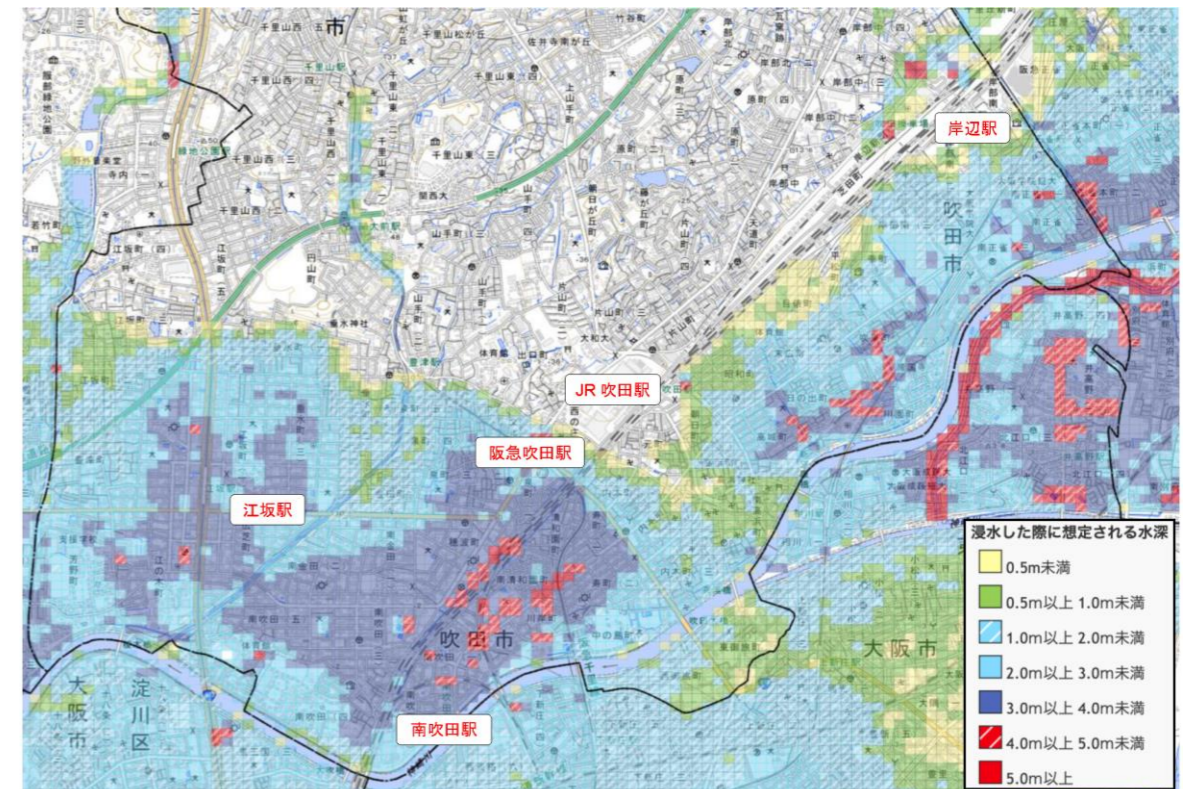


図4.5 浸水想定区域・浸水深(想定最大規模)

資料:大阪府洪水リスク表示図



①-3 浸水継続時間

安威川の洪水に伴う浸水想定区域(図4.6)については、JR 東海道本線以南のうち、おおむねメロード通りの東側で浸水継続時間が24~72時間のエリアが広がっており、その周囲に12~24時間、12時間未満のエリアがみられます。また、大阪高槻京都線より西側では一部に24~72時間、広い範囲に12~24時間の浸水継続時間が想定されるエリアがみられます。

神崎川の洪水に伴う浸水想定区域(図4.7)のうち、おおむね大阪高槻京都線と糸田川に挟まれた範囲及び江坂駅周辺では、2週間以上の浸水継続時間となることが想定されています。

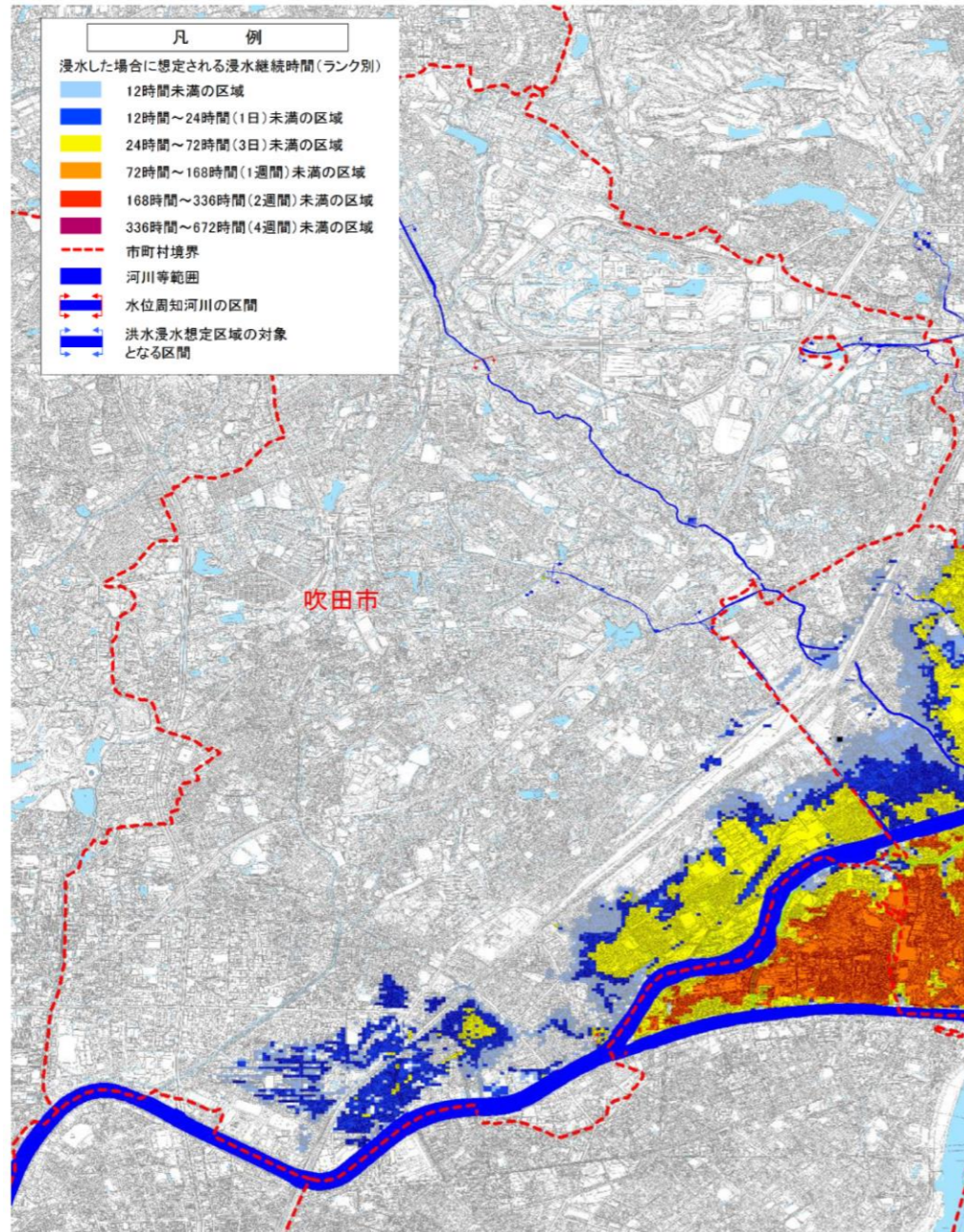


図4.6 浸水継続時間(安威川 想定最大規模)

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

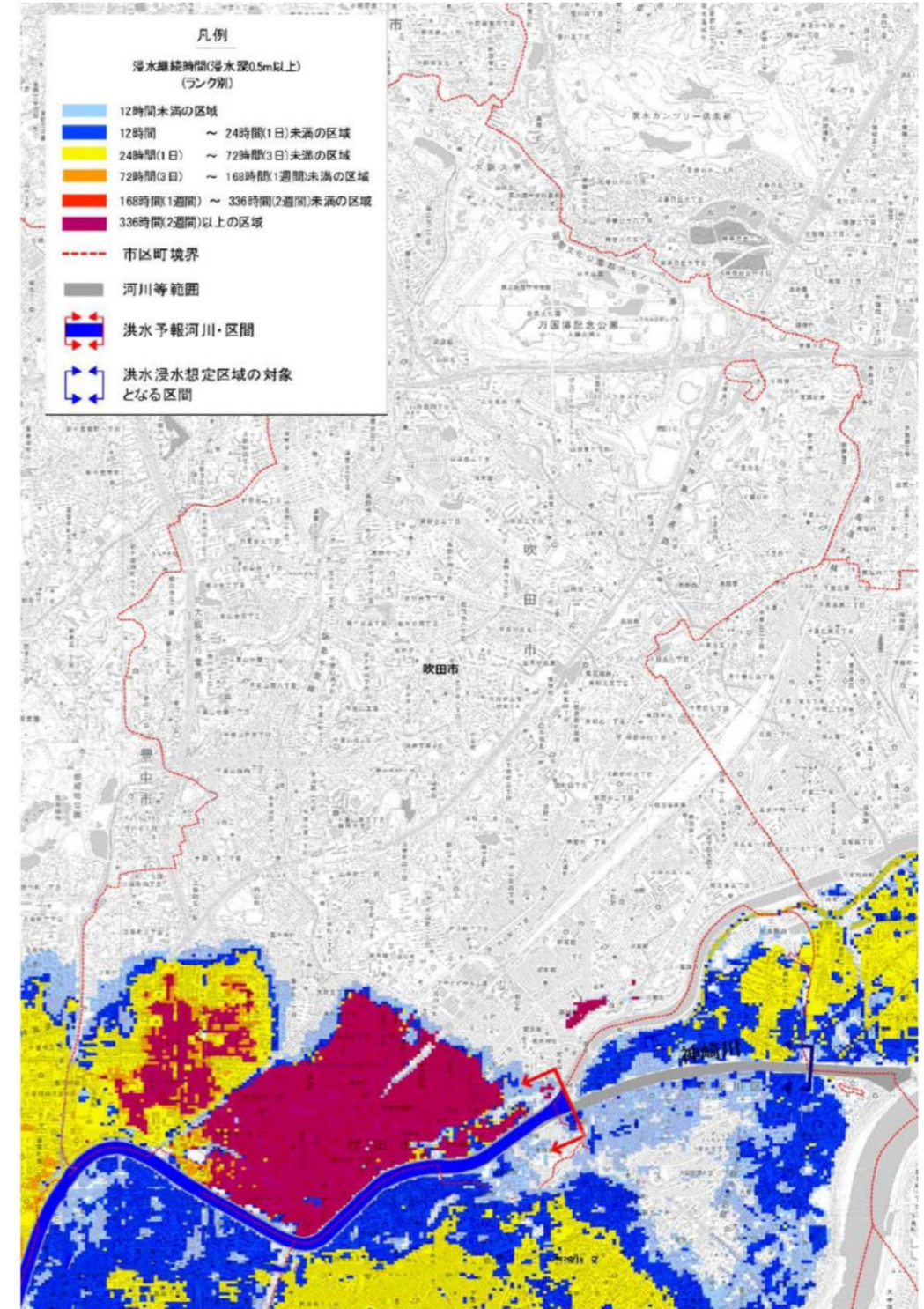


図4.7 浸水継続時間(神崎川 想定最大規模)

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

なし



①-4 家屋倒壊等氾濫想定区域

安威川の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、正雀や高浜町など一部のエリアにみられ、区域には戸建住宅などが立地しています。また、河岸浸食による区域は、安威川の河川区域に面したエリアのほか、安威川に流れる正雀川や山田川などの河川区域沿いにおいてみられますが、それぞれの区域内に住宅等の建物が存在しています。

市内には、神崎川の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域はみられず、河岸浸食による区域も神崎川に面する極一部のエリアにとどまっており、川沿いの建物まで区域が達しているところはみられません。

※ 家屋等倒壊想定区域のシミュレーションについては、他河川の決壊による氾濫、想定最大降雨量を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていません。また、上記に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定し、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態を想定して、シミュレーションが行われています。

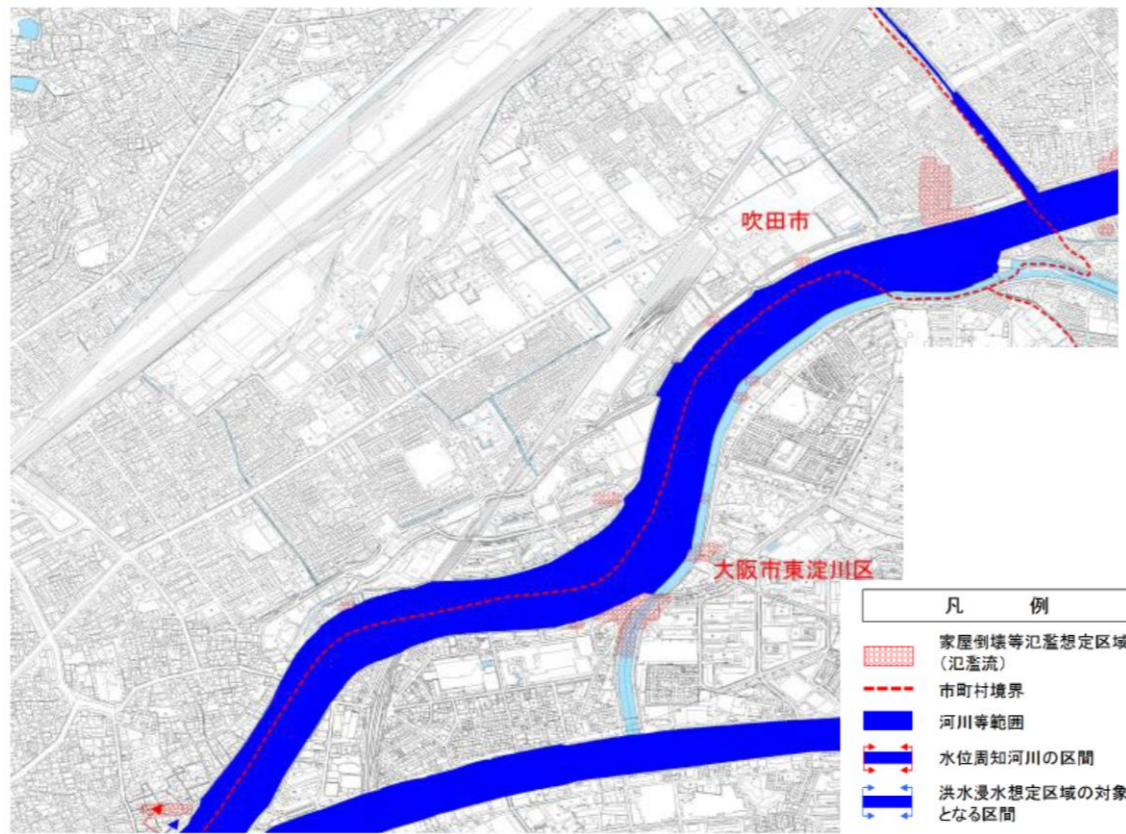


図4.8 家屋倒壊等氾濫想定区域 (安威川 氾濫流)

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

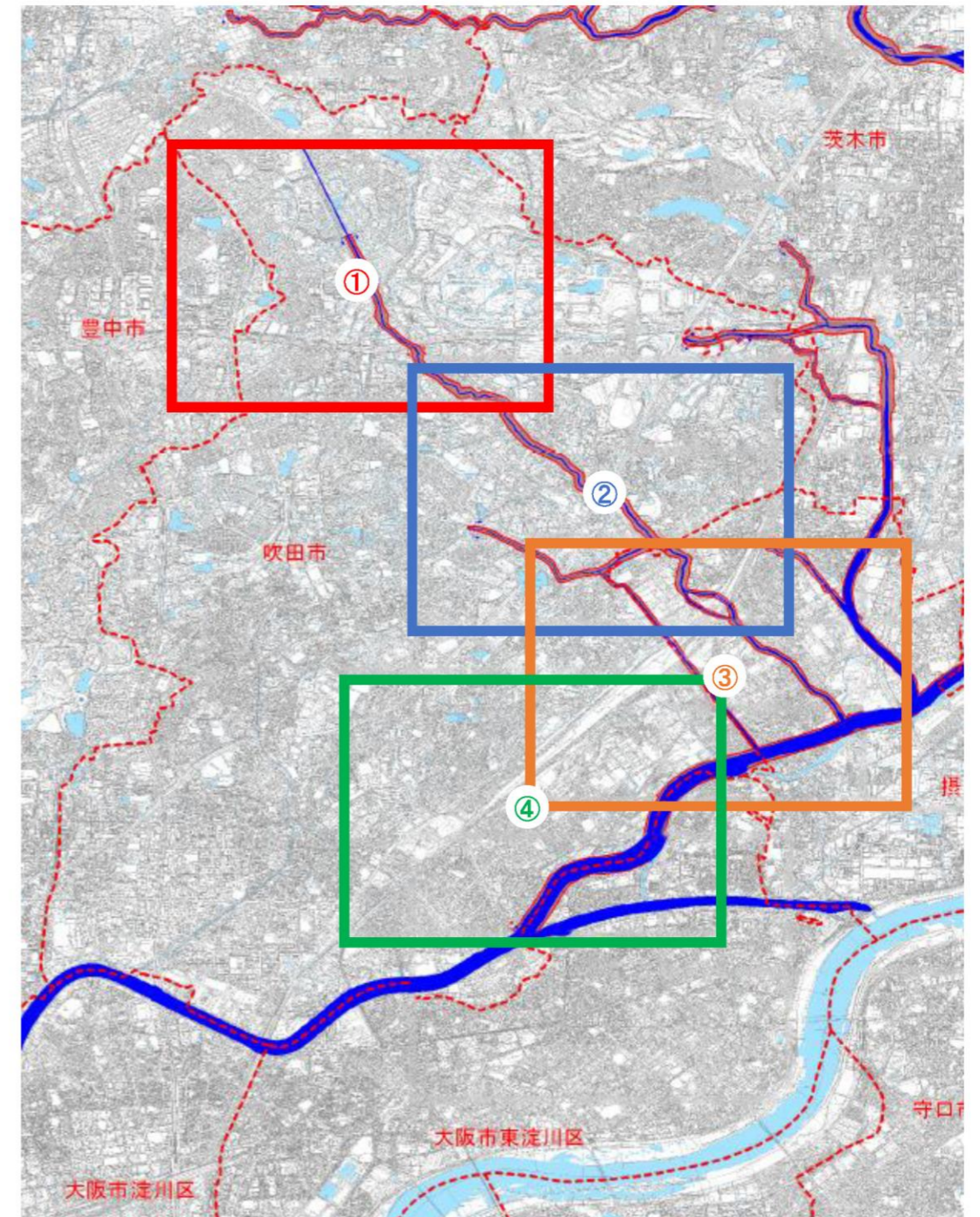


図4.9 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食 拡大図位置図)

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

なし



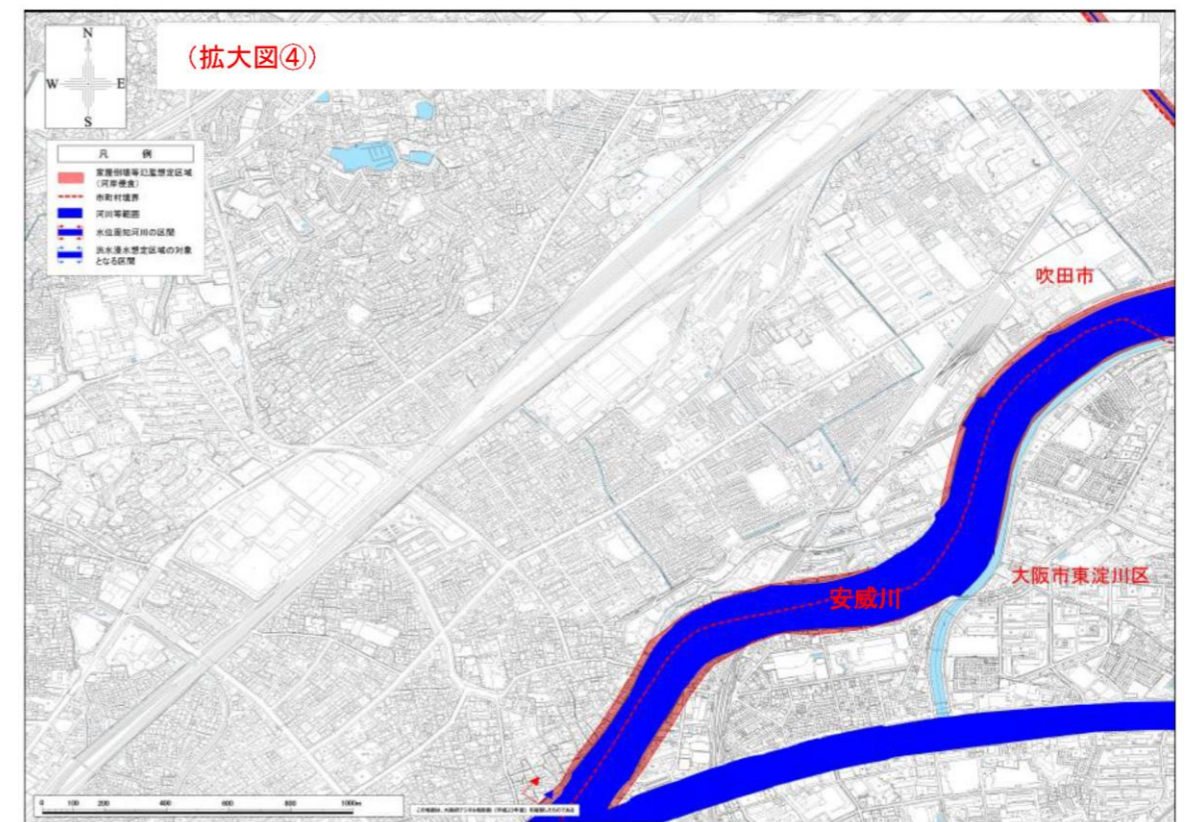
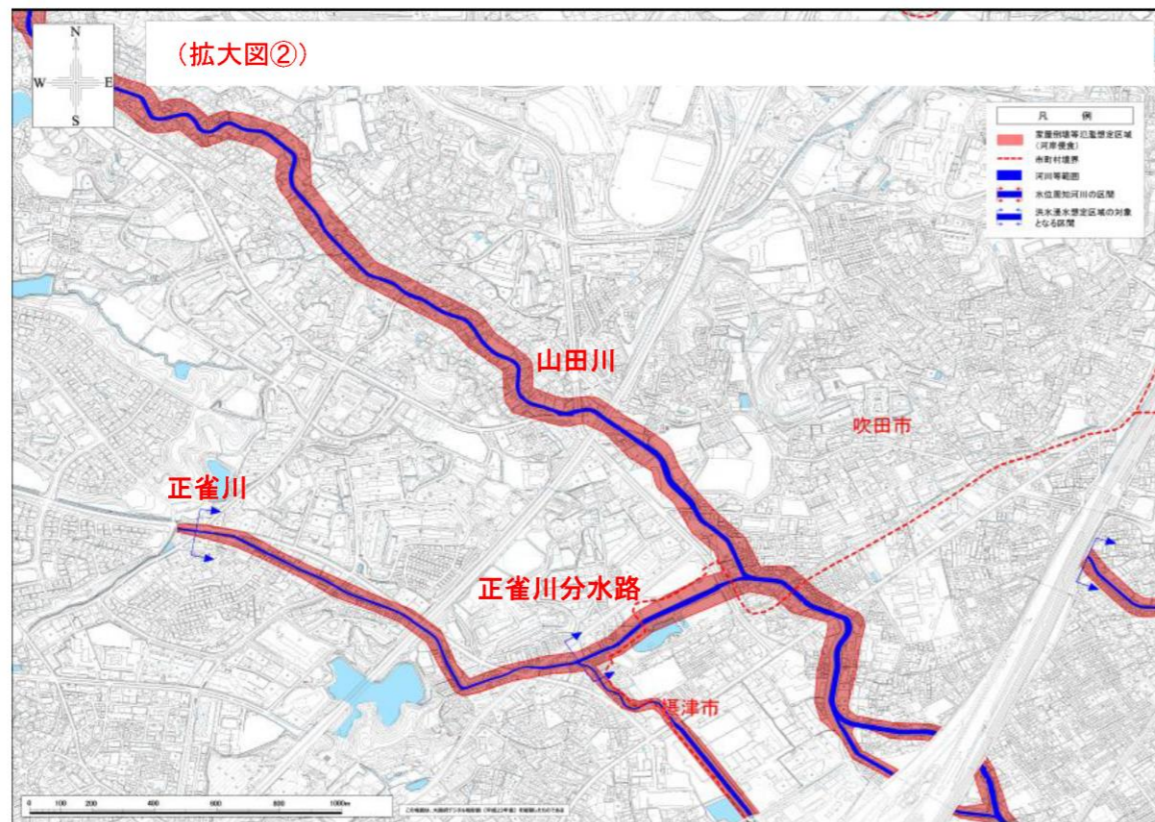
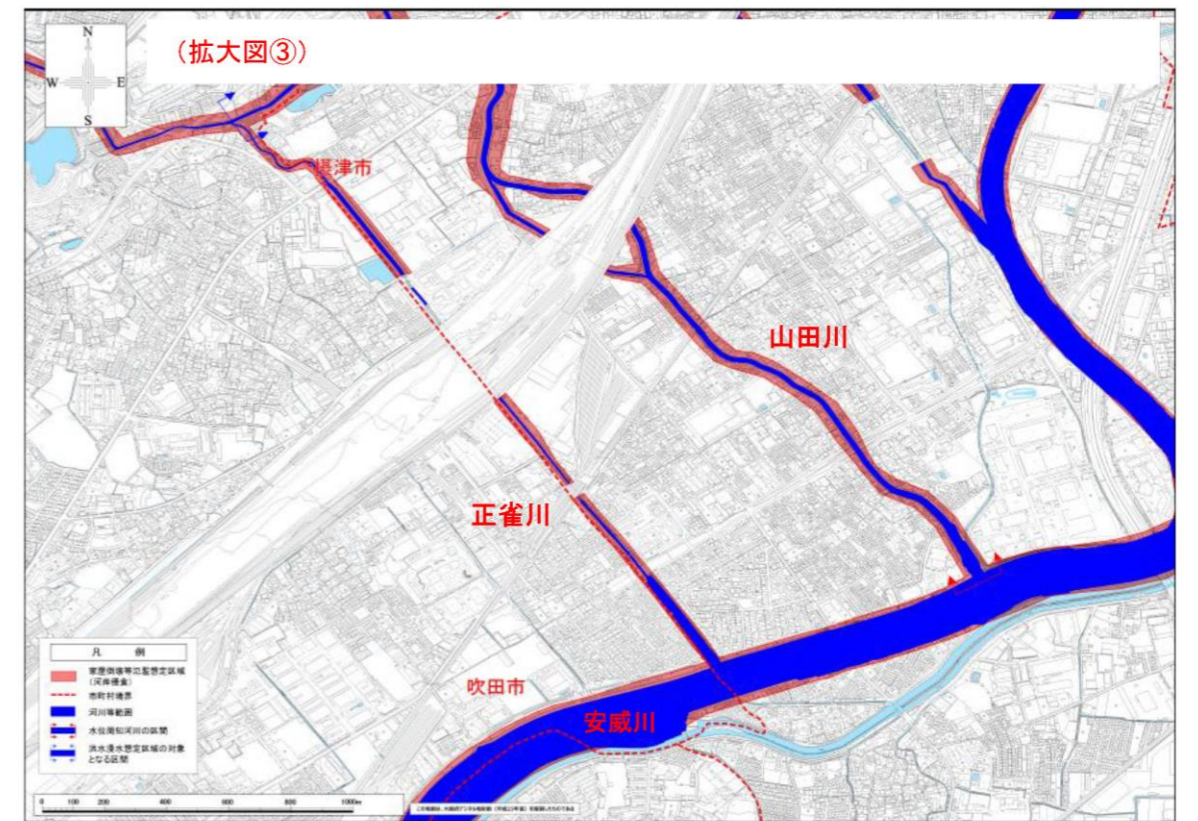
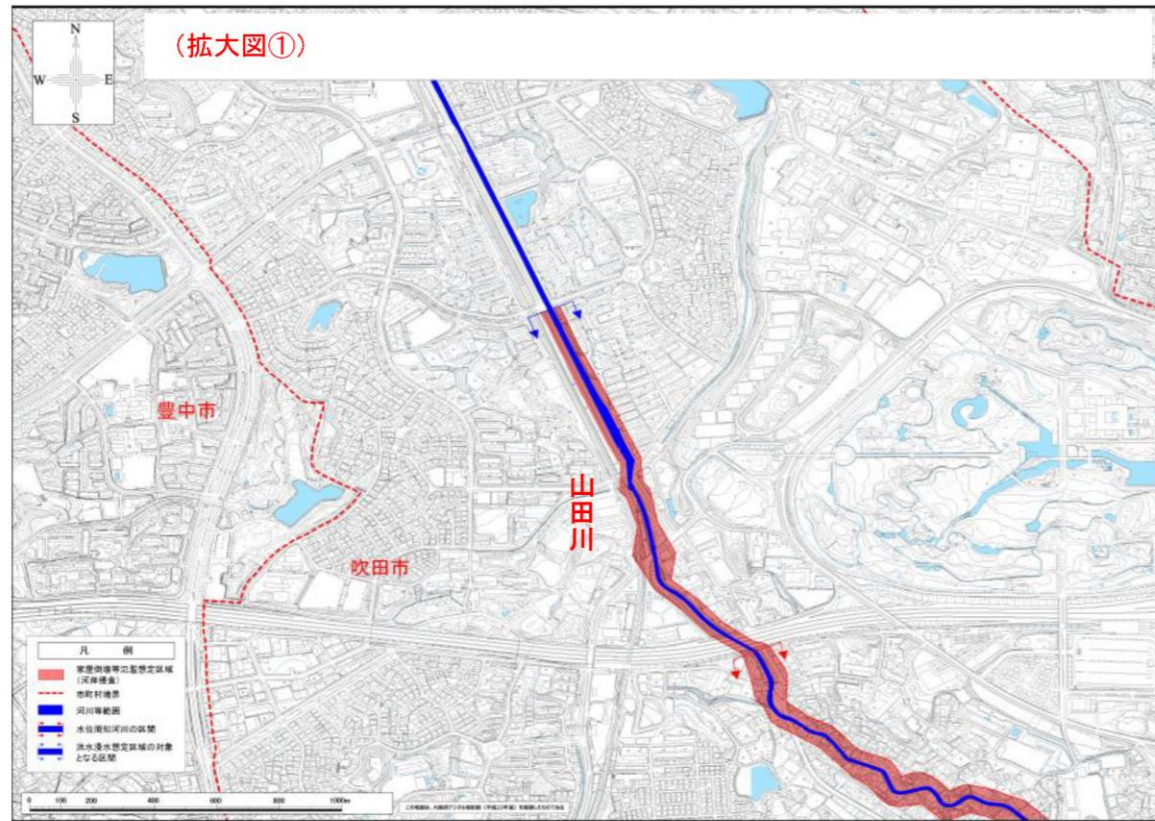


図4.10 家屋倒壊等氾濫想定区域 (正雀川、正雀川分水路、山田川 河岸浸食)

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

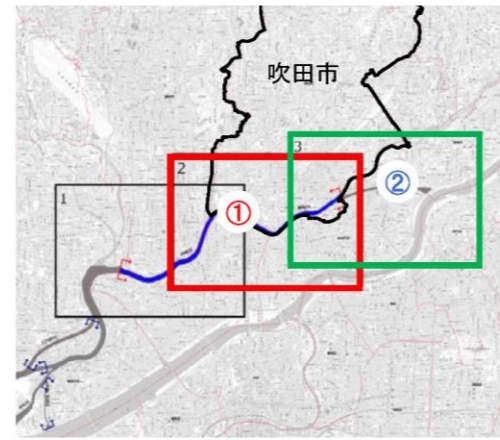
図4.11 家屋倒壊等氾濫想定区域 (安威川、正雀川、山田川 河岸浸食)

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

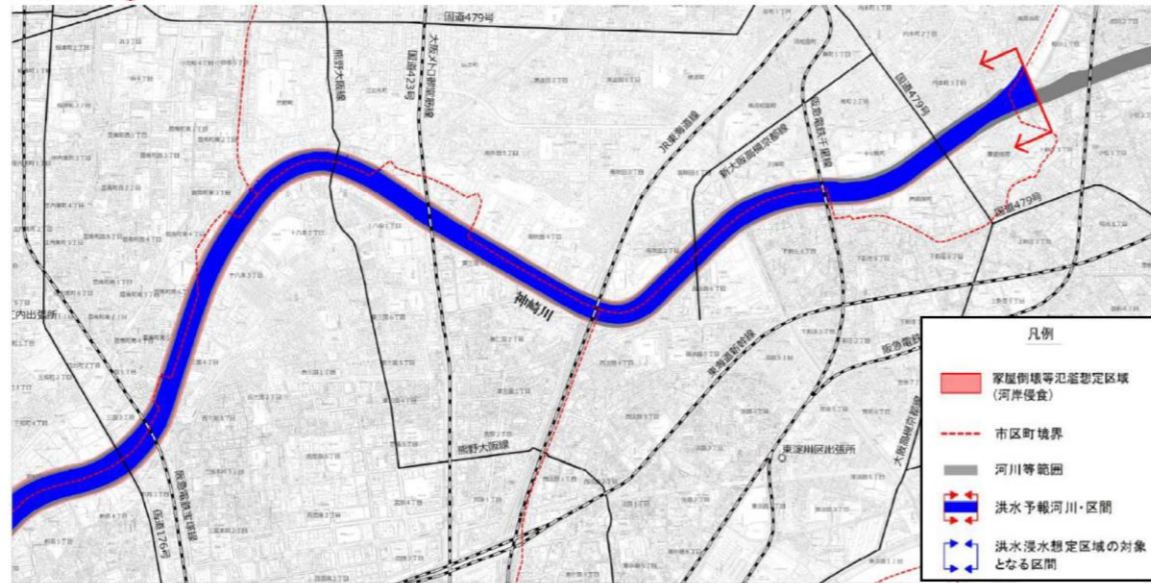
なし



(拡大図位置図)



(拡大図①)



(拡大図②)

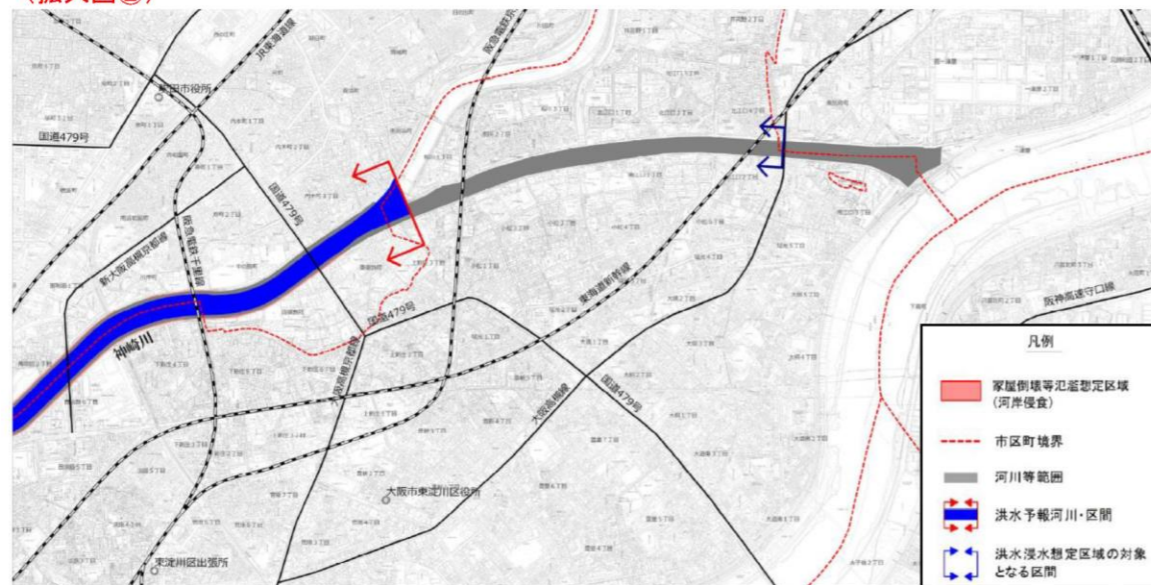


図4.12 家屋倒壊等氾濫想定区域（神崎川 河岸浸食）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

②計画規模

②-1 浸水想定区域

100年確率の降雨により浸水が想定される区域についても、大阪高槻京都線や阪急千里線以東においてはおおむね JR 東海道本線以南のエリア、以西においては丘陵地の手前までが想定されています。

②-2 浸水深

浸水想定区域の大半において、浸水深は1m以上3m未満となっていますが、南吹田の JR 線沿線、寿町のアンダーパス周辺、高浜町、日の出町、南朱雀などのそれぞれ一部のエリアでは最大で3m以上の浸水深となることが想定されています。

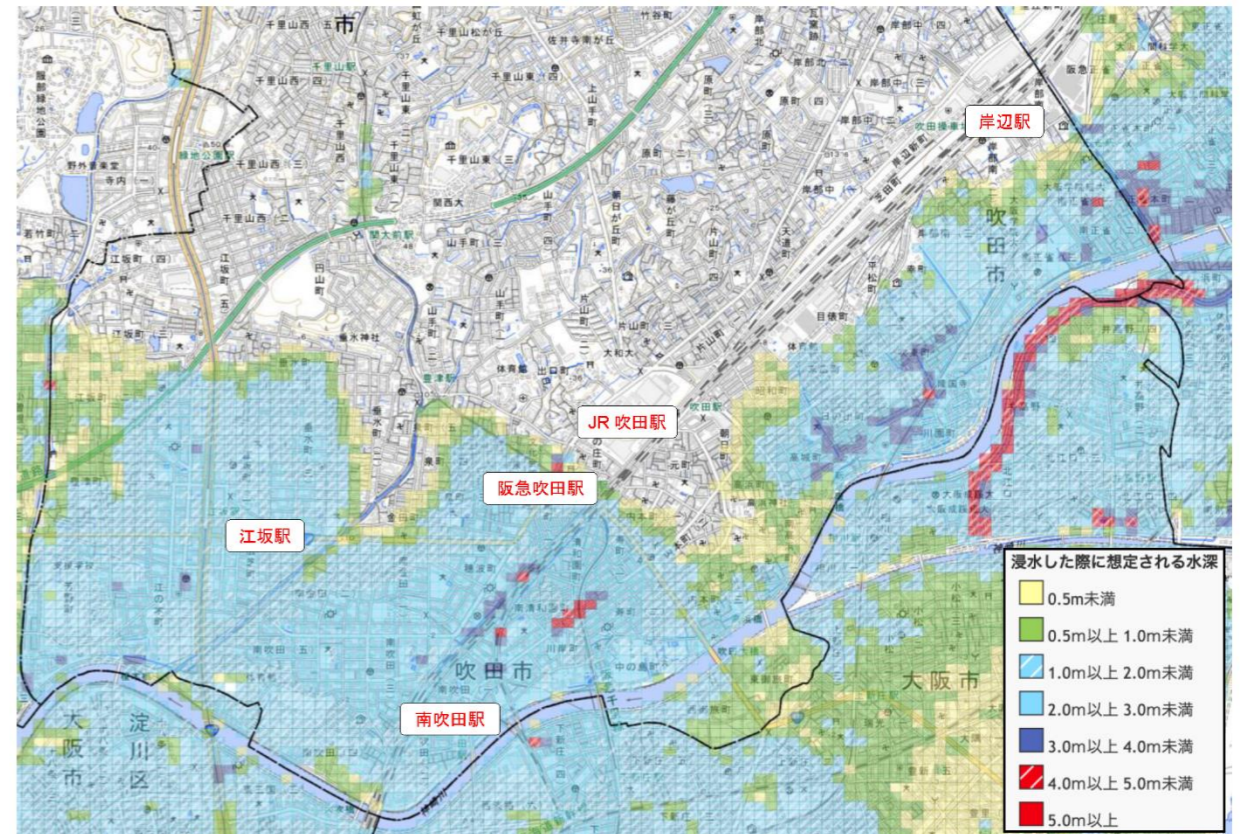


図4.13 浸水想定区域・浸水深（計画規模）

資料：大阪府洪水リスク表示図

なし



### ③安威川ダムの整備に伴う浸水被害の変化

#### ③-1 安威川ダムの概要

昭和 42 年（1967 年）の北摂豪雨（茨木市において最大 48mm/h、215mm/日の雨量を記録。吹田市内で 2,695 戸の床上浸水、7,413 戸の床下浸水）を契機に、100 年に一度の大雨に対応できる「河川改修とダム建設」による抜本的治水対策が立案され、その後のダムサイトに関する調査や地元地区との交渉などを経て、平成 26 年度（2014 年度）よりダム本体工事に着手し、令和 5 年度（2023 年）の供用開始が予定されています。

安威川ダムの建設目的は次のとおりです。

- － 洪水調節：安威川ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 850 m<sup>3</sup>のうち、毎秒 690 m<sup>3</sup>の洪水調節を行う
- － 流水の正常な機能維持：安威川沿いの既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る

#### ③-2 安威川ダム等の整備に伴う洪水時の浸水想定区域の縮小、浸水深の低下

安威川ダム等の建設により、神崎川との合流部付近の最大流量が約 1,850 m<sup>3</sup>/秒から約 1,250 m<sup>3</sup>/秒へと減少し、おおむね東海道本線以南の洪水浸水想定区域の洪水氾濫が軽減されることとなります。洪水浸水想定区域は、安威川ダム整備前後で 60%程度減少すると見込まれています\*。

安威川ダム等の整備に伴い、想定最大規模発生時の神崎川沿いの浸水深は次のとおり大きく軽減されることとなります。

- － 市役所周辺 整備前：3m 以上 ⇒ 整備後：浸水しない
- － JR 吹田駅南口 整備前：0.5～3m ⇒ 整備後：0.5m 未満のエリアが拡大
- － 江坂駅周辺 整備前：3m 以上 ⇒ 整備後：浸水しない

ただし、ダム稼働後も寿町や高浜町、南正雀など一部のエリアでは 4m 以上の浸水深が予測されていることから、避難場所の確保や円滑な誘導など災害に対する対策を進めていく必要があります。

\*洪水浸水想定区域面積は、図 4.15での図上計測によるものです。

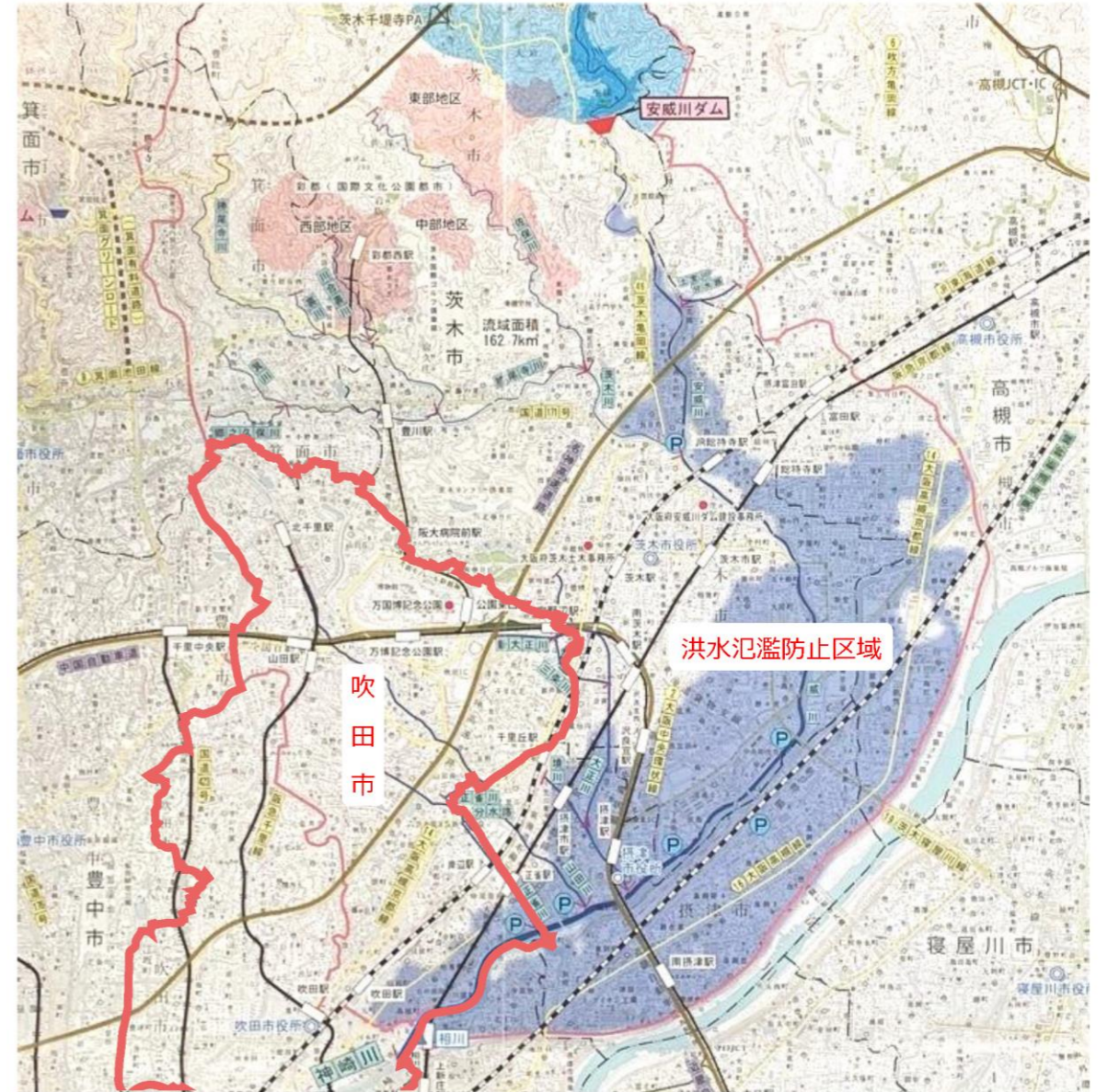


図4.14 安威川ダム整備による洪水氾濫防止区域

資料：大阪府 安威川ダム建設事業パンフレット



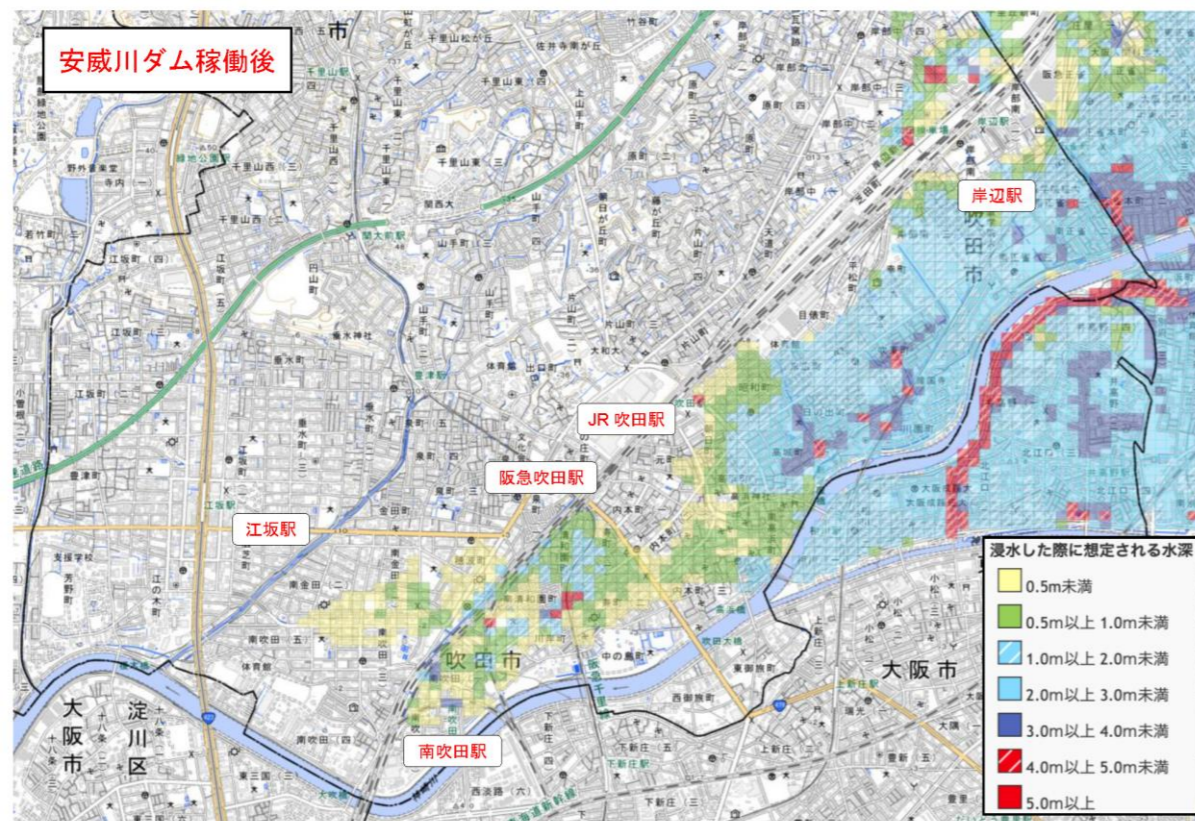
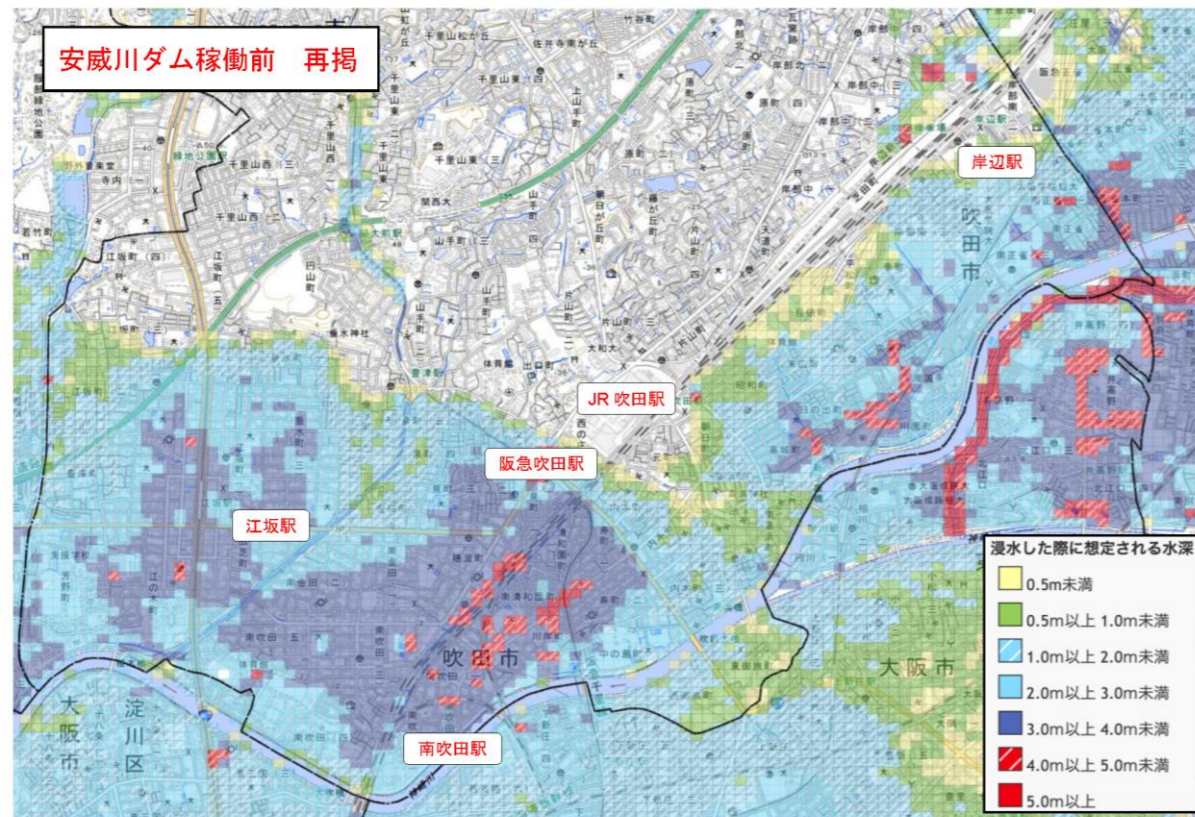


図4.15 安威川ダム稼働前後における浸水想定区域などの変化（想定最大規模の洪水）

資料：大阪府洪水リスク表示図

④洪水に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

神崎川及び安威川沿いの市街地などに洪水浸水想定区域が広がっており、想定最大規模における浸水区域の一部において浸水深が5mを超える箇所もみられます。ただし、浸水想定区域には指定緊急避難場所や津波・洪水避難ビルが整備されており、それぞれの施設から500m圏（一般的な高齢者の徒歩圏）で浸水想定区域はおおむねカバーされています。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域が神崎川や山田川などの沿川にみられ、これらのエリアでは大雨などの際に河岸浸食による家屋倒壊の危険性があります。

これら洪水に関するリスクを有するエリアについては、神崎川、安威川における護岸等の対策、安威川ダム建設による災害リスクの低減など、総合的な治水・雨水対策のほか、避難場所・津波避難ビルの指定、災害情報の周知など日常的な防災意識の向上に向けた取組や、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備などの取組によって減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含めることとします。

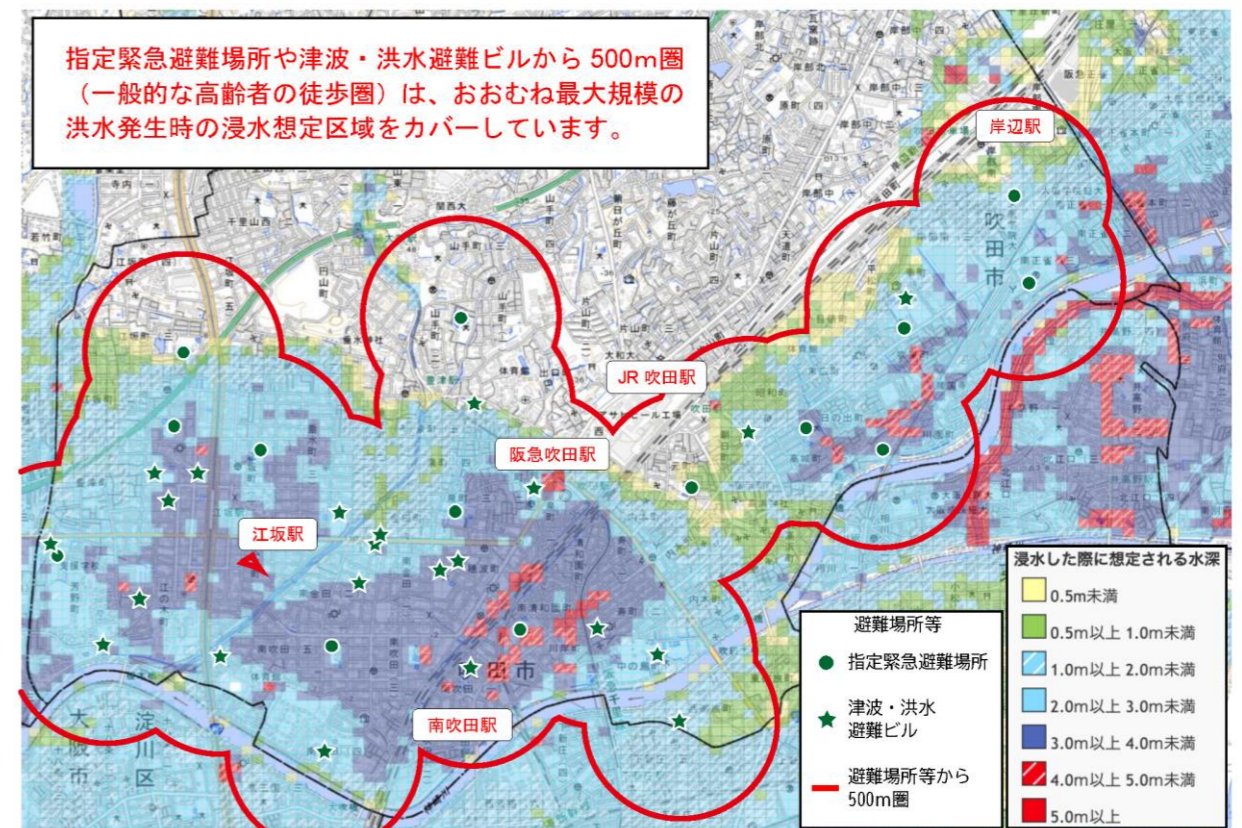


図4.16 避難場所・津波避難ビルの分布状況（想定最大規模の洪水時の浸水深との重ね合わせ）

資料：大阪府洪水リスク表示図、吹田市洪水ハザードマップ

なし



## 2) 内水のリスク及び課題等

### ① 想定最大規模

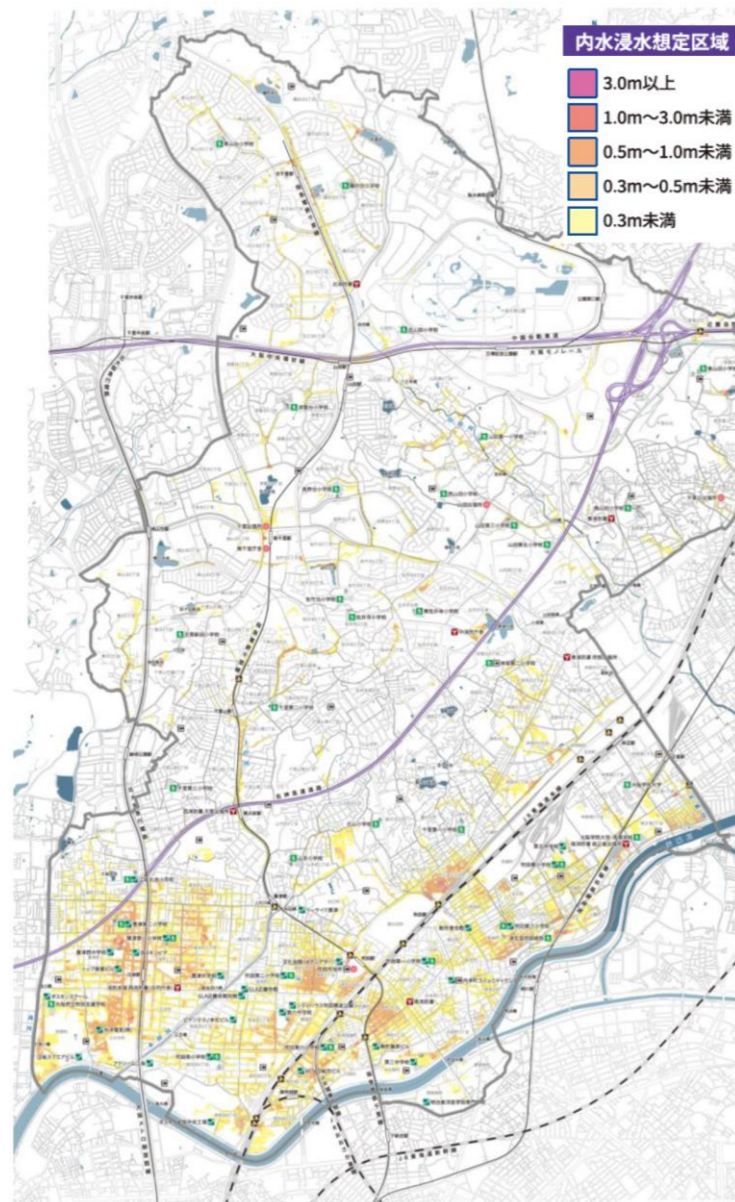
#### ①-1 浸水想定区域

市南部の平野部を中心に浸水想定区域がみられます。区画道路及びその沿道が多くなっていますが、JR吹田駅北側、阪急吹田駅西側、江坂駅周辺などで面的に広がっています。

その他、上の川沿いや丘陵部のうち谷状の地形となっており周辺より低くなっているところなどに浸水想定区域がみられます。

#### ①-2 浸水深

面的に浸水想定区域が広がっているエリアでは浸水深が1m未満のところが多くなっていますが、JR吹田駅北口や阪急千里線のアンダーパス周辺など一部のエリアに1m以上3m未満の浸水深となっているところが見られます。



資料:吹田市内水ハザードマップ

### ② 雨水レベルアップ整備に伴う浸水被害の軽減

#### ②-1 雨水レベルアップ整備事業の概要

市の南部区域は、雨水を直接川に排水することができず、ポンプで排水しなければならないため、雨に弱い地形になっています。特に市域の約1/4にあたる838ha（南吹田処理区の合流区域及び川面処理区）については、下水道整備の初期に建設を行ったため、施設の整備水準が低くなっており常襲的に浸水が発生しています。

そのため、内水による浸水被害については、吹田市公共下水道事業計画に基づき、市内で「雨水レベルアップ整備事業」を実施し、浸水被害の軽減に努めています。

同事業は、この838haの区域において、既に整備した下水道施設、既存施設を有効に活用し、その能力を超える分を新たな増強施設で対応します。全体の事業としては、内径0.8～3.75mの増強管を約13km整備することと、雨水を神崎川に放流するために30m<sup>3</sup>/秒の雨水排水ポンプを増強することです。

#### ②-2 雨水レベルアップ整備事業進捗による効果

豊津工区での工事が完了し、現在は中の島・片山工区での工事を進めています。中の島・片山工区の事業により、65mm/hの降雨に対し、内本町地区及び寿町地区の床上浸水被害戸数を20棟から0棟へ減少させることができ、また、緊急交通路を有する片山町地区において機能保全水深20cm未満を達成することが可能となります。今後も吹田市公共下水道事業計画に基づき、同事業を推進し、浸水被害の軽減に努めます。



資料:吹田市下水道年報

なし



### ③内水に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

内水による浸水想定区域は、短時間に集中的に降る豪雨による一時的なものです。市南部やくぼ地など多くのエリアで 0.5～1m 程度の浸水深となっているほか、一部で 1m 以上 3m 未満の浸水深となっています。

これら内水による浸水想定区域については、現在進めている雨水レベルアップ整備事業をはじめとするハード対策を講じることによって防災を図ることに加え、ソフト対策として土のう配布や止水板設置助成や内水ハザードマップの周知により減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含めることとします。

なし

### 3) 高潮のリスク及び課題等

#### ①浸水想定区域等

大阪府内の高潮浸水想定区域は、水防法の規定に基づき浸水が想定される区域に指定されており、主に次の条件により、被害が最大となる条件において設定されています。

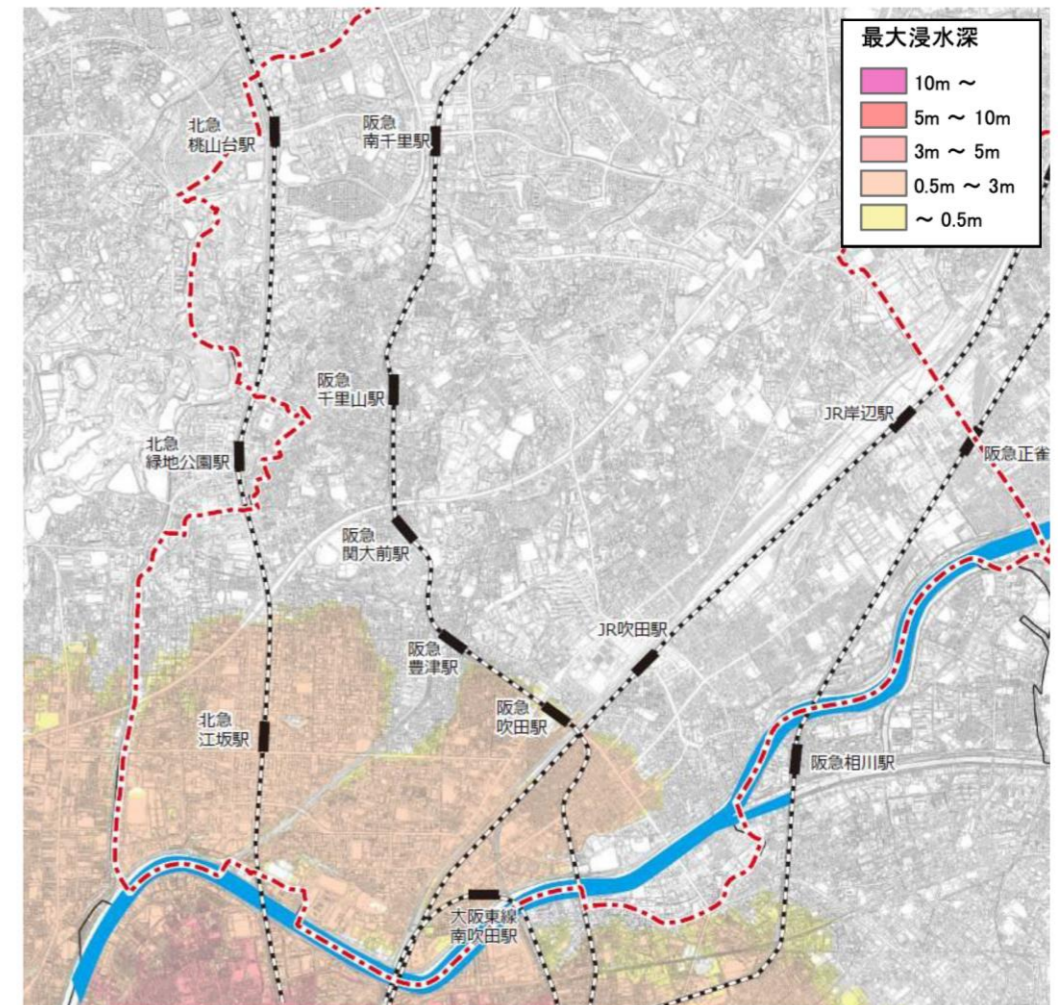
- ・我が国既往最大規模の台風を想定（室戸台風級：910hpa）
- ・潮位偏差（実際の潮位と天文潮位の差）が最大となるような台風経路を設定
- ・高潮と同時に河川での洪水を考慮
- ・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

#### ①-1 浸水想定区域

浸水想定区域は、おおむね市南西部の平野に広がっており、その他のエリアでは浸水被害が生じないと想定されています。

#### ①-2 浸水深

浸水想定区域の大半のエリアにおいて、想定される浸水深は最大で 0.5m 以上 3m 未満となっています。



資料：大阪府高潮浸水想定区域図

#### ①-3 浸水継続時間



### ①-3 浸水継続時間

0.5m以上の浸水が継続する時間については、市内の浸水想定区域の大半において1週間以上となっています。

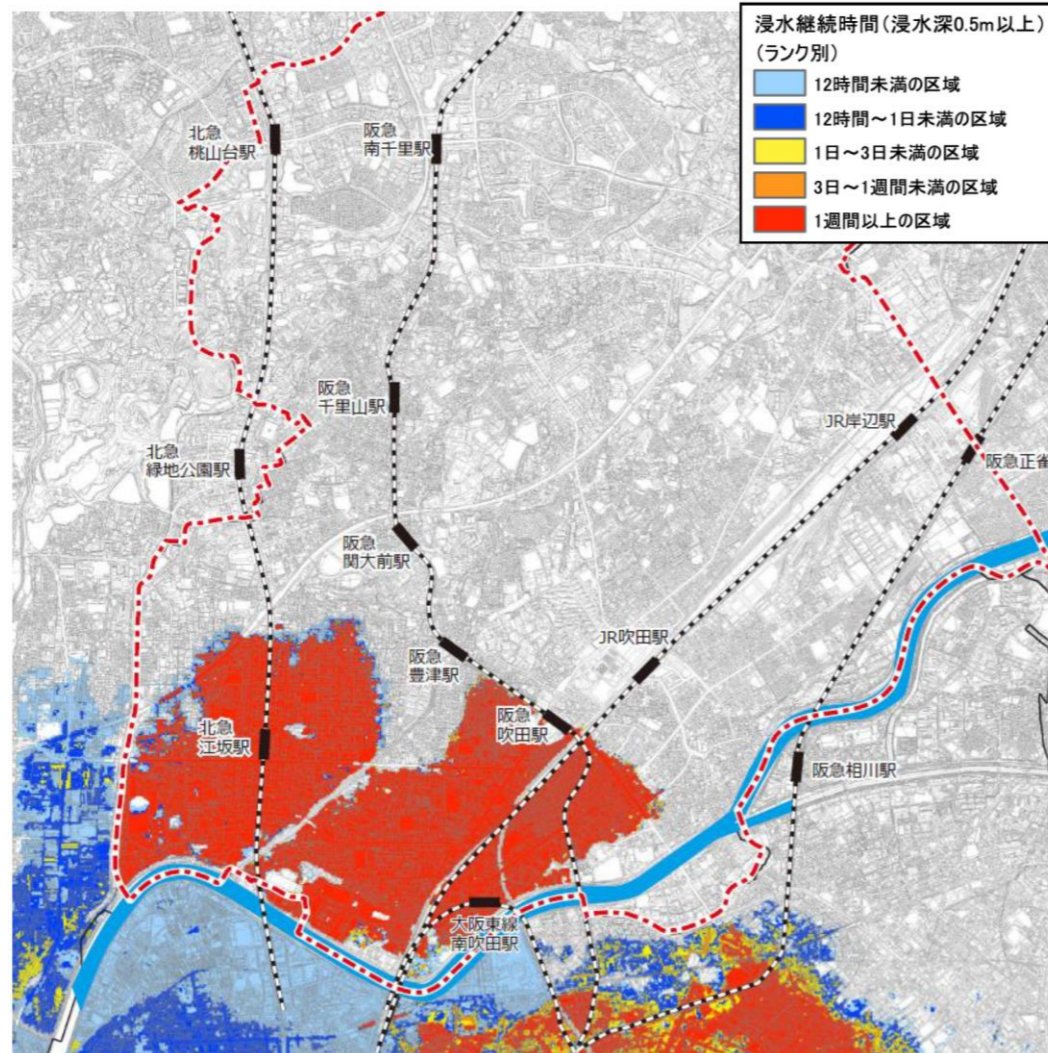


図4.20 浸水継続時間

資料:大阪府高潮浸水想定区域図

なし

### ②高潮に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

市内で想定される高潮は、わが国における想定最大規模の台風が大阪湾沿岸で潮位偏差が最も大きくなる経路を通るといった、最悪の事態を基に設定されているため、その発生頻度は低いと見込まれていますが、発生した際は、浸水期間が長期化する場合があります。

市内では、高潮が想定されるエリアなどにおいて津波・洪水避難ビルが整備されており、これら施設の500m圏（一般的な高齢者の徒歩圏）は、浸水想定区域のほぼ全域をカバーしています。引き続き避難ビルの指定や河川堤防の整備、浸水期間が長期化した場合を想定した避難ビルなどにおける備蓄の強化、避難者に対する病気やケガなどへの医療体制、身体的・精神的な疲労に対するケアに関する体制の構築、また、災害情報の周知など日常的な防災意識の向上に向けた取組、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備などを推進していくことを前提として、高潮による浸水想定区域は居住誘導区域に含めることとします。

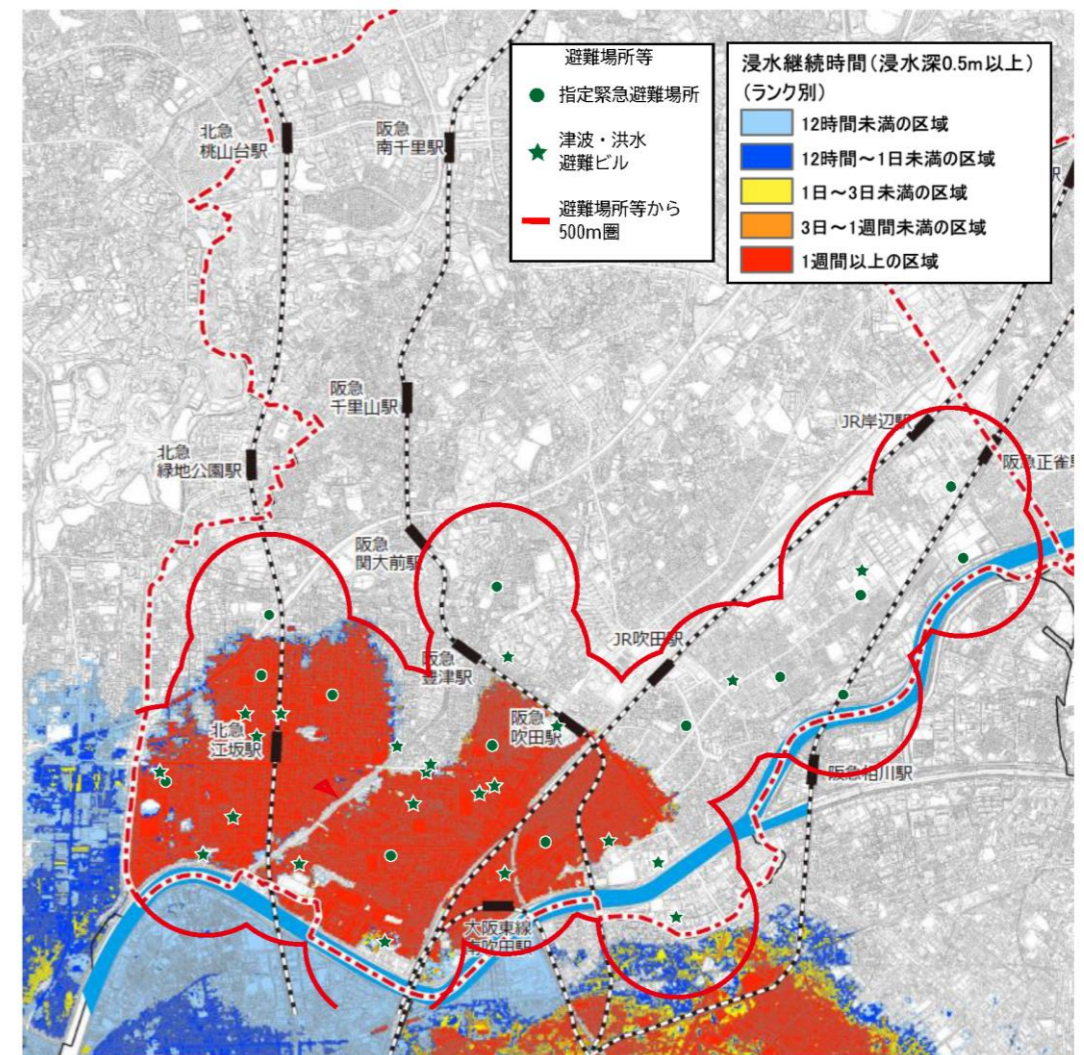


図4.21 浸水継続時間と避難場所等の分布状況

資料:大阪府高潮浸水想定区域図、吹田市洪水ハザードマップ



#### 4) 土砂災害のリスク及び課題等

本市の土砂災害としては、土石流は想定されておらず、急傾斜地の崩落に関して土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、令和3年(2021年)8月時点で75箇所に指定されており、そのうち60箇所以上が平成28年(2016年)以降に指定されています。

##### ①土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、千里山、佐井寺、山田など丘陵部のうち、社寺や墓地の周囲など昔からの建物や地形が残されているエリアや、面整備事業などが実施されていないエリアなどに指定されています。

##### ②土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、土砂災害特別警戒区域の周囲に指定されており、土砂災害警戒区域単独で指定されている箇所はありません。



図4.22 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

資料:吹田市洪水ハザードマップ

##### ③土砂災害に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

土砂災害ハザードエリアは、丘陵部を中心に比較的狭い範囲に指定されており、災害時の影響範囲は限られる一方、発災時には人的被害等が発生するおそれが高くなっています。

このため、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域については居住誘導区域に含めないこととします。

なし



### 5) 大規模盛土造成地のリスク及び課題等

#### ①大規模盛土造成地の分布状況

- 市内の丘陵部のうち、約 1,896ha が宅地造成工事規制区域に指定されています。
- 谷間や斜面地に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、次の要件に該当する大規模盛土造成地は、丘陵部を中心に数多く分布しています。
- 一 谷埋め型で、盛土面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの
  - 一 腹付け型で、盛土前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上かつ盛土高さが 5m 以上のもの

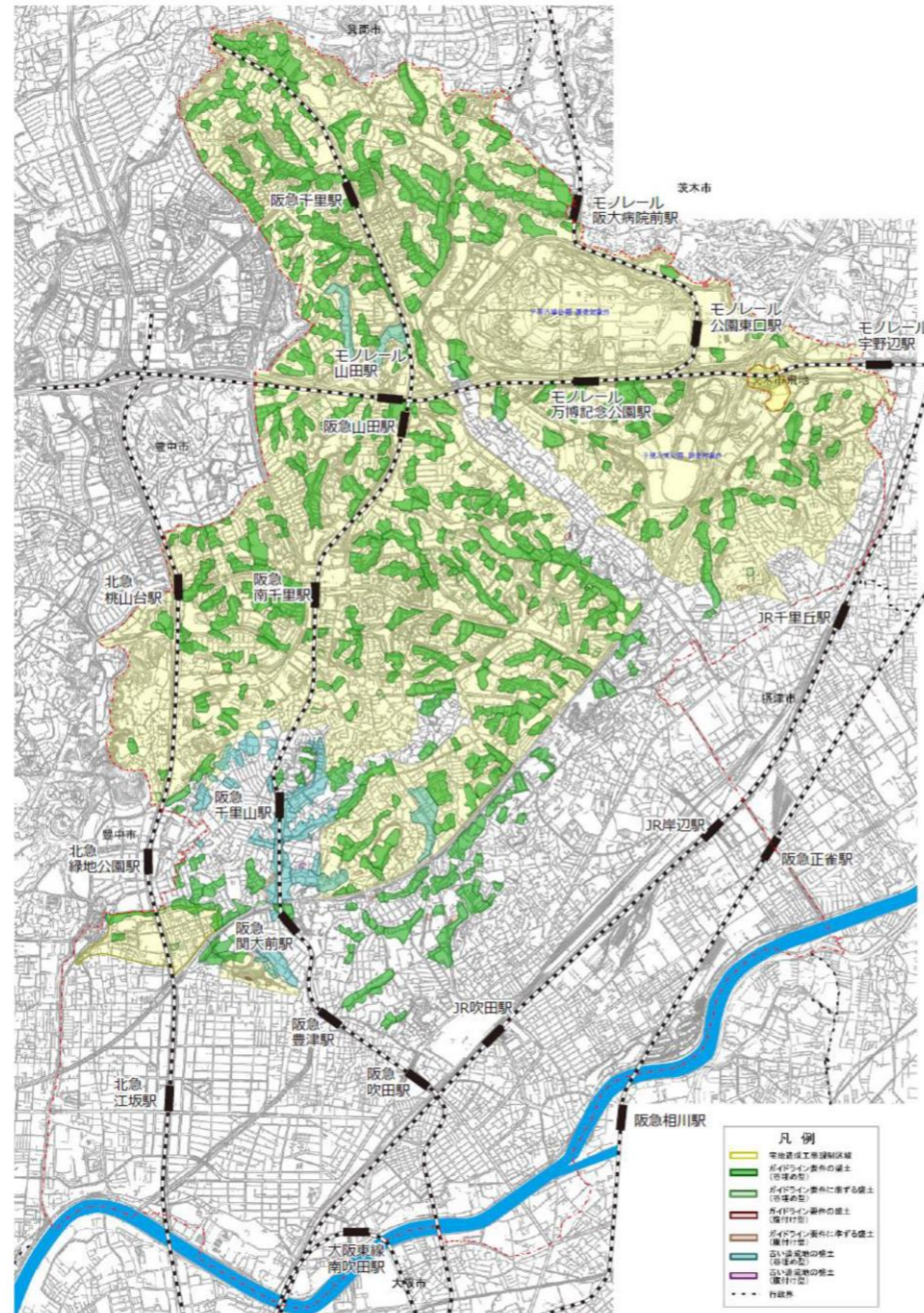


図4.23 大規模盛土造成地

資料:吹田市大規模盛土造成地マップ

#### ②大規模盛土造成地に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

図 4.23に示す地区は、経過観察等により安全性の確認を実施する箇所として国のガイドラインに基づき抽出していますが、直ちに災害ハザードとなるものではないことから、居住誘導区域に含めることとします。

なお、これら大規模盛土造成地の中には、地震や降雨による地下水位の変動等が要因となり滑動崩落する可能性のある地区が含まれる場合もあることから、現在、それらの区域の有無について調査を進めています。

なし



## 6) 災害リスクのまとめ

これまで整理してきたとおり、居住誘導区域では、洪水や内水による浸水等の災害リスクが想定されていますが、それぞれの災害リスク及び居住誘導区域設定に関する考え方は下表のとおりまとめることができます。

表 4.2 災害リスク及び居住誘導区域に関する考え方のまとめ

項目	災害リスク	居住誘導区域設定に関する考え方
水災害	<b>洪水</b> 【安威川ダム稼働前】 ・洪水（想定最大規模）による浸水想定区域は平野部の広い範囲にわたる ・一部、最大 5m 程度浸水するエリアが存在する 【安威川ダム稼働後】 ・洪水（想定最大規模）による浸水想定区域は大きく減少し、浸水深も小さくなる ・安威川沿いの一部に、最大 5m 程度浸水するエリアが存在する	・総合的な治水・雨水対策のほか、災害情報の周知、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備等の推進などを前提に、居住誘導区域に含める
	<b>内水</b> ・浸水想定区域は、平野部の道路沿いなどに広がっている ・区域の多くで 1m 未満の浸水深となっているが、一部に 1～3m 程度の浸水深となるエリアが存在する	・雨水レベルアップ整備事業をはじめとするハード対策を講じることによって防災を図ることに加え、ソフト対策として土のう配布や止水板設置助成や内水ハザードマップの周知により減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含める
	<b>高潮</b> ・浸水想定区域は、市南西部の平野部に広がっている ・多くのエリアで最大 0.5～3m の浸水深となる	・津波・洪水避難ビルや河川堤防の整備のほか、災害情報の周知、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備等の推進などを前提に、居住誘導区域に含める
土砂災害	・丘陵部を中心に、小規模な土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が点在している	・発災時には人的被害等が発生するおそれが高いため、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含めない
	・大規模盛土造成地が丘陵部などに広がっている	・直ちに災害ハザードとなるものでないため、居住誘導区域に含める

## (3) 防災まちづくりの取組方針

「吹田市地域防災計画」や「吹田市強靱化地域計画」などの関連する既往計画から、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な防災に関する取組事項等の内容を踏まえ、以下のとおり防災まちづくりの取組方針を定めます。

関連する SDGs の目標



### 防災まちづくりの取組方針

- ①公共施設等の整備等
- ②身近な災害危険性に対する市民への周知、意識啓発等

これら防災まちづくりの取組方針に基づく具体的なリスク低減対策の取組内容や対象となる取組のスケジュールなどを次に示します。



表 4.3 リスク低減対策の取組内容と実施スケジュール

取組方針	取組内容	実施主体	災害リスク					スケジュール		
			洪水	内水	高潮	土砂災害	大規模盛土造成	短期(5年)	中期(10年)	長期(30年)
公共施設等の整備等	安威川ダムの建設	府	○	—	—	—	—	→		
	上の川における流出抑制施設整備、雨水排水経路の見直し	府	○	○	—	—	—	→		
	山田川、正雀川、正雀川分水路における流出抑制施設の整備	府	○	—	—	—	—	→		
	雨水レベルアップ整備事業	市	—	○	—	—	—	→		
	指定避難所等の指定及び計画的な維持管理	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	「吹田市備蓄計画」に基づく備蓄倉庫等の整備、維持管理	市	○	○	○	○	○	→	→	→
身近な災害危険性に対する市民への周知、意識啓発等	居住地、職場、学校等における実践的な防災訓練の実施・指導	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	自治会等に対する自主防災組織の結成支援	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備の支援	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	学校への出前講座などによる防災教育の推進	市	○	○	○	○	○	→	→	→

なし



## (1) 都市機能誘導区域の設定の考え方

都市機能誘導区域は、前述の「区域の基本的な考え方」で示したとおり、本市の都市計画マスタープランに示された都市拠点、地域拠点を基本として、設定することとします。具体的には、以下の3つの考え方を踏まえて設定します。

### ① 都市拠点、地域拠点に位置する鉄道駅を中心に徒歩圏(半径 800m)の区域

原則として、市域内の鉄道駅からの徒歩圏(半径 800m)の範囲を区域に設定します。

### ② 市域外の鉄道駅を中心とした徒歩圏(半径 800m)に含まれる区域

本市は市域界に関わらず市街地が連担していることから、市域外の鉄道駅からの徒歩圏(半径 800m)のうち、市域に含まれる範囲についても区域に設定します。

### ③ 徒歩圏域が重複又は近接する区域

本市は、多数の鉄道駅が立地していることから、駅からの徒歩圏が重複する箇所が存在します。区域が重複又は近接する区域は、一体的な区域として設定します。

## (1) 都市機能誘導区域の設定の考え方

都市機能誘導区域は、「3.2区域の基本的な考え方(P74)」で示したとおり、本市都市計画マスタープランで本市のめざすべき「都市空間の将来像」として掲げている「地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」及び「都市間・拠点市街地間のネットワーク形成」を重視した範囲設定を基本とします。

具体的には、以下の4つの考え方を踏まえて設定します。

### 1) 都市拠点、地域拠点に位置する鉄道駅を中心に徒歩圏(半径 800m)内の区域

地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図る観点から、原則として、市域内の鉄道駅からの徒歩圏(半径 800m)内において区域を設定します。

ただし、既に公的不動産の集積が図られており、将来的にその有効活用のポテンシャルを有する地域が近接する場合等は、例外的にその地域を含んで区域を設定します。

### 2) 一部の市域外の鉄道駅を中心とした徒歩圏(半径 800m)内の区域

本市は市域界にかかわらず市街地が連担していることから、市域外の鉄道駅からの徒歩圏(半径 800m)内を原則として、市域に含まれる範囲についても区域に設定します。

ただし、都市拠点である万博記念公園周辺に位置する阪大病院前駅及び大阪、京都間を結ぶ広域軸に位置づけている軸線上にある千里丘駅の2駅を対象とします。また、上記1)同様に、既に公的不動産の集積が図られている地域等を含んで区域を設定します。

### 3) 地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図る観点を踏まえた区域

鉄道駅から徒歩圏(半径 800m)内を原則として、都市計画マスタープランの「拠点市街地のまちづくり方針」や「地域特性を生かしたまちづくり方針」を踏まえ、区域を設定します。

### 4) 重複又は近接する区域

本市は、多数の鉄道駅が立地していることから、上記の1)から3)を踏まえた区域設定において、区域が重複又は近接する区域については、一体的な区域として設定します。



都市計画マスタープランにおける拠点

都市機能誘導区域のイメージ

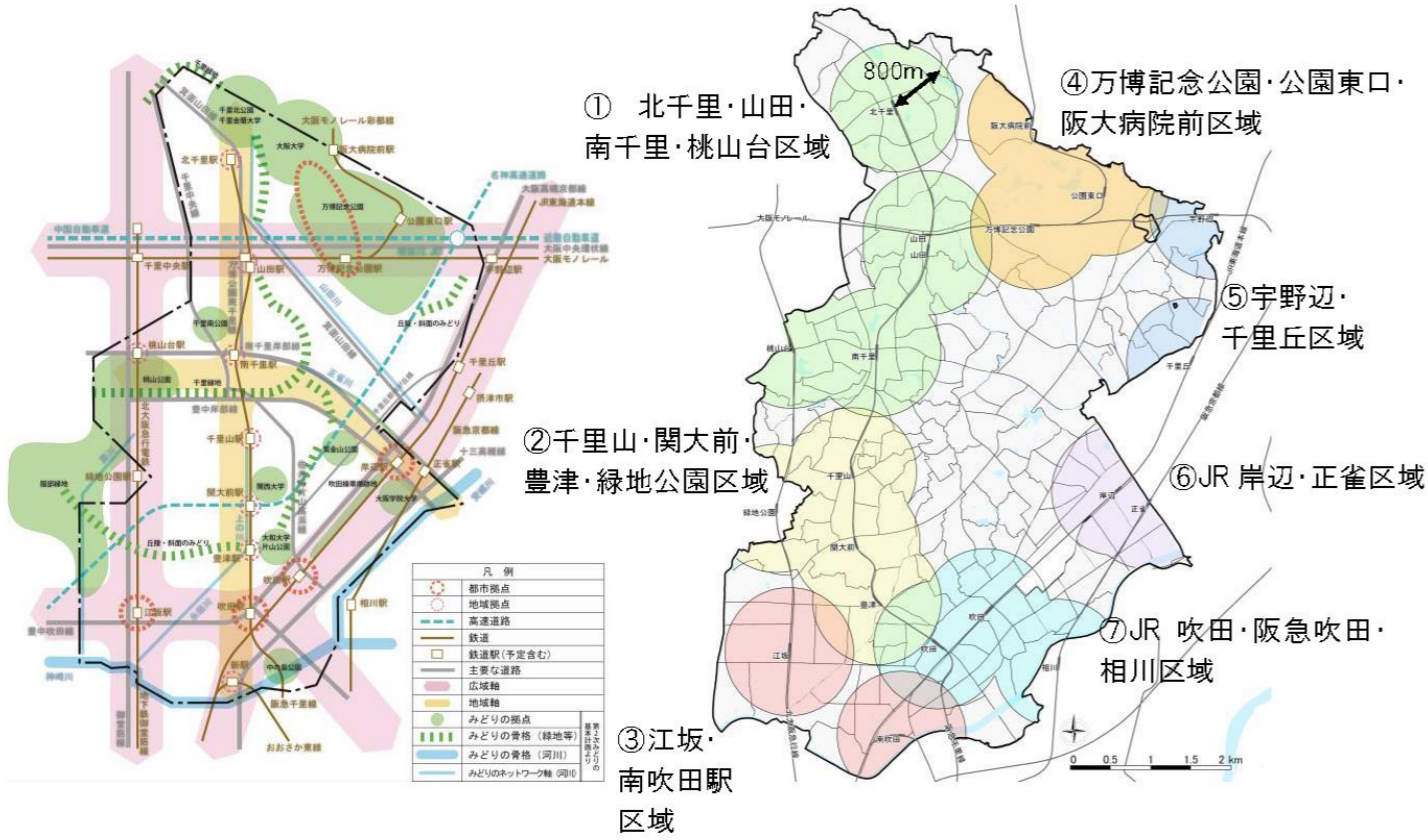


図 5.1 都市計画マスタープランにおける拠点と都市機能誘導区域の関係

都市計画マスタープランにおける拠点

鉄道駅から徒歩圏(半径 800m)のイメージ

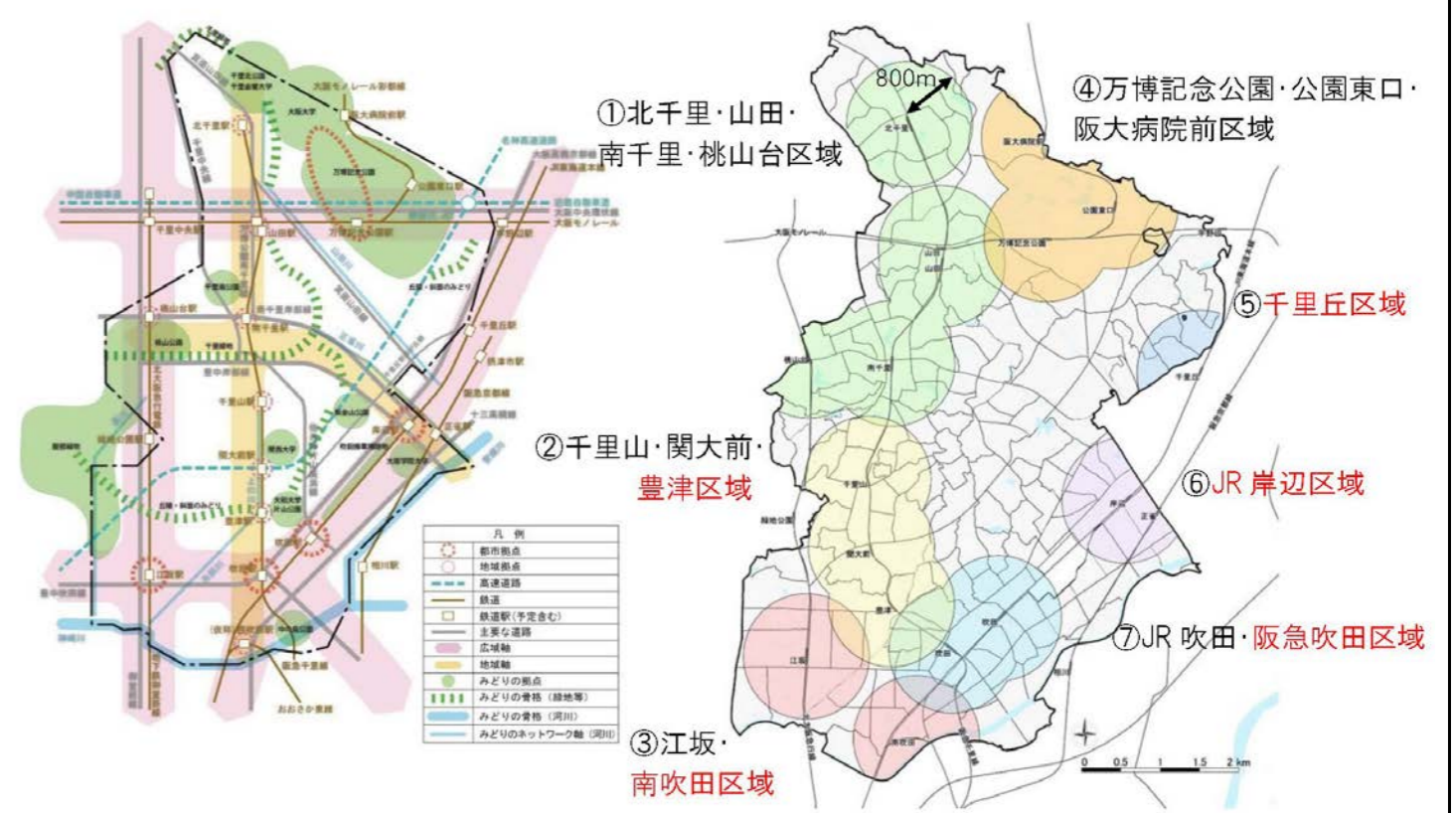


図5.1 都市計画マスタープランにおける拠点と徒歩圏の関係



## (2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は以下のとおり7区域を設定し、各区域の詳細は別図（p.86～p.99）に示します。

- ①北千里・山田・南千里・桃山台区域
- ②千里山・関大前・豊津・緑地公園区域
- ③江坂・南吹田駅区域
- ④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域
- ⑤宇野辺・千里丘区域
- ⑥JR岸辺・正雀区域
- ⑦JR吹田・阪急吹田・相川区域

### ◆区域の設定根拠

#### ・原則的な区域設定

区域の設定の考え方①～③をもとに、以下のa～cの順で具体的な区域を設定します。

- a 行政界・町丁目界となっている道路、河川との境界
- b 行政界・町丁目界
- c 行政界・町丁目界とはなっていない道路

#### ・例外的な区域設定

基本的にa～cをもとに区域を定めることとしますが、土地利用状況等からa～cの適用が難しい場合は、以下のd～fを適用し、具体的な区域を設定します。

- d 土地利用状況を踏まえ、道路よりも用途地域の区分が適切な場合は用途地域で区分する
- e 既に駅に隣接したまちづくりが進められている都市再生整備計画区域（吹田操車場跡地地区）を一つの都市機能誘導区域内に含む
- f 上記の考え方により範囲を定めた際に、境界線付近に面的に第一種低層住居専用地域が含まれる場合は、この用途地域を除く

## (2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は以下のとおり7区域を設定し、各区域の詳細は別図（p.122～p.135）に示します。

各区域の設定に際しては、5.1(1)の区域の設定の考え方を基に、土地利用の状況なども踏まえ、道路（中心線）や河川（中心線）、公共施設等の敷地境界等により、具体的な区域を設定しています。

なお、過年度に駅に隣接したまちづくりが進められた吹田操車場跡地地区を、例外的に一つの都市機能誘導区域内に含めています。


- ①北千里・山田・南千里・桃山台区域
- ②千里山・関大前・**豊津区域**
- ③江坂・**南吹田区域**
- ④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域
- ⑤**千里丘区域**
- ⑥**JR岸辺区域**
- ⑦**JR吹田・阪急吹田区域**



旧版			
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度医療機関をはじめとした豊富な医療資源を有するなど、恵まれた医療環境にあり、市民満足度も高くなっています。</li> <li>北大阪健康医療都市（健都）では、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成と北大阪健康医療都市（健都）に立地する各施設等が有機的に連携し、様々な効果的な取組の展開により、市民の健康寿命の延伸をめざした健康・医療のまちづくりを進めています。</li> </ul>	<p><b>【ターゲットⅠ】 健康に安心して暮らせるまちづくりの推進</b></p>	<p>健康に安心して暮らせるまちづくりの推進のため、北大阪健康医療都市（健都）に、高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を、都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>
80			

新版			
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度医療機関をはじめとした豊富な医療資源を有するなど、恵まれた医療環境にあり、市民満足度も高くなっています。</li> <li>北大阪健康医療都市（健都）では、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成と北大阪健康医療都市（健都）に立地する各施設等が有機的に連携し、様々な効果的な取組の展開により、市民の健康寿命の延伸をめざした健康・医療のまちづくりを進めています。</li> </ul>	<p><b>【ターゲットⅠ】 健康に安心して暮らせるまちづくりの推進</b></p>  <p>関連するSDGsの目標</p>	<p>健康に安心して暮らせるまちづくりの推進のため、北大阪健康医療都市（健都）に、高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を、都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>
114			

子育て 関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育施設は、市全体におおむね立地していますが、千里ニュータウンの再開発のほか、千里丘等の地域で大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、待機児童の増加がみられます。</li> <li>市内の各地域に児童館は立地していますが、北千里地域は未整備の状況となっています。</li> </ul>	<p><b>【ターゲットⅡ】 安心して子育てできるまちづくりの推進</b></p>	<p>安心して子育てできるまちづくりの推進のため、定員60名以上の保育施設（保育所・認定こども園）、児童館、子育て支援施設を都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>
80			

子育て 関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育施設は、市全体におおむね立地していますが、千里ニュータウンの再開発のほか、千里丘等の地域で大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、待機児童の増加がみられます。</li> <li>市内の各地域に児童館は立地していますが、北千里地域は未整備の状況となっています。</li> </ul>	<p><b>【ターゲットⅡ】 安心して子育てできるまちづくりの推進</b></p>  <p>関連するSDGsの目標</p>	<p>安心して子育てできるまちづくりの推進のため、定員60名以上の保育施設（保育所・認定こども園）、児童館、子育て支援施設を都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>
114			



旧版		
文化・教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の図書館については、老朽化等により図書館に関するサービス水準が相対的に低くなっています。</li> <li>北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）が新たに整備されます。</li> <li>一部の地域では、コミュニティセンター等が未整備の状況となっています。</li> </ul>	<p>文化・教育が充実したまちづくりの推進のため、図書館やコミュニティセンターを都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>
学術・研究施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市には、大阪大学等の6校の大学が立地し、多数の学生と学内の研究施設を有していることに加え、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人理化学研究所という我が国トップレベルの研究機関が集積しています。</li> </ul>	<p>学術・研究が充実したまちづくりの推進のため、大学を都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>

新版		
文化・教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の図書館については、老朽化等により図書館に関するサービス水準が相対的に低くなっています。</li> <li>北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）が新たに整備されます。</li> <li>一部の地域では、コミュニティセンター等が未整備の状況となっています。</li> </ul>	<p>文化・教育が充実したまちづくりの推進のため、図書館やコミュニティセンターを都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>
学術・研究施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市には、大阪大学等の6校の大学が立地し、多数の学生と学内の研究施設を有していることに加え、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人理化学研究所という我が国トップレベルの研究機関が集積しています。</li> </ul>	<p>学術・研究が充実したまちづくりの推進のため、大学を都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。</p>

表5.2 各都市機能誘導区域に設定する誘導施設

各区域の都市機能に関する特長と課題	誘導施設			(参考) 都市計画マスタープラン における位置づけ (一部抜粋)
	医療施設	子育て関連施設	文化・教育、学術・研究施設	
① 北千里・山田・南千里・桃山台区域	—	【課題】 ・大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 <b>保育所・認定こども園</b> が不足 ・児童館や子育て支援施設については、区域の南側に立地するのみであり、北側に <b>児童館</b> 及び <b>子育て支援施設</b> が未整備	【特長】 ・ <b>千里金蘭大学</b> が立地し、広域から利用される 【課題】 ・千里図書館北千里分室は築年数が古く、人口当たりの蔵書数も少ないため、 <b>図書館</b> に関するサービス水準が低下 ・ <b>コミュニティセンター</b> が北千里地域に未整備	● <b>保育所・認定こども園</b> ● <b>児童館</b> ● <b>子育て支援施設</b> ● <b>大学</b> ● <b>図書館</b> ● <b>コミュニティセンター</b>
② 千里山・関大前・豊津・緑地公園区域	—	【課題】 ・大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 <b>保育所・認定こども園</b> が不足	【特長】 ・ <b>関西大学</b> が立地し、広域から利用される	● <b>保育所・認定こども園</b> ● <b>大学</b>
③ 江坂・南吹田駅区域	—	【課題】 ・0～5歳人口当たりの保育所定員数の割合が他の地域と比較して少なくなっているため、 <b>保育所・認定こども園</b> の不足が懸念	【課題】 ・江坂図書館は人口当たりの蔵書数が市内で最も少ないため、 <b>図書館</b> に関するサービス水準が低下 ・ <b>コミュニティセンター</b> が未整備	● <b>保育所・認定こども園</b> ● <b>図書館</b> ● <b>コミュニティセンター</b>
④ 万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域	—	—	【特長】 ・ <b>大阪大学</b> 、総合研究大学院大学(国立民族学博物館)が立地し、広域から利用される	● <b>大学</b>
⑤ 宇野辺・千里丘区域	—	【課題】 ・大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 <b>保育所・認定こども園</b> が不足	—	● <b>保育所・認定こども園</b>
⑥ JR岸辺・正雀区域	【特長】 ・北大阪健康医療都市(健都)に、高度で専門的な医療を提供する <b>特定機能病院</b> である <b>国立循環器病研究センター</b> 及び <b>地域の中核病院</b> である市立吹田市民病院を整備予定	—	【特長】 ・ <b>大阪大学</b> が立地し、広域から利用される ・区域内に <b>図書館</b> が立地しておらず、北大阪健康医療都市(健都)に <b>図書館</b> (仮称) <b>健都ライブラリー</b> を整備予定	● <b>特定機能病院</b> ● <b>地域の中核病院</b> ● <b>大学</b> ● <b>図書館</b>
⑦ JR吹田・阪急吹田・相川区域	—	—	【特長】 ・ <b>大和大学</b> が立地し、広域から利用される 【課題】 ・中央図書館は築年数が古く、人口当たりの貸出点数が市内で最も少ないため、 <b>図書館</b> に関するサービス水準が低下	● <b>大学</b> ● <b>図書館</b>

表5.2 各都市機能誘導区域に設定する誘導施設

各区域の都市機能に関する特長と課題	誘導施設			(参考) 都市計画マスタープラン における位置づけ (一部抜粋)
	医療施設	子育て関連施設	文化・教育、学術・研究施設	
① 北千里・山田・南千里・桃山台区域	—	【課題】 ・大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 <b>保育所・認定こども園</b> が不足 ・児童館や子育て支援施設については、区域の南側に立地するのみであり、北側に <b>児童館</b> 及び <b>子育て支援施設</b> が未整備	【特長】 ・ <b>千里金蘭大学</b> が立地し、広域から利用される 【課題】 ・千里図書館北千里分室は築年数が古く、人口当たりの蔵書数も少ないため、 <b>図書館</b> に関するサービス水準が低下 ・ <b>コミュニティセンター</b> が北千里地域に未整備	● <b>保育所・認定こども園</b> ● <b>児童館</b> ● <b>子育て支援施設</b> ● <b>大学</b> ● <b>図書館</b> ● <b>コミュニティセンター</b>
② 千里山・関大前・豊津区域	—	【課題】 ・大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 <b>保育所・認定こども園</b> が不足	【特長】 ・ <b>関西大学</b> が立地し、広域から利用される	● <b>保育所・認定こども園</b> ● <b>大学</b>
③ 江坂・南吹田区域	—	【課題】 ・0～5歳人口当たりの保育所定員数の割合が他の地域と比較して少なくなっているため、 <b>保育所・認定こども園</b> の不足が懸念	【課題】 ・江坂図書館は人口当たりの蔵書数が市内で最も少ないため、 <b>図書館</b> に関するサービス水準が低下 ・ <b>コミュニティセンター</b> が未整備	● <b>保育所・認定こども園</b> ● <b>図書館</b> ● <b>コミュニティセンター</b>
④ 万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域	—	—	【特長】 ・ <b>大阪大学</b> 、総合研究大学院大学(国立民族学博物館)が立地し、広域から利用される	● <b>大学</b>
⑤ 千里丘区域	—	【課題】 ・大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 <b>保育所・認定こども園</b> が不足	—	● <b>保育所・認定こども園</b>
⑥ JR岸辺区域	【特長】 ・北大阪健康医療都市(健都)に、高度で専門的な医療を提供する <b>特定機能病院</b> である <b>国立循環器病研究センター</b> 及び <b>地域の中核病院</b> である市立吹田市民病院を整備予定	—	【特長】 ・ <b>大阪大学</b> が立地し、広域から利用される ・区域内に <b>図書館</b> が立地しておらず、北大阪健康医療都市(健都)に <b>図書館</b> (仮称) <b>健都ライブラリー</b> を整備予定	● <b>特定機能病院</b> ● <b>地域の中核病院</b> ● <b>大学</b> ● <b>図書館</b>
⑦ JR吹田・阪急吹田区域	—	—	【特長】 ・ <b>大和大学</b> が立地し、広域から利用される 【課題】 ・中央図書館は築年数が古く、人口当たりの貸出点数が市内で最も少ないため、 <b>図書館</b> に関するサービス水準が低下	● <b>大学</b> ● <b>図書館</b>



- ターゲット I 「健康に安心して暮らせるまちづくりの推進」
- ターゲット II 「安心して子育てできるまちづくりの推進」
- ターゲット III 「文化・教育、学術等が充実したまちづくりの推進」

① 北千里・山田・南千里・桃山台区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園(60名以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童館
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大学(千里金蘭大学*)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	図書館(千里図書館北千里分室*)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コミュニティセンター

② 千里山・関大前・豊津・緑地公園区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園(60名以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大学(関西大学*)

③ 江坂・南吹田駅区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園(60名以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	図書館(江坂図書館*)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コミュニティセンター

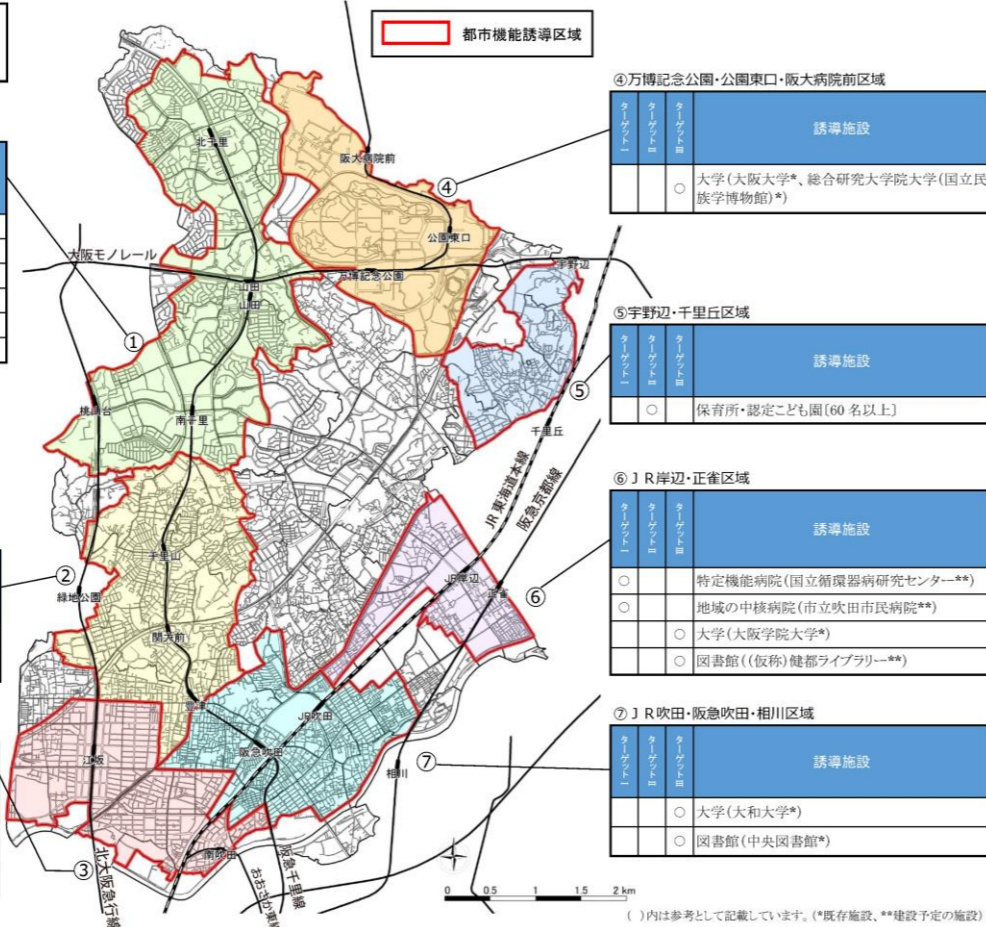


図 5.2 各都市機能誘導区域に設定する誘導施設

- 各ターゲット
- ターゲット I 「健康に安心して暮らせるまちづくりの推進」
  - ターゲット II 「安心して子育てできるまちづくりの推進」
  - ターゲット III 「文化・教育、学術等が充実したまちづくりの推進」
- 関連する SDGs の目標
- 

① 北千里・山田・南千里・桃山台区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園(60名以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童館(北千里児童センター**)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大学(千里金蘭大学*)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	図書館(北千里図書館**)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コミュニティセンター

② 千里山・関大前・豊津区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園(60名以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大学(関西大学*)

③ 江坂・南吹田区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園(60名以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	図書館(江坂図書館*)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コミュニティセンター

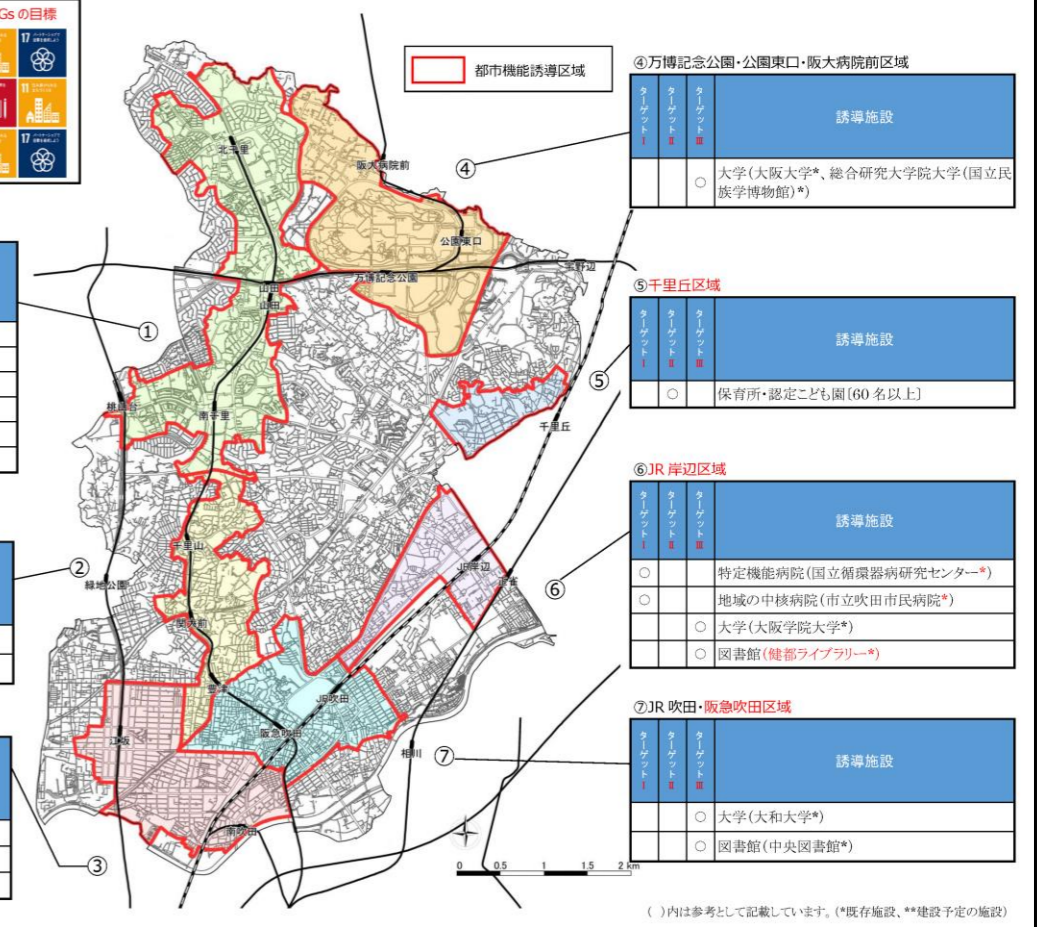


図5.2 各都市機能誘導区域に設定する誘導施設



旧版		
②千里山・関大前・豊津・緑地公園区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、定員60名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、定員60名以上の施設
	大学	学校教育法第1条に規定する大学
③江坂・南吹田駅区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、定員60名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、定員60名以上の施設
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第1条に規定するコミュニティセンター
④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域	大学	学校教育法第1条に規定する大学
⑤宇野辺・千里丘区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、定員60名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、定員60名以上の施設
⑥JR 岸辺・正雀区域	特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院
	地域の中核病院	医療法第1条の5に規定する病院のうち、病診連携等、地域医療の拠点としての役割を担う病院
	大学	学校教育法第1条に規定する大学
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
⑦JR 吹田・阪急吹田・相川区域	大学	学校教育法第1条に規定する大学
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館

85

- 保育所・認定こども園 [60名以上]
  - 児童館
  - 子育て支援施設
  - 大学 (千里金蘭大学\*)
  - 図書館 (千里図書館北千里分室\*)
  - コミュニティセンター
- ( ) 内は参考として記載 (\*既存施設)

86

新版		
②千里山・関大前・豊津区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、定員60名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、定員60名以上の施設
	大学	学校教育法第1条に規定する大学
③江坂・南吹田区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、定員60名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、定員60名以上の施設
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第1条に規定するコミュニティセンター
④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域	大学	学校教育法第1条に規定する大学
⑤千里丘区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、定員60名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園のうち、定員60名以上の施設
⑥JR 岸辺区域	特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院
	地域の中核病院	医療法第1条の5に規定する病院のうち、病診連携等、地域医療の拠点としての役割を担う病院
	大学	学校教育法第1条に規定する大学
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
⑦JR 吹田・阪急吹田区域	大学	学校教育法第1条に規定する大学
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館

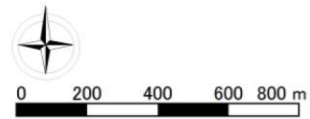
121

- 保育所・認定こども園 [60名以上]
  - 児童館 (北千里児童センター\*\*)
  - 子育て支援施設
  - 大学 (千里金蘭大学\*)
  - 図書館 (北千里図書館\*\*)
  - コミュニティセンター
- ( ) 内は参考として記載 (\*既存施設、\*\*建設予定の施設)

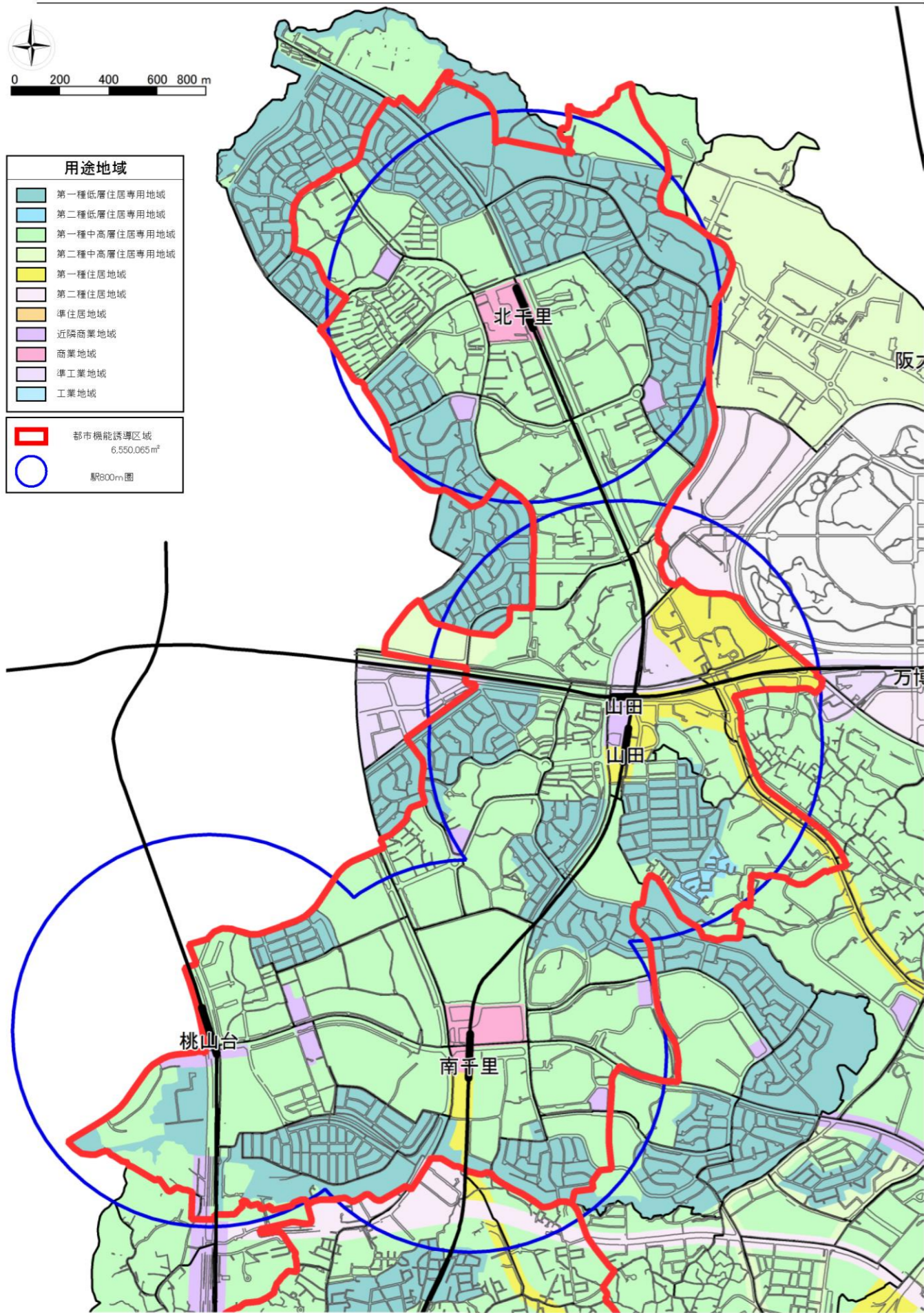
122



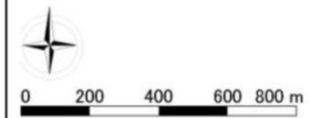
### ■都市機能誘導区域図 (①北千里・山田・南千里・桃山台区域)



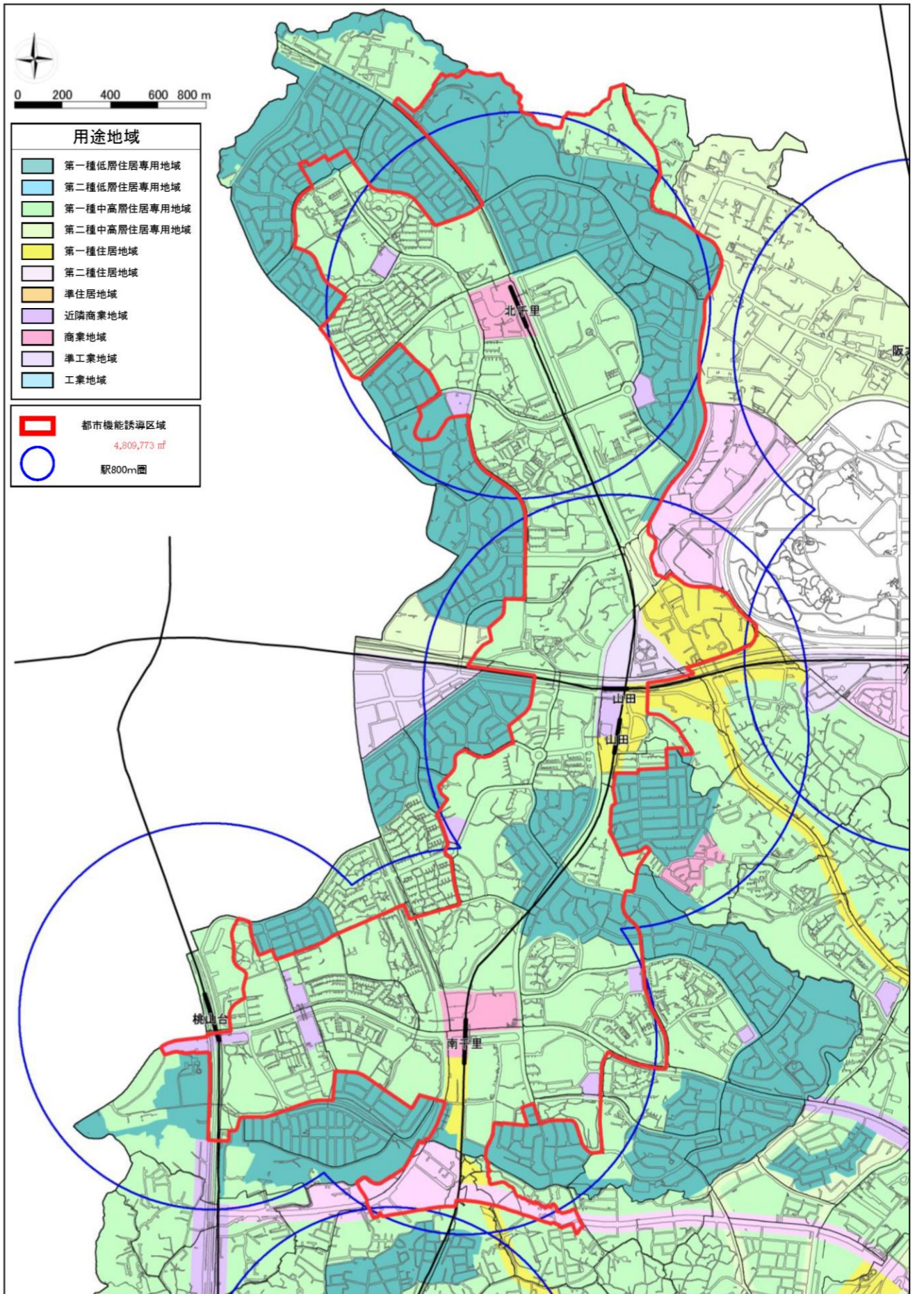
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都市機能誘導区域 6,550,065 m <sup>2</sup>
	駅800m圏



### ■都市機能誘導区域図 (①北千里・山田・南千里・桃山台区域)



用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都市機能誘導区域 4,809,773 m <sup>2</sup>
	駅800m圏





**②千里山・関大前・豊津・緑地公園区域****■区域の現状等**

本区域は、阪急千里線の千里山駅・関大前駅・豊津駅、北大阪急行線の緑地公園駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、駅周辺にも住居系用途地域を指定するなど、住宅を中心とした土地利用が行われています。

このような土地利用の中でも各種都市機能を備えており、区域内の市民の生活を支えています。また近年は、特に千里山駅周辺において、新しく大規模な共同住宅が建設されています。

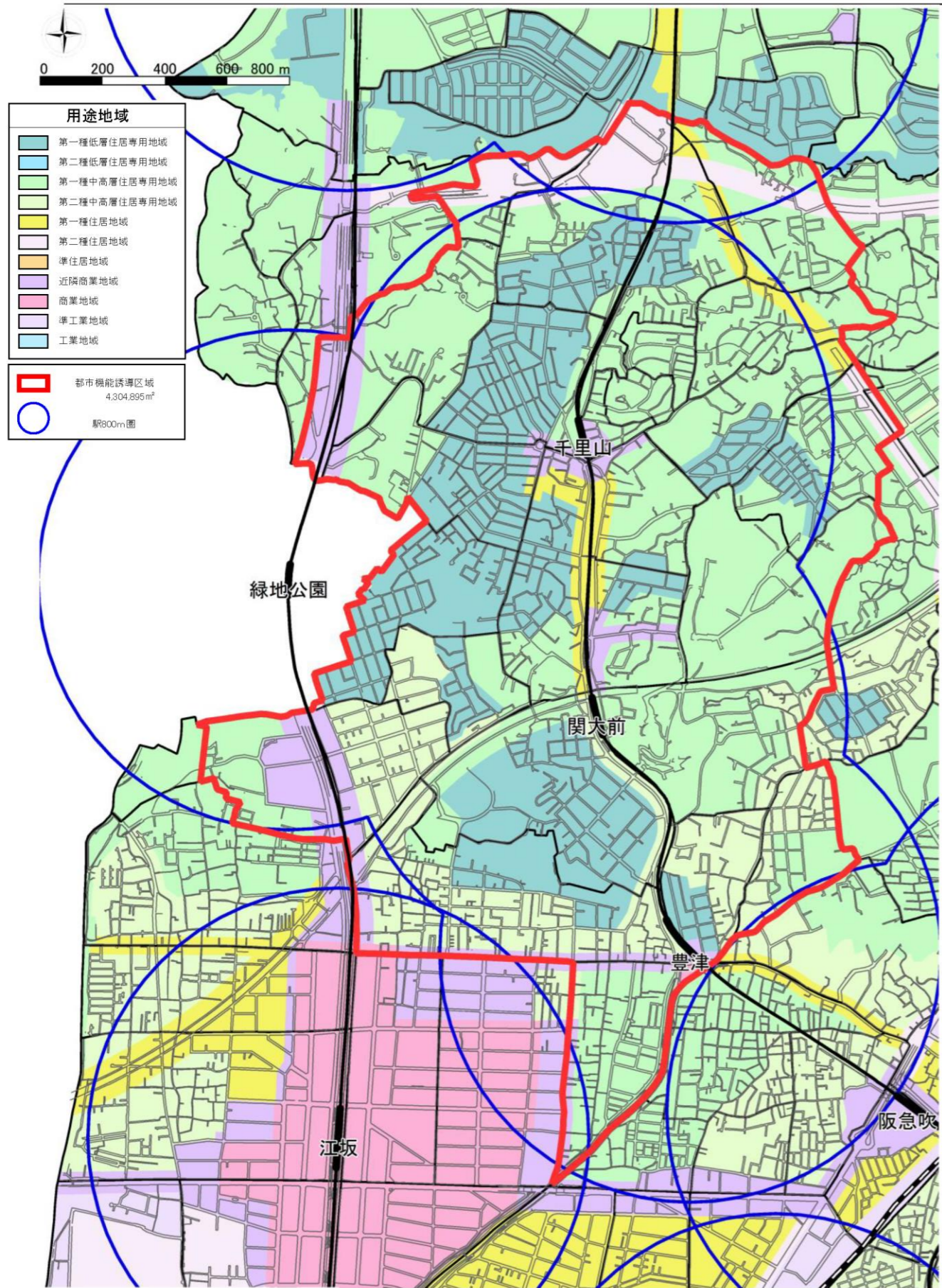
**②千里山・関大前・豊津区域****■区域の現状等**

本区域は、阪急千里線の千里山駅・関大前駅・豊津駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、駅周辺にも住居系用途地域を指定するなど、住宅を中心とした土地利用が行われています。

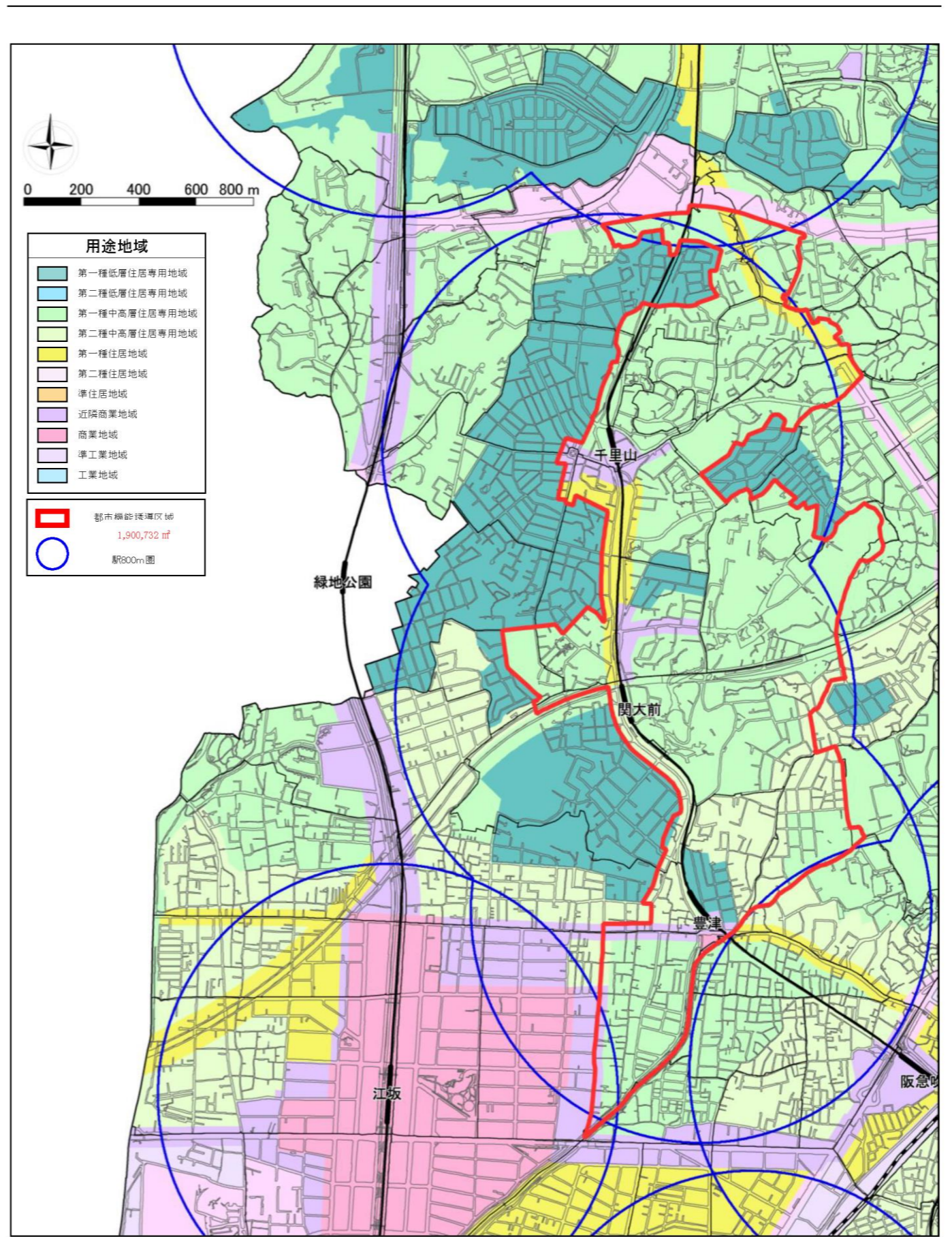
このような土地利用の中でも各種都市機能を備えており、区域内の市民の生活を支えています。また近年は、特に千里山駅周辺において、新しく大規模な共同住宅が建設されています。



■都市機能誘導区域図 (②千里山・関大前・豊津・緑地公園区域)



■都市機能誘導区域図 (②千里山・関大前・豊津区域)



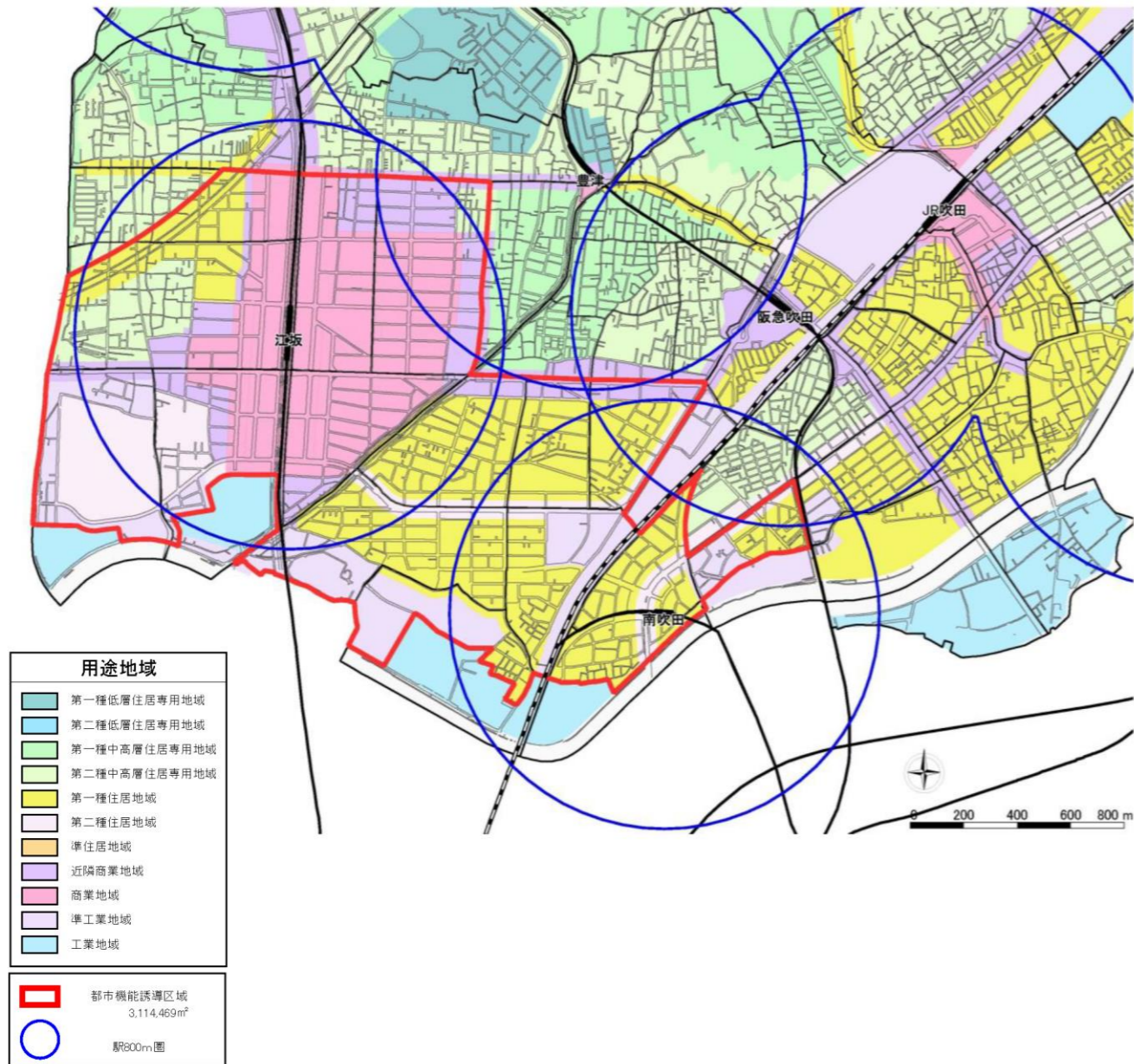


### ③江坂・南吹田駅区域

#### ■区域の現状等

本区域は、北大阪急行線・大阪市営地下鉄御堂筋線の江坂駅、及び整備が進められている南吹田駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、江坂駅を中心としたにぎわいのある商業・業務系土地利用と、南吹田地域の住宅系の土地利用により構成されています。

#### ■都市機能誘導区域図（③江坂・南吹田駅区域）

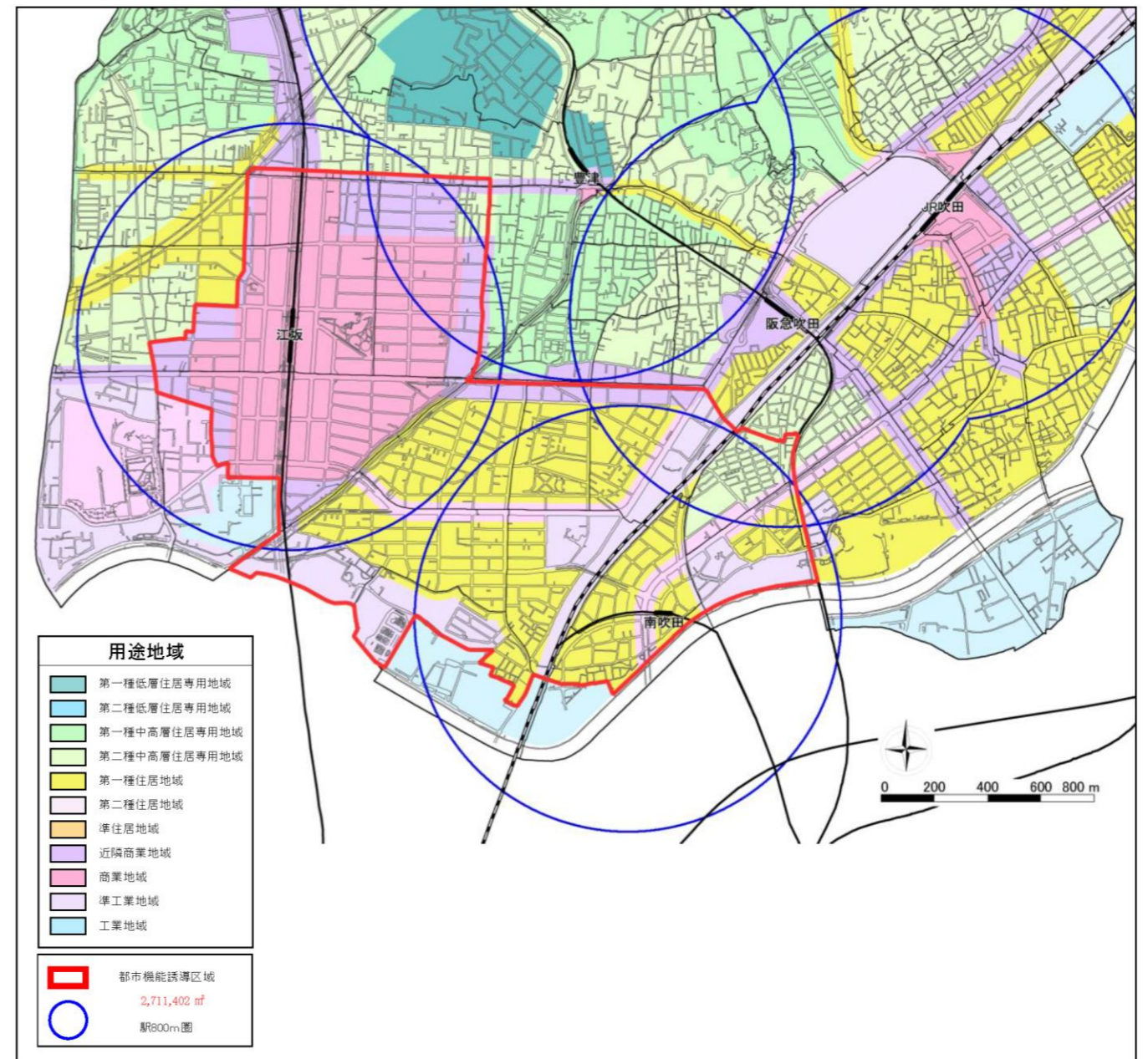


### ③江坂・南吹田区域

#### ■区域の現状等

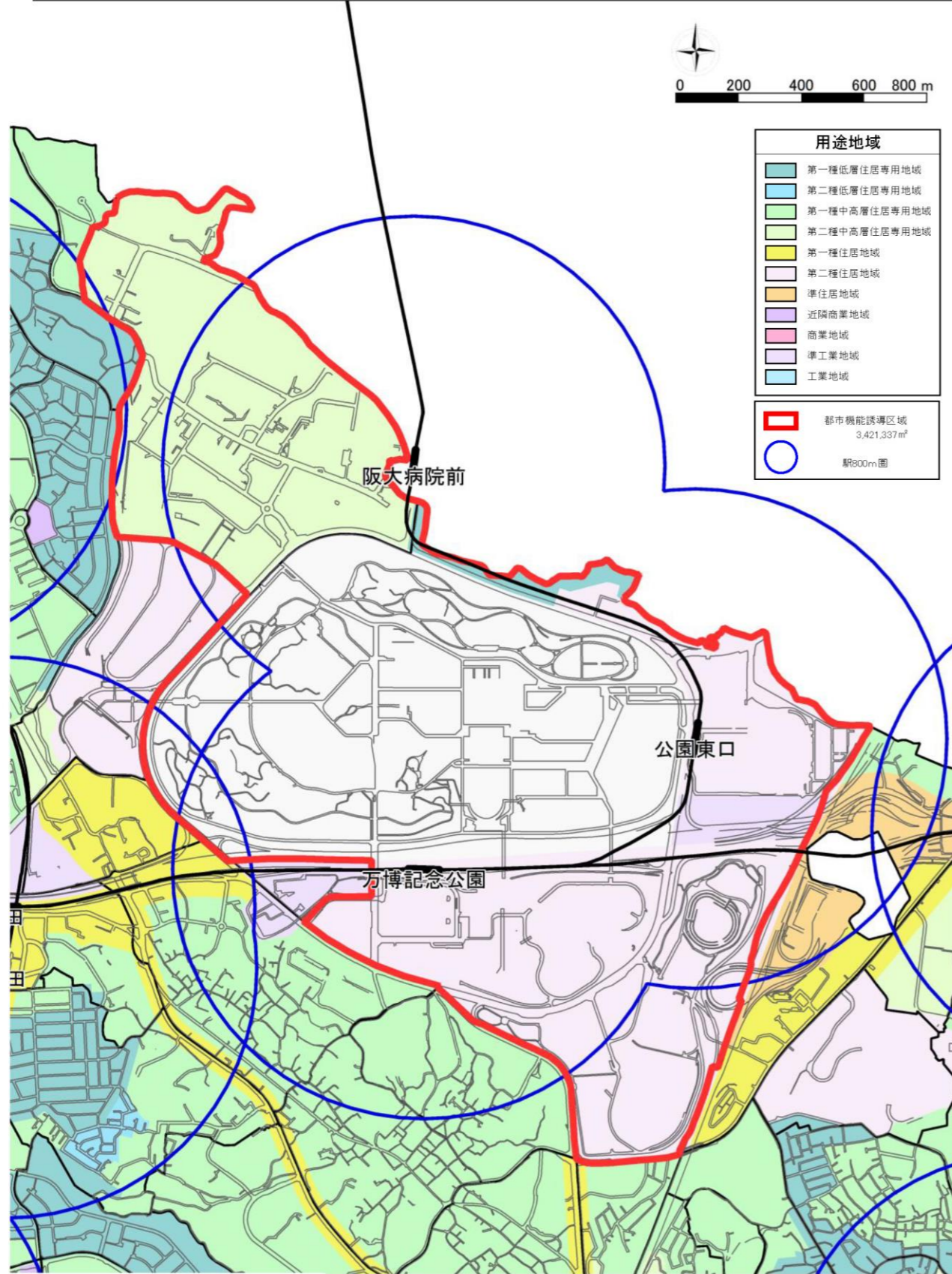
本区域は、北大阪急行線・大阪市営地下鉄御堂筋線の江坂駅、**JR おおさか東線**の南吹田駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、江坂駅を中心としたにぎわいのある商業・業務系土地利用と、南吹田地域の住宅系の土地利用により構成されています。

#### ■都市機能誘導区域図（③江坂・南吹田区域）

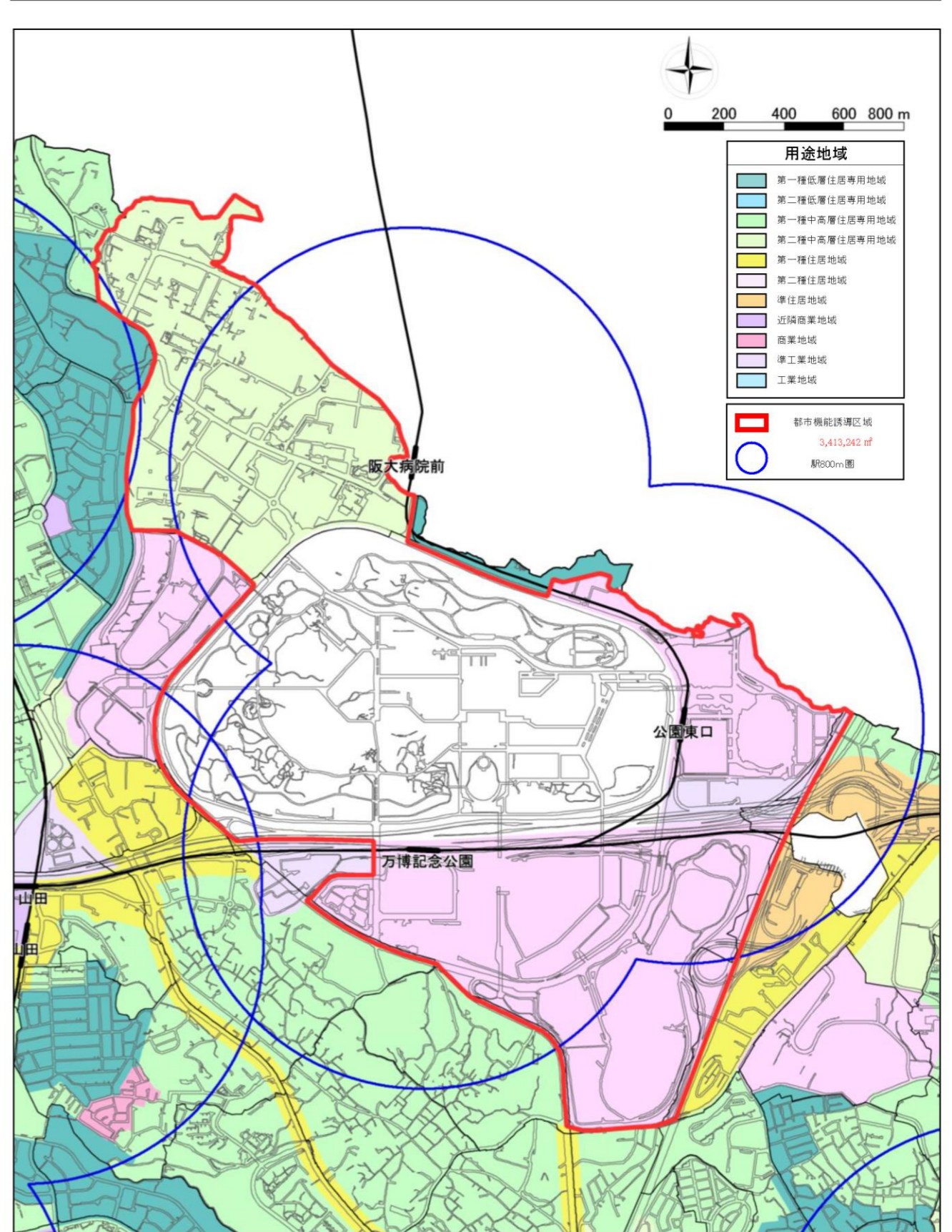




■都市機能誘導区域図（④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域）



■都市機能誘導区域図（④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域）





**⑤宇野辺・千里丘区域****■区域の現状等**

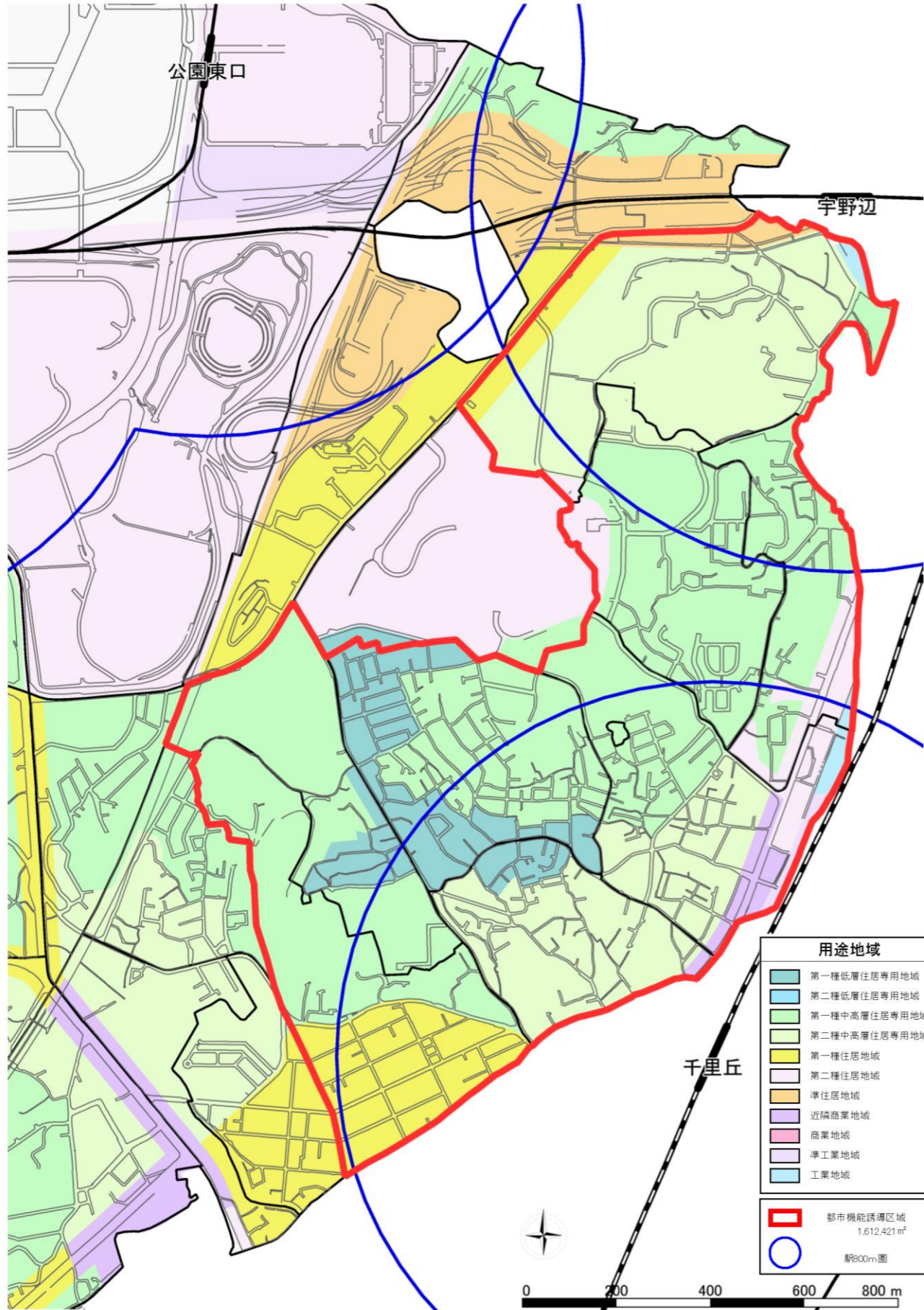
本区域は、JR 東海道本線の千里丘駅及び大阪モノレールの宇野辺駅からの徒歩圏を基本とする区域です。かつて、企業等の寮やグラウンド等の厚生施設が多くありましたが、近年は、新しく大規模な共同住宅が建設されるなど、住宅への転換が進んでいます。その結果、多くの子育て世代が流入していると考えられます。

**⑤千里丘区域****■区域の現状等**

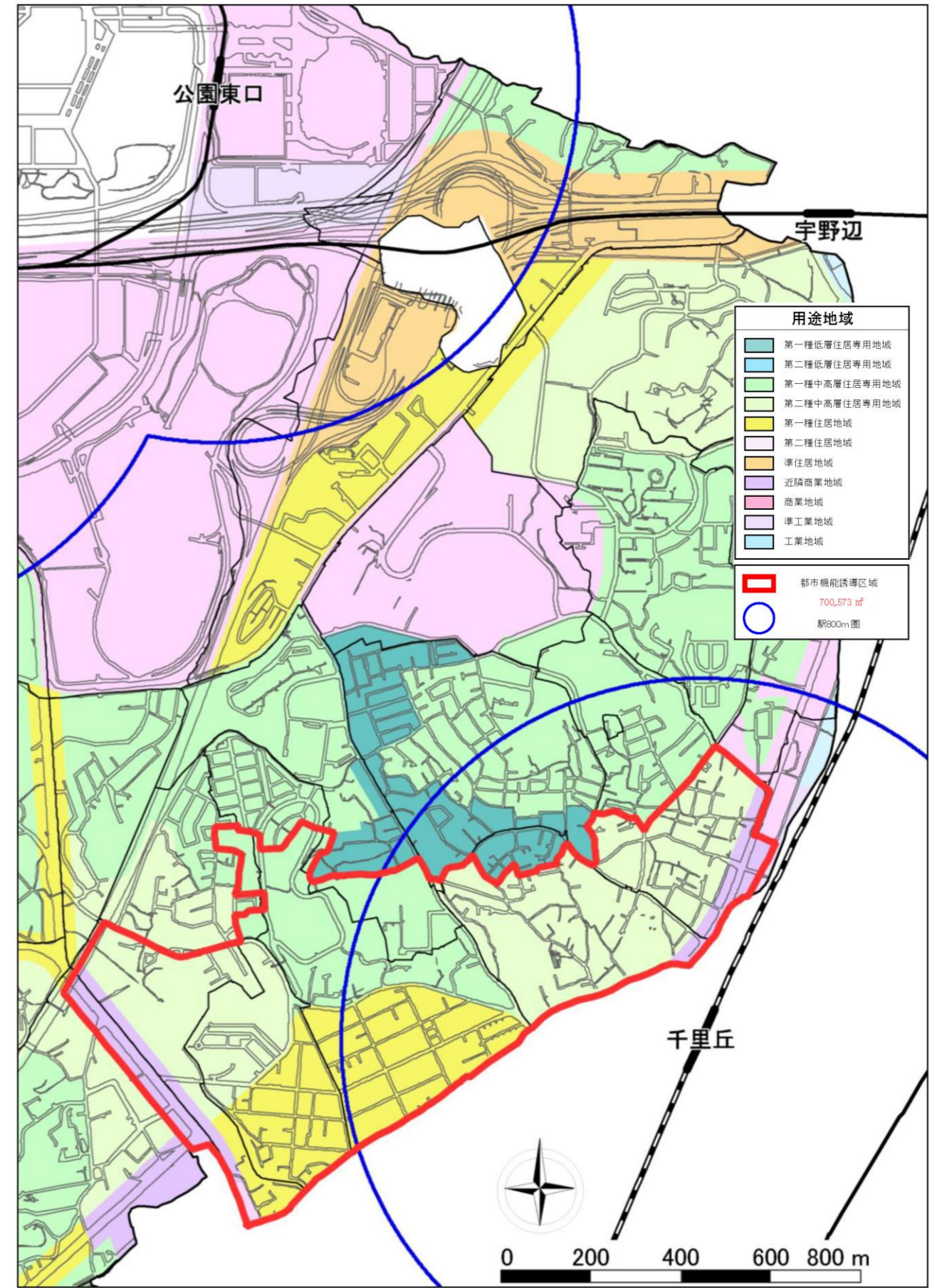
本区域は、JR 東海道本線の千里丘駅からの徒歩圏を基本とする区域です。かつて、企業等の寮やグラウンド等の厚生施設が多くありましたが、近年は、新しく大規模な共同住宅が建設されるなど、住宅への転換が進んでいます。その結果、多くの子育て世代が流入していると考えられます。



■都市機能誘導区域図 (⑤宇野辺・千里丘区域)



■都市機能誘導区域図 (⑤千里丘区域)





## ⑥ JR 岸辺・正雀区域

### ■ 区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の岸辺駅及び阪急京都線の正雀駅からの徒歩圏を基本とする区域です。住居・工業等の土地利用が混在していますが、JR 岸辺駅北側の北大阪健康医療都市（健都）では、土地利用転換が進められ、国際級の複合医療産業拠点の形成と市民の健康寿命延伸に資する健康・医療のまちづくりを推進するため、医療機関をコアとした拠点整備に取り組んでいます。

### ■ 都市機能に関する特長と課題

#### ◆ 医療施設

北大阪健康医療都市（健都）に、高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を整備し、市域を越えた健康・医療のまちづくりを進めています。

#### ◆ 文化・教育、学術・研究施設

区域内に、大阪学院大学が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、高度な学術・研究を進めています。

本市における都市機能誘導区域のうち、唯一図書館を有しない区域となっていますが、北大阪健康医療都市（健都）において（仮称）健都ライブラリーの整備が計画されています。

### ■ 都市機能の誘導によりめざす方向

北大阪健康医療都市（健都）に、高度医療機関をはじめ健康・医療に関連する様々な施設を誘導し、これらの施設が「健康・医療」をキーワードとして、有機的に連携し、効果的な取組が展開されることにより、北大阪健康医療都市（健都）ならではの先駆的な健康づくりや生きがいつくりの創出により市民の健康寿命の延伸をめざします。

### ■ 誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 特定機能病院（国立循環器病研究センター\*\*）
  - 地域の中核病院（市立吹田市民病院\*\*）
  - 大学（大阪学院大学\*）
  - 図書館（（仮称）健都ライブラリー\*\*）
- （ ）内は参考として記載（\*既存施設、\*\*建設予定の施設）

## ⑥ JR 岸辺区域

### ■ 区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の岸辺駅からの徒歩圏を基本とする区域です。住居・工業等の土地利用が混在していますが、JR 岸辺駅北側の北大阪健康医療都市（健都）では、国際級の複合医療産業拠点の形成と市民の健康寿命延伸に資する健康・医療のまちづくりを推進するための医療機関をコアとした拠点が整備されています。

### ■ 都市機能に関する特長と課題

#### ◆ 医療施設

北大阪健康医療都市（健都）に、高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を整備し、市域を越えた健康・医療のまちづくりを進めています。

#### ◆ 文化・教育、学術・研究施設

区域内に、大阪学院大学が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、高度な学術・研究を進めています。

本市における都市機能誘導区域のうち、唯一図書館を有しない区域となりましたが、北大阪健康医療都市（健都）において健都ライブラリーが整備されています。

### ■ 都市機能の誘導によりめざす方向

北大阪健康医療都市（健都）に、高度医療機関をはじめ健康・医療に関連する様々な施設を誘導し、これらの施設が「健康・医療」をキーワードとして、有機的に連携し、効果的な取組が展開されることにより、北大阪健康医療都市（健都）ならではの先駆的な健康づくりや生きがいつくりの創出により市民の健康寿命の延伸をめざします。

### ■ 誘導施設

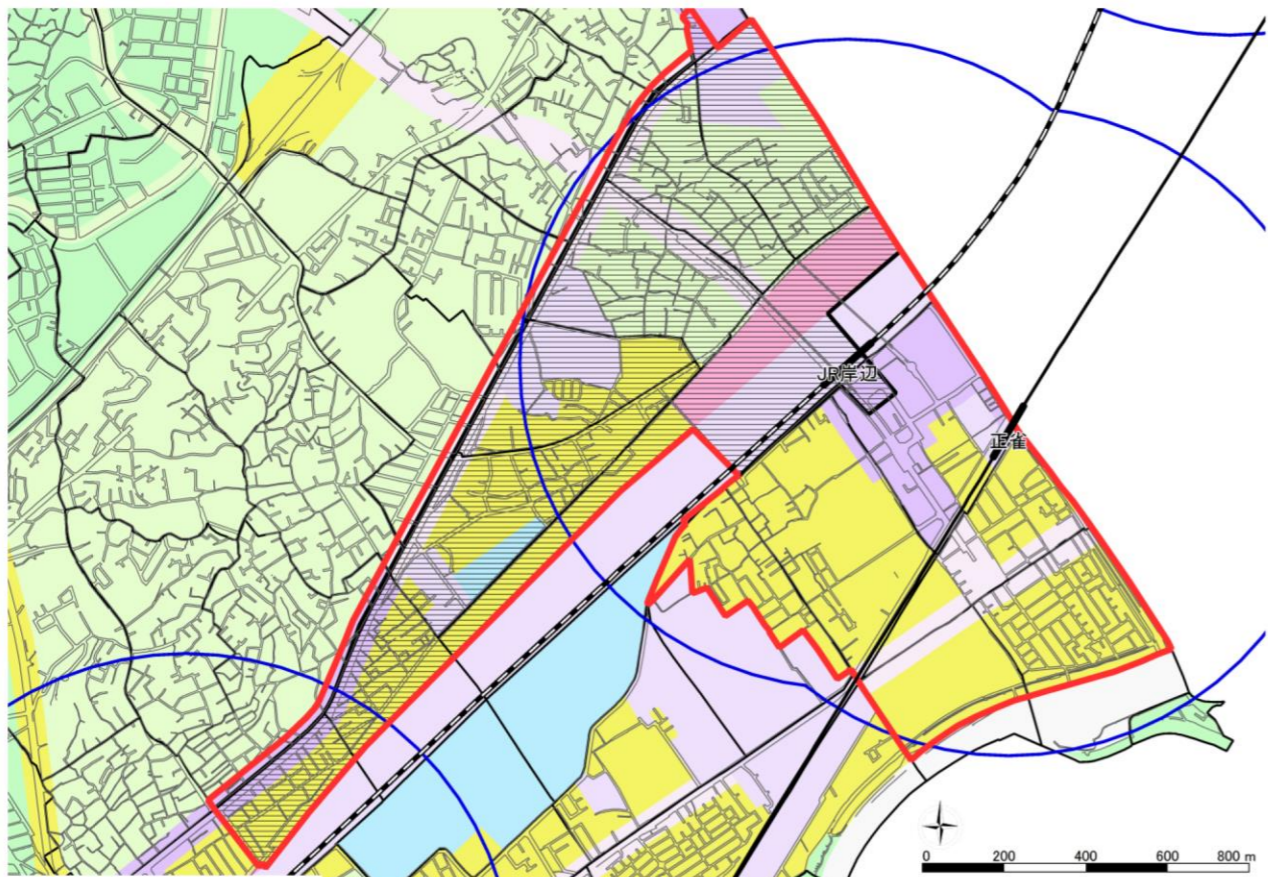
以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 特定機能病院（国立循環器病研究センター\*）
- 地域の中核病院（市立吹田市民病院\*）
- 大学（大阪学院大学\*）
- 図書館（健都ライブラリー\*）

（ ）内は参考として記載（\*既存施設、\*\*建設予定の施設）



■都市機能誘導区域図 (⑥ JR 岸边・正雀区域)

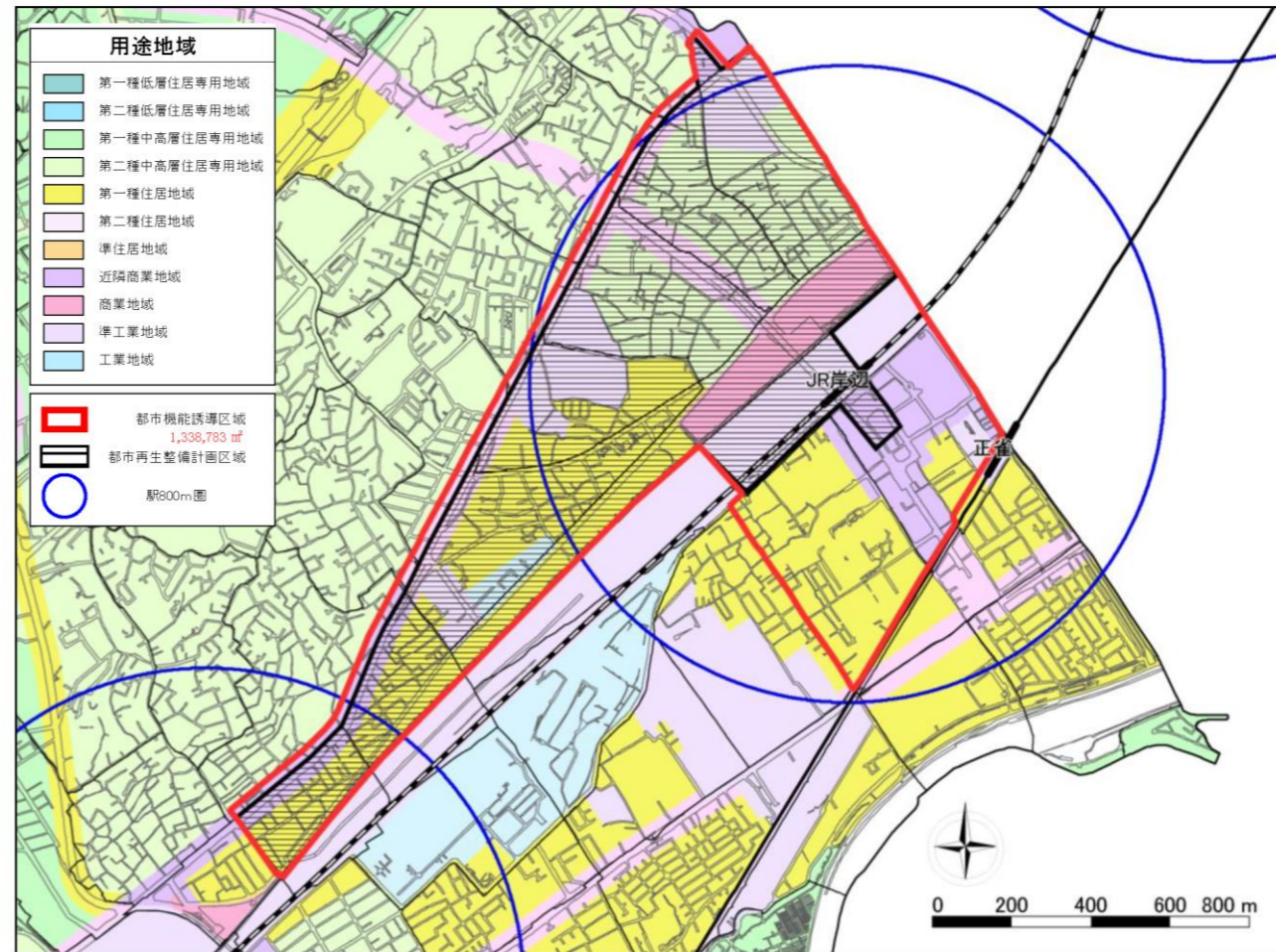


用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

	都市機能誘導区域 1,725,832 m <sup>2</sup>
	都市再生整備計画区域
	駅800m圏

■都市機能誘導区域図 (⑥ JR 岸边区域)



用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

	都市機能誘導区域 1,338,783 m <sup>2</sup>
	都市再生整備計画区域
	駅800m圏



## ⑦ J R 吹田・阪急吹田・相川区域

## ■ 区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の吹田駅、阪急千里線の吹田駅及び阪急京都線の相川駅からの徒歩圏を基本とする区域です。阪急吹田駅周辺は、市役所やメイシアター等、全市民の生活を支える重要な公共施設が集積しており、本市のシビックゾーンが形成されています。また、JR 吹田駅周辺では、各種商業施設が集積した拠点が形成されています。この地域は古くから本市の中心として発展してきた地域であり、近年、新たに大学が開設されるなど、新しいにぎわいも生まれつつあります。

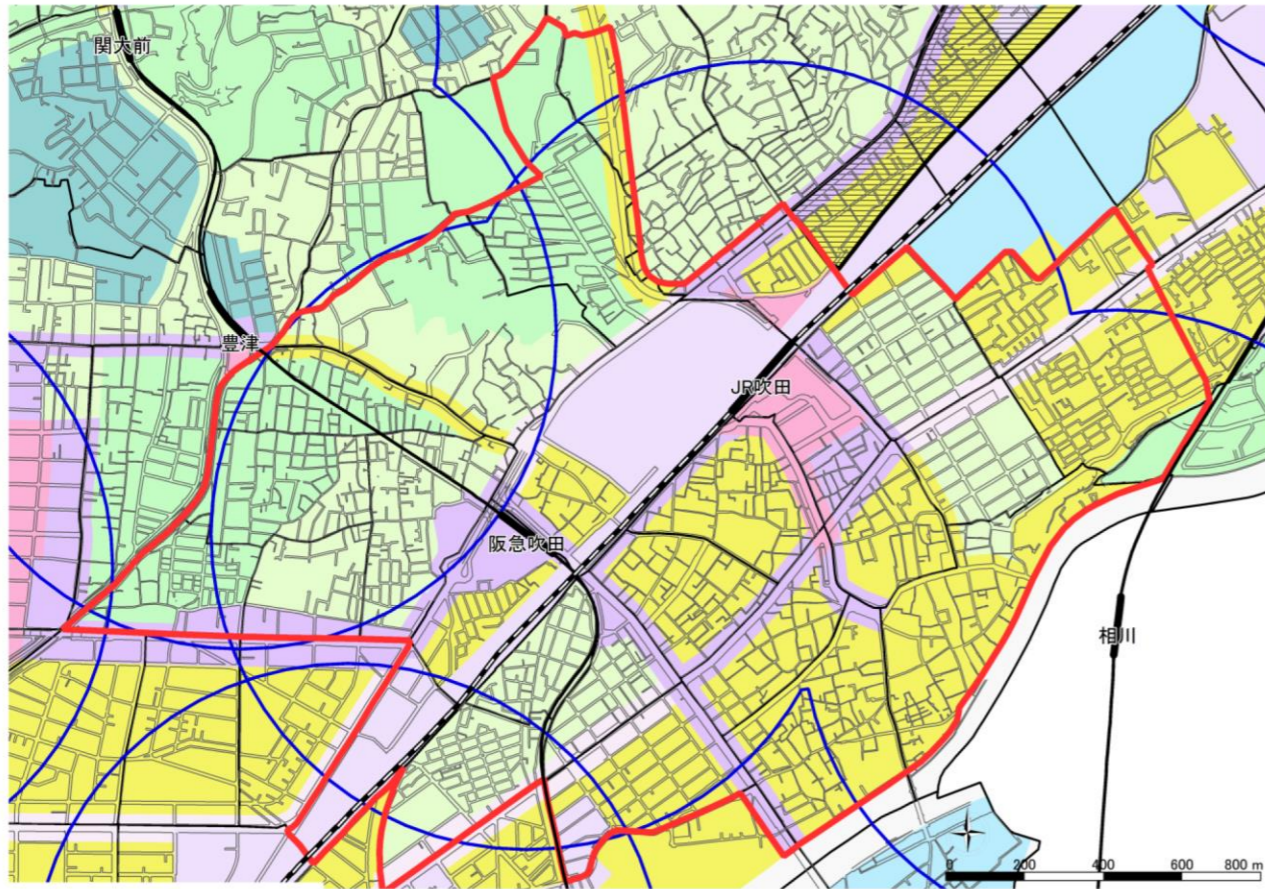
## ⑦ JR 吹田・阪急吹田区域

## ■ 区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の吹田駅、阪急千里線の吹田駅からの徒歩圏を基本とする区域です。阪急吹田駅周辺は、市役所やメイシアター等、全市民の生活を支える重要な公共施設が集積しており、本市のシビックゾーンが形成されています。また、JR 吹田駅周辺では、各種商業施設が集積した拠点が形成されています。この地域は古くから本市の中心として発展してきた地域であり、近年、新たに大学が開設されるなど、新しいにぎわいも生まれつつあります。



■都市機能誘導区域図 (⑦JR吹田・阪急吹田・相川区域)

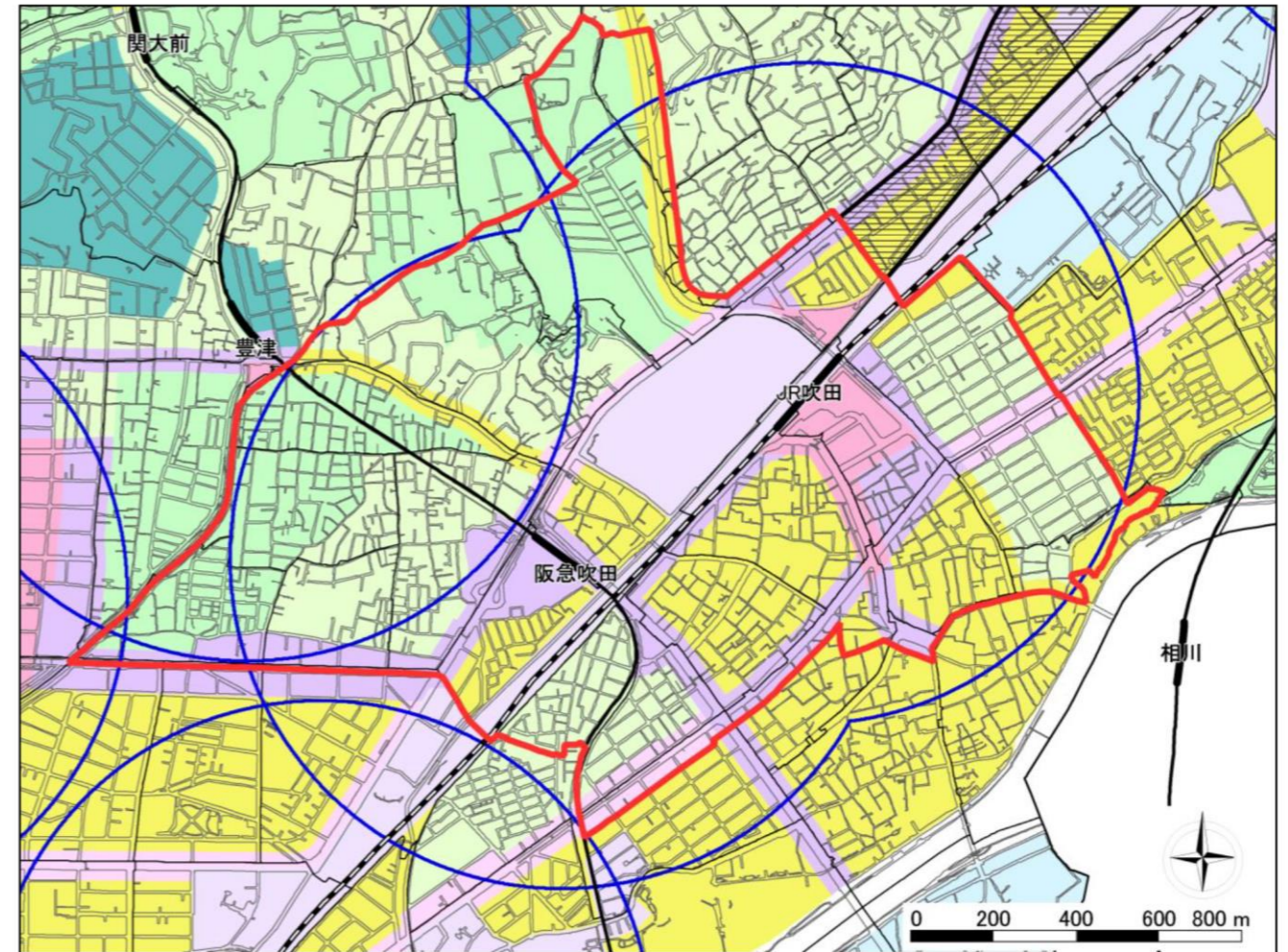


用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

	都市機能誘導区域 3,154,980㎡
	駅800m圏

■都市機能誘導区域図 (⑦JR吹田・阪急吹田区域)



用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

	都市機能誘導区域 2,268,491 ㎡
	駅800m圏



### 3) 都市機能誘導と良好な居住環境の両立

良好な居住環境確保の観点から、不特定多数の人の利用が想定される施設については、居住環境に配慮し、実際の立地の際には、地元との協議・調整等を実施する必要があります。

100

### 3) 都市機能誘導と良好な居住環境の両立

良好な居住環境確保の観点から、不特定多数の人の利用が想定される施設については、居住環境に配慮し、実際の立地の際には、地元との協議・調整等を実施する必要があります。

### 4) 都市の環境性能の向上

本市は、地球温暖化やヒートアイランド現象への対応などの環境を基盤とした持続可能なまちづくりを進めていることから、都市機能の誘導にあたっては、誘導する都市機能に関連する施設において、都市の環境性能の向上に資する環境配慮がなされている必要があります。

136

#### ■ 各種計画をもとに市街地整備とあわせた誘導施設の立地促進

- ・都市再構築戦略事業や都市機能立地支援事業等を活用し、吹田市図書館基本構想、吹田市子ども・子育て支援事業計画など各種計画をもとに、誘導施設の立地を促進します。

101

#### ■ 各種計画をもとに市街地整備とあわせた誘導施設の立地促進

- ・都市構造再編集中支援事業等を活用し、吹田市図書館基本構想、吹田市子ども・子育て支援事業計画など各種計画をもとに、誘導施設の立地を促進します。

なお、都市構造再編集中支援事業の活用にあたっては、具体的な整備事業ごとに都市再生整備計画を作成し、本市ホームページ内の吹田市立地適正化計画のページにおいて、掲載することで公表します。

令和4年（2022年）3月時点において、取組を進めている事業（事業実施予定を含む）及び整備済みの事業については、以下のとおりです（詳細は、ホームページをご参照ください）。

#### <取組を進めている事業>

- ・都市再生整備計画（北千里小学校跡地周辺地区）  
（図書館・児童館をコア施設とする保育・子育て拠点のまちづくり）

#### <整備済みの事業>

- ・都市再生整備計画（吹田操車場跡地地区）  
（北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり）

#### 関連する SDGs の目標



137



■ 公的不動産の有効活用

- ・公共施設の複合化等で生み出された土地・建物に都市機能を誘導するなど、公的不動産の有効活用を検討します。

■ 既存の誘導施設の維持

- ・既存施設の一つである大学については、各大学と締結している連携協定に沿って連携協力を推進します。

■ 税の優遇措置

- ・地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用し、税の優遇措置を講じます。

■ 公的不動産の有効活用

- ・公共施設の複合化等で生み出された土地・建物に都市機能を誘導するなど、公的不動産の有効活用を検討します。

関連する SDGs の目標



■ 既存の誘導施設の維持

- ・既存施設の一つである大学については、各大学と締結している連携協定に沿って連携協力を推進します。

関連する SDGs の目標



■ 税の優遇措置

- ・地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用し、税の優遇措置を講じます。

関連する SDGs の目標



7.1 進捗管理

目標年次である平成 47 年（2035 年）までの間、計画における施策が適切に実施されているかを定期的に分析・評価することが重要です。国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」において、立地適正化計画の施策や誘導方針から期待される効果に対して目標値を設定し、おおむね 5 年ごとに施策の達成状況を客観的かつ定量的に評価することとされています。その評価結果を踏まえ、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。

7.1 進捗管理

目標年次である令和 17 年（2035 年）までの間、計画における施策が適切に実施されているかを定期的に分析・評価することが重要です。国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」において、立地適正化計画の施策や誘導方針から期待される効果に対して目標値を設定し、おおむね 5 年ごとに施策の達成状況を客観的かつ定量的に評価することとされています。その評価結果を踏まえ、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。

表 7.1 ターゲット I の評価指標

項目	設定理由	現状	10 年後目標 (平成 39 年度) (2027 年度)
----	------	----	------------------------------------

表 7.1 ターゲット I の評価指標

項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
----	------	----	-----------------------------------

表 7.2 ターゲット II の評価指標

項目	設定理由	現状	10 年後目標 (平成 39 年度) (2027 年度)
----	------	----	------------------------------------

表 7.2 ターゲット II の評価指標

項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
----	------	----	-----------------------------------

表 7.3 ターゲット III の評価指標

項目	設定理由	現状	10 年後目標 (平成 39 年度) (2027 年度)
----	------	----	------------------------------------

表 7.3 ターゲット III の評価指標

項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
----	------	----	-----------------------------------



表7.4 計画全体の評価指標

	項目	設定理由	現状	10年後目標 (平成39年度) (2027年度)
--	----	------	----	--------------------------------

## 用語一覧

## 【あ行】

## アメニティ \*15 (P12)

都市の生活における快適性や良好な環境のこと。

## 医療クラスター \*14 (P11,83,101)

医療に関連する企業や研究機関、病院などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力しながら新たなイノベーション（技術革新）を産み出す場所。クラスターとは、「（ブドウなどの）房」「群れ」などを意味する。

## インフラ \*11 (P9,101)

インフラストラクチャーの略称で、道路、鉄道、下水道、港湾施設など、都市を支える社会基盤。

## 上町断層帯地震 \*39 (P61,62,63,65)

大阪平野を南北に縦断する上町断層帯で発生する可能性があると言われていた地震。本市にも大きな影響を与えると予測されている。

## 液状化 \*40 (P62,63)

地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表構造物の沈み込みなどが発生する現象。埋立地などで発生しやすい。

## おおさか東線 \*18 (P12,26,71,79,83,84,85,90,91)

新大阪駅から久宝寺駅に至る大阪東部を南北に結ぶ約 20.3km の鉄道の新路線の名称。建設主体は大阪外環状鉄道株式会社。平成 20 年（2008 年）3 月に南区間（放出駅～久宝寺駅間）が開業しており、平成 30 年度（2018 年度）末に全線開業予定。

## 【か行】

## 海溝型地震 \*42 (P 63)

海側のプレートと大陸側のプレートの境界面で、プレートがずれることにより発生する地震。関東地震（大正 12 年（1923 年））やスマトラ沖地震（平成 16 年（2004 年））、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年（2011 年））などが代表される。

表7.4 計画全体の評価指標

	項目	設定理由	現状	10年後目標 (令和9年度) (2027年度)
--	----	------	----	-------------------------------

## 用語一覧

## 【あ行】

## アメニティ \*15 (P14)

都市の生活における快適性や良好な環境のこと。

## 医療クラスター \*14 (P13,117)

医療に関連する企業や研究機関、病院などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力しながら新たなイノベーション（技術革新）を産み出す場所。クラスターとは、「（ブドウなどの）房」「群れ」などを意味する。

## インフラ \*11 (P5,11)

インフラストラクチャーの略称で、道路、鉄道、下水道、港湾施設など、都市を支える社会基盤。

## 上町断層帯地震 \*39 (P63,64,65,67)

大阪平野を南北に縦断する上町断層帯で発生する可能性があると言われていた地震。本市にも大きな影響を与えると予測されている。

## 液状化 \*40 (P64, 65)

地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表構造物の沈み込みなどが発生する現象。埋立地などで発生しやすい。

## おおさか東線 \*18 (P14,126)

新大阪駅から久宝寺駅に至る大阪東部を南北に結ぶ約 20.3km の鉄道の新路線の名称。建設主体は大阪外環状鉄道株式会社。平成 30 年度（2018 年度）末に全線開業。

## 【か行】

## 海溝型地震 \*42 (P65)

海側のプレートと大陸側のプレートの境界面で、プレートがずれることにより発生する地震。関東地震（大正 12 年（1923 年））やスマトラ沖地震（平成 16 年（2004 年））、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年（2011 年））などが代表される。



**北大阪健康医療都市（健都） \*29 (P36,37,48,50,66,77,80,81,83,96,101,107)**

吹田操車場跡地において、健康・医療のまちづくりが進められている地区の名称。平成 30 年度（2018 年度）に予定されている国立循環器病研究センターや市立吹田市民病院の移転建て替えを控え、国立循環器病研究センターを中心とする医療クラスターの形成に向け、基盤整備が進められている。

**急性期医療 \*30 (P36)**

病気が発症し、症状が激しい期間に提供する医療。

**北大阪健康医療都市（健都） \*29 (P38,39,50,52,68,79,114,115,117,132,143)**

吹田操車場跡地において、健康・医療のまちづくりが進められている地区の名称。平成 30 年（2018 年）12 月に移転した市立吹田市民病院に加え、医療・健康関連分野の企業・研究機関等の誘致などを通じて、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成を目指している。

**急性期医療 \*30 (P38)**

病気が発症し、症状が激しい期間に提供する医療。

**健康寿命 \*8 (P3,36,37,66,80,96,106,107)**

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、厚生労働省によると、平成 28 年（2016 年）の日本人の平均寿命は、男性 80.98 歳、女性 87.14 歳で、健康寿命は、男性 72.14 歳、女性 74.79 歳とされている。

また、本市での算出方法は日常生活動作が自立している期間の平均としている。

**交通結節機能 \*16 (P12)**

複数の交通手段の乗り換えや乗り継ぎを行う、交通結節点としての機能。

**交通政策 \*4 (P 2)**

交通利便性の向上や安心・安全な交通基盤づくりなど、よりよい交通社会の実現のために、政府や地方自治体が行う施策。

**交通政策基本計画 \*3 (P2,72)**

交通政策基本法により提示されている交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めた計画。

**高齢化率 \*23 (P 22,23,65)**

65 歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合。

**国土強靱化 \*5 (P2)**

国土が強さとしなやかさを持ち、災害や事故などにより致命的な被害を被らず、速やかに回復できる状態とする施策。

**国土軸 \*7 (P3)**

国土づくりの方向に沿った形で国土の縦断方向に長く連なる軸状の圏域のこと。国土交通省は、「21 世紀の国土のグランドデザイン」において「北東国土軸」、「日本海国土軸」、「太平洋新国土軸」、「西日本国土軸」の 4 つの国土軸を示し、複数の国土軸が相互に連携する多軸型の国土構造をめざすとしている。

**健康寿命 \*8 (P3,38,39,68,114,132,143)**

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、厚生労働省によると、平成 28 年（2016 年）の日本人の平均寿命は、男性 80.98 歳、女性 87.14 歳で、健康寿命は、男性 72.14 歳、女性 74.79 歳とされている。

また、本市での算出方法は日常生活動作が自立している期間の平均としている。

**交通結節機能 \*16 (P14)**

複数の交通手段の乗り換えや乗り継ぎを行う、交通結節点としての機能。

**交通政策 \*4 (P2)**

交通利便性の向上や安心・安全な交通基盤づくりなど、よりよい交通社会の実現のために、政府や地方自治体が行う施策。

**交通政策基本計画 \*3 (P2,74)**

交通政策基本法により提示されている交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めた計画。

**高齢化率 \*23 (P24,25,67)**

65 歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合。

**国土強靱化 \*5 (P2)**

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していこうとする施策。

**国土軸 \*7 (P3)**

国土づくりの方向に沿った形で国土の縦断方向に長く連なる軸状の圏域のこと。国土交通省は、「21 世紀の国土のグランドデザイン」において「北東国土軸」、「日本海国土軸」、「太平洋新国土軸」、「西日本国土軸」の 4 つの国土軸を示し、複数の国土軸が相互に連携する多軸型の国土構造をめざすとしている。



**国立高度専門医療研究センター \*28 (P35)**

国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの総称。

**【さ行】****三次救急医療機関 \*26 (P34)**

心筋梗塞や脳卒中、頭部の外傷など、複数の診療科にまたがる重度の疾患や外傷を受け入れる高度な診療機能を持つ医療機関。

**市街化区域 \*19 (P14,71)**

既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**国立高度専門医療研究センター \*28 (P37)**

国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの総称。

**【さ行】****三次救急医療機関 \*26 (P36)**

心筋梗塞や脳卒中、頭部の外傷など、複数の診療科にまたがる重度の疾患や外傷を受け入れる高度な診療機能を持つ医療機関。

**市街化区域 \*19 (P16,73)**

既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**シビックゾーン \*13 (P11,83,98)**

市役所などの公共施設が集積し、市民生活において中心的な機能を持っている地区のこと。阪急吹田駅周辺には、本市の行政機能の中心である「市役所本庁舎」や、文化振興の拠点施設である「文化会館（メイシアター）」のほか、「中央図書館」、「総合福祉会館」、「保健センター」、「吹田保健所」、「吹田簡易裁判所」などが立地しており、シビックゾーンとしての性格を持っている。

**小規模保育事業所 \*33 (P40,45)**

満 3 歳未満の児童を対象とし、定員 6 人から 19 人を対象に保育を行い、認可保育所の人員配置より 1 人多く配置する必要がある事業を行う施設。

**吹田市第 4 次総合計画 \*22 (P21)**

平成 31 年度（2019 年度）～平成 40 年度（2028 年度）までの 10 年間を計画期間として、現在策定に向けて取り組んでいる総合計画。総合計画とは、市の最上位計画として策定される行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画。

**吹田市地域公共交通総合連携計画 \*45 (P72)**

吹田市における公共交通の利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの提供を目的とし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて平成 22 年（2010 年）に策定された計画。

**シビックゾーン \*13 (P13,117,134)**

市役所などの公共施設が集積し、市民生活において中心的な機能を持っている地区のこと。阪急吹田駅周辺には、本市の行政機能の中心である「市役所本庁舎」や、文化振興の拠点施設である「文化会館（メイシアター）」のほか、「中央図書館」、「総合福祉会館」、「保健センター」、「吹田保健所」、「吹田簡易裁判所」などが立地しており、シビックゾーンとしての性格を持っている。

**小規模保育事業所 \*33 (P42,47)**

満 3 歳未満の児童を対象とし、定員 6 人から 19 人を対象に保育を行い、認可保育所の人員配置より 1 人多く配置する必要がある事業を行う施設。

**吹田市第 4 次総合計画 \*22 (P23,24)**

**令和元年度（2019 年度）～令和 10 年度（2028 年度）までの 10 年間を計画期間とした、本市のめざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するための 10 年間の指針。市の最上位計画として策定。**

**吹田市公共交通維持・改善計画 \*45 (P74)**

吹田市において、**持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの実現**を目的とし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき**策定する計画（令和 3 年度（2021 年度）に策定予定）**。



**吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 \*9 (P4)**

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市における、将来の人口減少・少子高齢化に対応するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、今後の重点課題となる政策をとりまとめた計画。平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの 5 年間の計画期間とし、平成 28 年 (2016 年) に策定された。

**生物多様性 \*12 (P9)**

多様な生態系が存在している状態のこと。

**【た行】****待機児童 \*34 (P43,44,45,66,77,80,86,94,106,107)**

保育施設の利用資格があり、入所を希望しているにもかかわらず、保育施設の不足や定員が一杯で利用できない状態にある児童。

**ターミナル \*17 (P12)**

交通手段の乗り換え等が行われ、人や物の移動の拠点となる場所。

**地方創生 \*6 (P2)**

人口減少や東京への一極集中などの課題に取り組み、地方の活力を高めることを目的とした政策。

**通所系サービス \*31 (P38,39,66,81)**

本計画では、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の 4 種類の指定介護サービスを指す。

**DID \*24 (P24,71,72)**

人口集中地区のこと。国勢調査基本単位区（基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区）を基礎単位として、原則、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

**特定機能病院 \*27 (P35,36,80,83,84,85,96,107)**

高度医療の提供、高度医療技術の開発・強化、高度医療に関する研修などを役割とする医療機関。

**都市計画基礎調査 \*21 (P15)**

人口、産業、土地利用、交通などの都市計画に関する種々の現況及び将来の見通しを定期的に把握することを目的に行われる基礎調査。

**吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 \*9 (P4)**

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市における、将来の人口減少・少子高齢化に対応するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、今後の重点課題となる政策をとりまとめた計画。平成 27 年度 (2015 年度) から令和 5 年度 (2023 年度) までの 9 年間の計画期間としている。

**生物多様性 \*12 (P11)**

多様な生態系が存在している状態のこと。

**【た行】****待機児童 \*34 (P43,45,46,46,47,68,79,114,122,130,143)**

保育施設の利用資格があり、入所を希望しているにもかかわらず、保育施設の不足や定員が一杯で利用できない状態にある児童。

**ターミナル \*17 (P14)**

交通手段の乗り換え等が行われ、人や物の移動の拠点となる場所。

**地方創生 \*6 (P2)**

人口減少や東京への一極集中などの課題に取り組み、地方の活力を高めることを目的とした政策。

**通所系サービス \*31 (P40,41,68,115)**

本計画では、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の 4 種類の指定介護サービスを指す。

**DID \*24 (P26,73,74)**

人口集中地区のこと。国勢調査基本単位区（基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区）を基礎単位として、原則、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

**特定機能病院 \*27 (P37,38,114,117,121,132,132,143)**

高度医療の提供、高度医療技術の開発・強化、高度医療に関する研修などを役割とする医療機関。

**都市計画基礎調査 \*21 (P17)**

人口、産業、土地利用、交通などの都市計画に関する種々の現況及び将来の見通しを定期的に把握することを目的に行われる基礎調査。



**都市計画区域 \*10 (P5)**

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

**都市計画マスタープラン \*2 (P1,4,5,7,71,72,78,83)**

市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。

**都市再生特別措置法 \*1 (P1,2)**

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るために制定された法律。

**土砂災害警戒区域 \*36 (P58,63,65,73,75,76)**

土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域の名称。

**土砂災害特別警戒区域 \*37 (P58,73,75,76)**

土砂災害警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域の名称。

113

**都市計画区域 \*10 (P7)**

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

**都市計画マスタープラン \*2 (P1,4,7,9,10,12,13,14,15,36,57,73,74,111,112,117)**

市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。

**都市再生特別措置法 \*1 (P1,2,138,139)**

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るために制定された法律。

**土砂災害警戒区域 \*36 (P60,65,67,75,77,82,102,103)**

土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域の名称。

**土砂災害特別警戒区域 \*37 (P60,75,77,81,82,102,103)**

土砂災害警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域の名称。

148

**【な行】****内陸直下型地震 \*38 (P61,75)**

内陸部の活断層や岩盤で発生する、比較的震源の浅い地震。兵庫県南部地震（平成 7 年（1995 年））や新潟県中越地震（平成 16 年（2004 年））などが代表される。

**南海トラフ巨大地震 \*43 (P63,65,75)**

南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震。西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。

113

**【な行】****内陸直下型地震 \*38 (P63,77)**

内陸部の活断層や岩盤で発生する、比較的震源の浅い地震。兵庫県南部地震（平成 7 年（1995 年））や新潟県中越地震（平成 16 年（2004 年））などが代表される。

**南海トラフ巨大地震 \*43 (P65,67,77)**

南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震。西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。

148

**認定こども園 \*32 (P40,45,80,83,84,85,86,88,90,94)**

幼稚園と同じ 4 時間程度の学校教育と保育を必要とする子どもに 8～11 時間程度の保育（教育時間を含む）を行う施設。

114

**認定こども園 \*32 (P42,47,114,117,121,122,124,126,130)**

幼稚園と同じ 4 時間程度の学校教育と保育を必要とする子どもに 8～11 時間程度の保育（教育時間を含む）を行う施設。

148



## 【は行】

## パーソントリップ調査 \*25 (P30,54)

人の移動に関して、移動者の属性や目的、手段等を調べ、交通機関の実態を把握することを目的に行われる調査。

## PL値 \*41 (P62)

液状化の危険度を表す指標。PL値が5以上で、液状化危険度が高いとされる。

## 奉仕圏 \*35 (P48,49,50,66)

図書館がサービスを提供する上で受け持つ地域。中央図書館は半径1,500m、分室は半径700m、その他は半径1,000mの範囲。

## 【ま行】

## 民生費 \*44 (P64,65)

高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉等の福祉関連に支出される費用。

## 【や行】

## 用途地域 \*20 (P14,20,71,75,79,88)

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。12種類あり、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が定められている。

## 吹田市立地適正化計画（改定版）

平成30年（2018年）3月 発行

平成31年（2019年）3月 変更

吹田市 都市計画部 計画調整室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231（代表）

全体

ヘッダ・フッタ・見出し・本文のフォント、単頁レイアウト

## 【は行】

## パーソントリップ調査 \*25 (P32,56)

人の移動に関して、移動者の属性や目的、手段等を調べ、交通機関の実態を把握することを目的に行われる調査。

## PL値 \*41 (P64)

液状化の危険度を表す指標。PL値が5以上で、液状化危険度が高いとされる。

## 奉仕圏 \*35 (P50,51,52,68)

図書館がサービスを提供する上で受け持つ地域。中央図書館は半径1,500m、分室は半径700m、その他は半径1,000mの範囲。

## 【ま行】

## 民生費 \*44 (P66,67)

高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉等の福祉関連に支出される費用。

## 【や行】

## 用途地域 \*20 (P16,22,73,77,113,124)

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。13種類あり、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が定められている。

## 吹田市立地適正化計画（改定版）

平成30年（2018年）3月 発行

平成31年（2019年）3月 変更

令和4年（2022年）3月 変更

吹田市 都市計画部 計画調整室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231（代表）

全体

ヘッダ・フッタ・見出し・本文のフォント、見開きレイアウト